

平成20年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成20年3月14日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

永井 真人	杉原 透恭	林 郁夫	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	風間 勝治	馬場 節男

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
企 画 部 長	清水 雅美	秘 書 課 長	蟹江 芳和
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	近藤 鈴俊	総 務 課 長	竹本 有基
防 災 対 策 室 長	足立 光司	税 務 課 長	山口 修
会 計 課 長	伊藤 茂	監査委員事務局長	山口 育夫
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	鈴木 民男
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	川合 基弘
生 涯 学 習 課 長	岩瀬 晴彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	柴田 秀夫	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第2号	知立市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第4号	知立市職員旅費条例の一部を改正する条例	〃
議案第5号	知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第6号	知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第9号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第10号	知立市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例	〃
議案第22号	指定金融機関の変更について	〃
議案第23号	平成19年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第30号	平成20年度知立市一般会計予算	〃
議案第33号	平成20年度知立市土地取得特別会計予算	〃

午前10時00開会

○高笠原委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は13件、すなわち議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第22号、議案第23号、議案第30号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第2号 知立市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○杉原委員

皆さん、おはようございます。それでは早速、第2号議案の方からお話をさせていただきたいと存じます。

今回の知立市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きをしたいと存じます。

まず初めに、報酬審議会に関する意義目的と平成19年度、平成17年度、平成15年度に際に行われましたこの際の報酬審議会の附帯意見を御披瀝をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○秘書課長

知立市特別職報酬等審議会につきましては、議会の議員の報酬並びに市長、副市長、収入役の給料、これに関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くということでございます。

今回、平成19年度人事院勧告で給料表の改正と期末手当の関係がございましたので、今回も意見を求めさせていただきました。

それから、内容は議案のと通りの議員を上げて三役は据え置きと言う内容でございました。

あと、附帯意見につきましては、報酬審議会につきましては議員の報酬と三役の給料の額につい

て決めるところでございますので、今、平成15年からと言われましたのは、平成15年から附帯意見というものがついたということで思いますけれども、附帯意見について、長いですがけれども読まさせていただきますとよろしいですか。

平成15年度、平成16年の2月3日に答申をいただいた附帯意見でございます。これ、前にはちょっとしっかり見てないんですけども、附帯意見はなかったと思います。

附帯意見、議会の中で多くの委員から、市議会議員についての定数についての発言がありました。今回、報酬額は据え置くことと答申するものの、議員定数については他市との比較にこだわることなく、これからの知立市にとってふさわしい定数を誠意検討していただくようつけ加えさせていただきます。

あと、後段の部分は、据え置きで頑張っていたきたいというようなことです。

それから、平成17年度、これは平成18年2月7日、ここで附帯意見がついております。

議会の中で委員から、市議会議員の定数についての発言がありました。今回、報酬額は据え置くことと答申するものの、議員定数については、これからの知立市にとってふさわしい定数を誠意検討していただくようつけ加えさせていただきます。

それから、今回の平成19年度の報酬審議会の附帯意見、平成20年2月12日に答申いただいた件ですが、会の中で委員から、議会議員の定数についての発言がありました。県下各市においては議員定数が削減され、また、見直しが検討されている中、当市においても定数削減を誠意検討していただくよう重ねてつけ加えさせていただきますということでございます。

あと、下段は頑張ってくださいということでございます。

以上でございます。

○杉原委員

今回の審議会に関しましては、報酬のみという形で御審議ということの中で、平成15年から平成17年、平成19年、3回にわたって附帯意見が今、

秘書課長がおっしゃられたような形で出ておられます。

しかし、報酬審議会というのは、我々の報酬を決めるのみということではなく、やっぱりこの附帯意見というのは非常に大切にしくちやいけないと私自身考えております。

今回、市会議員の報酬を上げるといったことに関しましては、もちろん我々にとっては大変喜ばしいことですが、市民の血税を繰り上げていただくという形になります。附帯意見の中で、3回とも出ておりましたが、市議会議員の定数削減に関してお話が順次出ておりました。今回、平成19年に行われました審議会に関しましては議員定数の削減を求め、なおかつ今までは我々の議員報酬はずっと据え置きでしたけども、議員報酬を上げるといったような意味合いもあると。ですから、ぜひとも議員定数削減に関しては、我々議員一人一人が真摯に受けとめてですね、これを行っていかなくちやいけないのかなということで、私も附帯意見に関しては感じております。

そこで、私も実を申し上げますと、平成15年にこの報酬審の委員会の一人のメンバーとして参加をさせていただいておりました。当時、私も平成15年の際にも議員に関しては一人一人が専門職になってきておりますので、ぜひとも議員の給与に関しては引き上げていただきたいという答弁をさせていただきました。そして、それに伴い、平成の大合併もございましたし、これから市町村合併もまだまだ道州制もあるかと思っておりますので、議員定数に関しても削減を促した御意見をさせていただきました。

そこです、私自身、市長に御答弁をいただきたいと思っておりますけれども、こういった報酬審に関しましては、もちろんお金のこと、三役ないし我々議員の報酬に関することが主軸になって話していただくということになっておりますけど、やっぱりこの附帯意見に関しては、大変重要かと思っております。そのことを受け、市長の御所見、御感想をいただければありがたいと思うんですが、お願いいたします。

○本多市長

報酬審の皆さん方に私が諮問をさせていただいたのはですね、現況の人の状況、あるいは平成10年度以降の見直しがされていない。それから、今日のあり方の中で、特別職と議員の報酬についての御意見をいただきたいと、こういう諮問をさせていただいて答申をいただいたわけでありまして、答申の中身は、今、課長が申し上げたとおりだというふうに思っております。

報酬審で決められたことでございますので、私は、この答申を重く受けとめておるわけでありまして、今、杉原委員おっしゃるような、附帯意見この3回ばかりずっと出ておりますけれども、今回初めて議員の定数について鋭意検討という言葉が3回にわたってありましたけれども、今回は議員削減について検討と、ここがちょっと違うのかなというふうに思っております、しかし、私自身は、そのことに触れた諮問をしているわけではございませんし、また、私が言うのもちょっと失礼かもしれませんが、報酬審議会というものは、こういうことを御決定いただくところではないというふうに私は思っておりますが、委員の皆さん方の全体、総合的な報酬やそういうことの対しての考え方の中で、バランスだとか、それは定数も含めてですけれども、そういうものがそれぞれの委員の中から出されたんであろうというふうに思っておりますけれども、ただ、やっぱりこのことにつきましては、やはりこれは議会が議員の皆様方でもって決めていただくことであると私は思っておりますので、私自身は、この附帯意見について、これをどう受けとめて、どうするんだってことは特にございません。委員の皆さん方がこのことについては議論いただくことであろうというふうに思っております。

○杉原委員

市長のおっしゃるとおりですね、市長にこの御見解、御所見を問うということに関しては、大変難しい今お話になってるかと思っております。

もちろん私もですね、市議会議員が今後、議会運営委員会、各会派の代表者会議をもって議会

にこれからこの部分、報酬審議会から出たこのところを踏まえて、これは市民の声だと私自身思っておりますので、ぜひとも今後そういった形で各党派、そして議会運営委員会、そして議会に上がってくることを私自身は強く願っておる次第であります。

今回ですね、市町村合併、皆さん御案内のとおり、3,232市町村がありましたところが、実質、今現段階で1,795市町村になりました。ことしの末11月1日においては、あと10市町村が減るということで1,785市町村になるという形も総務省の見解、要は、ホームページの中でもうたわれております。まだまだ私どものこの市町村においては、先ほど申し上げましたけど、道州制の問題もございまして、まだまだこの市町村合併は進んでくるのかなと思います。

それを受けて、私ども市議会議員といたしましても、例えば、この地域におきましては、市が今現在783あるそうですけれども、その中でも全国事例を見ても財政力指数においては、この碧海5市においては100番以内、知立市だと四十数番だったと思うんですけども、前回の調査によりますと、そういった形で、非常に財政力がいいものですから、なかなかこの市町村合併が進まないといった状況がございまして。イコールこの市議会議員の定数に関しましても進んでいかないといたことがうかがえるのかなと思います。もしそうなってくれば、例えば市町村合併がそのあと仮定したといたしましても、この知立市においては、5人も市議会議員が出れないのではないかというふうに私自身は強く感じている次第であります。

話少々ずれましたけども、ぜひともこの今の報酬審議会の附帯意見を含めて、今後この市議会議員の定数削減に関しては、我々市議会議員が真摯に受けとめて今後取り組んでいかないといけないと私自身感じてます。

以上をもちまして、報酬審議会、この第2号議案に関しましては私の意見として閉じさせていただきたいと思っております。

○林委員

それでは、質問させていただきます。

この条例案に関しては、本会議の中で、高橋議員、そして水野議員に対する答弁で、市長は、今回の報酬審議会の諮問に対しては、全くの白紙で諮問され、そしてこうした方針が出たと、そのような回答をされたというふうに記憶しているんですけども、それでよろしいですか。

○本多市長

白紙という言葉で本会議で申し上げさせていただきました。先ほど杉原委員の御質問にも答弁をさせていただきましたけれども、最終的には今日の現況を踏まえた中での適切な御判断、御意見をいただきたいという言葉は、もちろん諮問の中には入っております。

○林委員

適切な額をとということで諮問されていらっしゃいます。

私、諮問の11月21日、市長から特別職報酬等審議会様ということで諮問が出されました。先ほど杉原委員もおっしゃられてましたが、直近では平成17年、そして平成15年に諮問、そして答申という形で事務が進んでおります。今回の諮問の趣旨を見ますと、おおむね平成17年、そして平成15年と全く内容、おおむねというか、全く同じ内容です。人事院勧告がつつらと書かれてまして、最後に、このような情勢を考慮し、議会議員及び市三役の報酬給料のあり方の支給について御審議いただき、御意見いただきますようお願いいたしますと結んでおります。

一つだけですね、今回のみ特別に挿入されている記述がございまして。議会議員及び市長を初めとする市三役の報酬、給料につきましては、議会議員の場合は平成10年4月1日以降、また、市三役につきましては、平成15年4月1日行った引き下げ以降据え置かれている現状です。こうした諮問内容が入ってるんですけども、このフレーズが入りますと、例えば、私が報酬審議会の委員としたならば、それじゃあ、そろそろ市の三役の方々も市議会議員の方々も、よその市と調整しながら上げてあげてもいいのかなというふうに私は思うん

ですけれども、これは市長、どういうふうにお考えですか。

○本多市長

今おっしゃられたことは、現状を私は正確に報告をさせていただいて諮問したという受けとめ方をさせていただけるものと思っております。

今、林委員おっしゃるようなですね、そう思われる方も中にはお見えになるかもしれませんけれども、先ほどの議員削減鋭意というのと議員定数を鋭意というのと少し似たようなニュアンスがあるかなと思いますけれども、その辺は、やっぱり有識者であります皆さん方でありますので、適切なそういう私が今言った言葉がですね、林委員おっしゃられるように、そちらに誘導されることなく適切に御判断いただけるものということで諮問をさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○林委員

勘違いをしていただきたくないというのは、私は、誘導諮問をしたということで、けちをつけているということではない。市長が今、客観的に言っただけだよというそれならそれで結構なんですけれども、私は、やはりこれは市長は違ふよとおっしゃられるかもしれんですけども、市長は、やはり議員もっと働いてほしい、先ほど杉原委員おっしゃられたように、専門職になってるから、もっと給料上げてあげて働いていただきたい、そんな思いの中で諮問されたのかなという思いがいたしたわけでございまして、それならばそれでしっかりと市民、そして市議会の方に、今回報酬審議会の答申を受けて、こうして市民のお金の税金を使いながら市議会の皆様方の報酬を上げさせていただきますのでという形が出てきていただければ私ども議員として腹に落ちですね、そして市民の方に向かっていける、そんな思いの中、市長のはっきりした思いが聞きたかったわけでございまして、今、市長が、あくまでも白紙だよと、そして報酬審議会の皆様方の客観的な事実の中で決められたと、それならそれでそういうふうには抑えておきます。

そして、要するに私言いたいことは、市長の心、6万8,000人の方々を預かる責任者としてどこにあるのかというのは、やはり市民の方は知りたい。純粹に市長は今どんな思いで市政をやってらっしゃるのか、どんな心でやってらっしゃるのかというのを市民協働をうたっている知立市でございますので、そうしたことをはっきりと知りたいというところにあるということを押さえさせていただきたいと思っております。

今回も私、議案出されたとき、議案説明会で発表された際に、私やはり議員ですので、地域の住民の方々たびたび訪問してます。そしたら、何かのついでがあるときは、必ずこの感想を聞いてるんですね。皆さん新聞でお読みになってらっしゃる方多いので、もう決まったんじゃないのという話だとか、あと、どうだという話を聞く中で、雰囲気として7割ぐらいの方が反対ですね。7割ぐらいの方が、やはりお金持ってらっしゃるかなと思われる方は、いいんじゃないのという方もいらっしゃるんですけども、非常に苦勞されている、苦勞されているといったら失礼なんですけども、大変な生活されていらっしゃる方は、えっという方が多い。雰囲気的に7割。私を目の前にしてますので、ほんとはもっと多くの方が反対なのかなという気がしております。

皆さんですね、先ほど杉原委員おっしゃられたように、やはり関心が定数削減にあるんですね。私、今回のこの条例案出たときに、報酬審議会の委員の方々にも回りました。全員には回れなかったんですけども、中には、定数削減条例案も一緒に出てくるんじゃないのというふうに言ってもらえる方もおられました。やはり今、杉原委員おっしゃられたように、給料、報酬引き上げが、定数削減とともに出てくれば市民の理解というのが、より高まったのかなというふうには思いがいたしております。

以上で質問を閉じます。

○馬場委員

それでは、今回の議員報酬に関しまして、答申書の中身見えますと、本市の特別職の報酬等につ

いては、過去にはおおむね2年に一度見直しを実施されてきましたが、平成10年以降は社会情勢が厳しくなり、改定は見送られてきました。

そして、今回は改定に対する市民感情も十分考慮しつつ、近隣各市の議員三役の報酬等の額及び最近の動向、財政状況、一般職の給与の状況と3回にわたって慎重な審議を重ねたというところが重要なわけでありまして、そうした上で、当審議会が近隣各市のバランス、そしてまた、物価の最近の上昇、総合的に勘案をして、市議会議員については報酬審議会全員一致で引き上げが必要であるという結論に達したということですが、本会議でもお話がございましたけれども、近隣各市とのバランスという点では、今回1万9,000円ですか、41万円になるわけですが、その辺の大体水準としては、今現在は何位ぐらいで、どの程度になるのか、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○秘書課長

現在の議員報酬でいきますと40万1,000円ですので、34市中29位、それでこれが41万円になりますと、北名古屋市、これが41万円で26位ですが、同額ということがございます。

それから、低い方から言っちゃっておりますけれども、副議長、現在42万1,000円で知立市は30位でございます。これが43万1,000円になりますと、北名古屋市が43万円ですので28位になります。

それから、議長、現在48万9,000円で31位でございますが、50万1,000円ですので29位という形になります。

以上でございます。

○馬場委員

34市のある中で、今お話があったとおり、そんなにね、そんなにというより低いというかね、そういう位置にあるのかなというふうに思いますね。的確にこの審議会が、その辺の近隣各市のバランスを考えた上で、そんなに高くもないという状況で答申があったのかなということが思います。

そこで、最近のですね、先ほど議員は専門職というお話がございましたけれども、今、情報収集と

か、それから市民相談とか、法律相談もありますけれども、非常に相談事業も多くて、そのために飛んで行っては市民の方と対話をしながらいろんな、当たり前のことですが、活動として以前よりもほんとに多くなってきたなということを非常に感じております。

それだけに私ども商売をかたわらやっております方もいるかと思いますが、そういう人は、ある程度収入があるでしょうけれども、専門職でやっておられる方というのは、なかなかこれが41万円になってとしても高い方ではないんじゃないかというふうに私は思うわけですが、そうしたことにつきましては、市長、率直な意見、これは答申書はこういう形ですけども、市長から見ても、市長は議員の経験もあるものですから、商売もやってみえるものですからあれですけども、専門職でやるとする人の意見も聞いたこともあるかと思っておりますので、その辺で高いのか安いのか、ちょうどいいのか、どうなのかなという御意見としては、ちょっとコメントがあればお聞かせいただきたい。

○本多市長

さかのぼってお話をしなきゃならなくなってきますので、簡単にお話をさせていただきますと、私も昭和57年に議員に初当選してから、とにかく10年ぐらいの間に一気に駆け上がってまいりました、報酬が。たしか14万円ぐらいからこの40万円ぐらいまでぱっときてしまってますね、経済というのか、社会の動向がそういうことであつたという中で上がってきたと思うんですけども、それはほんとにありがたい話だというふうに思っております。

今、馬場委員おっしゃるように、私も仕事持っていましたけれども、日に日に自分の仕事が手を離していかなきゃならない、それぐらいいろんな活動がふえてきたなということを毎年感じてきたわけでありまして、当時は本音を言えば、もう少し上げてくれるといいがなと思ったこともあつたわけでありまして、今現状は、私は議員報酬をいただく身ではありませんけれども、この諮問とはま

た別にいたしまして、ほんとに今おっしゃられるように、専門職化してきて、確かに御自身の御家庭とか、家内企業でも何でもそうですけども、会社へ行っておればですね、会社員でこの立場にあるということはなかなかまずないと思うんですね。それは無理だと思いますけれども、うちで仕事を持っておみえになる方でも結局その仕事がおそろかになっていくと。結局それだけの分がマイナスになっていくということでもありますので、そういう点からいきますと、議員の報酬は、これ生活給ではありませんので難しいんですけども、歳費ならいいんですが報酬ですので、この辺には今後の、いわゆる先ほどの道州制の話もありましたけれども、そういうふうになってきますと、これは歳費にももちろんなってくると思いますけども、現状の中で、どこまで議員たちの仕事にこたえていける報酬になってくるのかということがありますので、私は、そういう意味からいくと、決して高くないというのが率直な気持ちであります。

○馬場委員

それで、もう一つ、附帯意見で議員定数の話もございましたけども、議員定数の話は議員定数の話で議論していかなくてはならないんじゃないかと。近隣市もやっぱり削減をしておるわけですから、附帯意見としておっしゃられたからには、これを無視するというのもできませんのでね、やっぱりこれは議会の方も定数削減についてはきちっとやっていかないと。

それから、もう一つは、政務調査費も今一人議員18万円あるわけですけども、これも今ほとんど返すところが、うちも半分以上返しておるわけですけども、お返ししておるということもありますので、その辺もちょっとこれから議会の方でも議論していかなくちゃいかんかなというふうに思います。やっぱり市民の方たちは、大変な思いの中で税金を払っているわけですので、そうしたことも踏まえると、そうした定数削減、または政務調査費についてもしっかり議論していかなくてはならないし、また、それ以上に私の議員活動をもっともっと活発にやっていかなくて

はならないというふうに思っております。

それで、もう一つお聞かせいただきたいのは、10年前上がったときはどうだったのかなということですが、その10年前のことがわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上であります。

○秘書課長

10年前と言いますと、平成11年の2月15日に答申がありました。これは、期末手当が職員が上がりましたのでということで、その回答だと思われまうけれども、これについては加算するようにと、同じようにですね、人勤どおりにやってくれということですよ。

したがって、ほんとの昔は2年に一度やっておったんですけども、期末手当につきましても一応報酬の年額の中に入りますので、出たら上げるということで報酬審を開いて人勤どおりというこれが平成11年2月15日にいただいた特別職の期末手当のあり方についてという答申をいただいております。

それから、平成13年の11月30日、ここでやはり議員及び市長等の期末手当の支給割合について答申がきております。これにつきましては、ちょっとどういう諮問をしたのかわかりませんが、平成13年度の人事院勧告、ここで引き下げ、一般職の期末手当が3.6カ月から0.05カ月引き下げられると人勤が出ました。こうしたことから、一般職と同様に率で下げようという答申が出ております。

それから、平成14年の11月26日、ここにつきまして答申書がございますけれども、ここで講習と期末手当諮問をしております。ここで、平成15年度については支給改正の回数の改正ということで、今まで3月にありましたあの期末があるときなくなったみたいですね。6月と12月に0.25上げて、3月をゼロにしようよという、これはプラスマイナスゼロだと思いますけども、平成14年度の改正が平成15年度にひっかかっていったということで、平成15年度の3月の期末をなくして、それと6月と12月に振り分けよという人勤と同じ答申ですね。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせをください。

まず、今回のこの答申ということでありませけれども、繰り返して大変恐縮ですけれども、まず、諮問の背景、先ほども、るるありました。長いこと上げてないことや、その他を含めて、もう一つこのところをお聞かせください。

○秘書課長

諮問につきましては、平成19年度人事院勧告、これが官民格差0.35%を埋めるために初任給を中心に若年層にその分、給料月額を引き上げたと。それから、扶養手当の引き上げもございました。それから、期末勤勉手当の引き上げ0.05カ月分ありました。

このような内容で諮問したわけでございます。それで回答がありましたのは、今言われますように、市議会議員につきましては、近隣市の議員の報酬額、今の順位ですね、そこら辺を考慮して委員全員で引き上げが必要であるという結果になりました。

それから、三役につきましては、今回的人勧が若年層だったというようなこともありまして、大規模事業も継続しておるということで、とりあえず三役は据え置いたらという内容のものでございました。

以上でございます。

○佐藤委員

人勧を受けて若年層を中心に引き上げられたと、そういう背景のもとで、今回議員を含めた特別職引き上げと、どうするかについて諮問をされて、答申は全会一致ではありませんけれども、議員活動にふさわしいものであると。類似都市と比べて知立市は低いよと、さらには活動に対する経済的対象と、この主要な三つを挙げて、議員については必要だと。しかしながら、特別職については、人勧の若年層を対象にしていることや厳しい情勢の中で、みずから率先して市民、職員に端的に言えば範を垂れてやっていると、こういうことから引き上げについてはしないという答申だったというふうに受けとめているんです。

しかしながら、私は、今、しゃばでは春闘が闘われていると。トヨタなど大手を含めて1,000円と、それ以下と。中小に至っては、ほんとに厳しい状況と、こういう中身なんですね。

そうした一般市民との暮らしや状況を考えたときに、確かに知立市の市会議員の報酬は長期にわたって据え置かれてきたという背景はあったにしても市民目線から見たときに、これが納得できるのかということが第一のポイントだというふうに思うんです。この点、本会議の質疑の中では、市長は、これは上げることを通じて職員にやる気を起こさせて、結果そういう言葉を言ったかどうかわかりませんが、市政の効率的な、またそうした仕事ぶりが発揮できるということを言われたかなというふうに思いますけれども、しかしながら、やっぱり公務員といえども、公務労働とはいえども、世間一般とかけ離れているわけじゃなくて、そうした市民の暮らしを支える仕事をしているということを見たときに理解が得られるかと、ここは問題だと思うんですけど、この点の認識、もう一度お聞きしたいと。

その点では、特別職について据え置いたという点では、そういう目線を意識したと。しかしながら、市会議員に対してはいろいろ言うけれども、そういう目線を意識しない答申ではないかなというふうに私は受けとめているんですけど、いかがですか。

○本多市長

我々特別職と議員との使い分けのような話になるわけですけども、何を意識をされて我々が据え置きになったのか、どういうことをかんがみて議員の報酬がこういう形でアップになったのかというその真意は、ここに書かれたところから想定とどうか、想像させていただかなければなりませんけれども、今委員おっしゃるように、今の社会情勢や市民の皆さん方の目線という点からいきますと、やはり我々特別職もそうでありますけども、議会の議員の皆さん方が、幾らであるにせよ報酬アップすることそのものが、ほんとに妥当だとなかなか思っていただけない私は社会情勢であろう

ということは認識はさせていただきますけれども、報酬審の皆さん方は、そういうこともかんがみながらこういう結論をお出しをいただいたわけでありますので、これはしっかりと受けとめなければならぬというふうに思っております。

私どもの特別職の方は、私が口を挟んで報酬審に申し上げることは何ももちろんありませんので、適切に報酬審が出した結論だというふうに思っております。

○佐藤委員

今ね、市民目線からいうと、こうした引き上げについてはなかなか理解得られない。妥当だとは思っていただけないと。今、率直に市長が述べられたとおりでと思うんですよね。そこ報酬審との意識の乖離がこの答申となってあらわれたなどというふうに私は思うんです。そうした点では、こうした答申を受けたからといって、必ずしも引き上げを提案しなくてもいいということもあるかと思うんですけれども、もちろん提案してるわけですから、そうしたことを検討する、考えたという余地はなかったかと思えますけれども、必ずしも引き上げを提案しなくてもよかったのではないかなど、こう思うんですけど、この点はどうでしょう。

○本多市長

先ほども少しお触れをさせていただきましたけれども、とりわけ議員の皆さん方が議員活動を行うことによって、いわゆる自分の仕事をお持ちであれば、そうでなくても時間的にも含めて犠牲になっているところの中で、その経済的な支援と申しますか、そういう面でこの答申に書かれたとおりの経済的な代償という言葉が遣われておりますけれども、そういう考え方なのかなということを私は思っております。

それと、今お話がありました報酬審の皆さん方もいろんな立場の方おられますけれども、そういう方々が、やっぱり私どもから見れば、それもまた市民の代表の皆さん方によってお決めをいただくという場であるというふうに思っておりますので、なかなかどの方が市民の代表だと、市民も

すべて市民でありますし、議員も皆さん方も市民の代表でありますし、私もそういう立場でありますし、また報酬審の皆さん方も報酬審議会という立場の中での市民の代表だというふうな考え方の中で、私は尊重すべきだということを申し上げたわけでございます。

○佐藤委員

だとするならば、やはり事前に、先ほど林委員が言われましたけれども、市民が新聞報道で知ったということでは、反対の方が多いいということも先ほど発言をされたわけですが、そうした点では、もちろんこれは慎重に取り扱わなければいけないわけですが、少なくとも何らかの形での報酬審とは違った形での意見聴取をするような機会があってもしかるべきかなど。これは慎重に取り扱わなければいけないけれども、そんなことを思うわけです。

そうしたことについては、今回こういう提案でいくということでもありますけれども、今後やはりそうしたことを考えなければいけないじゃないかというふうに思うんです。

きょうですね、ここに税制改正に伴う影響額というものが出されました。これは平成16年度からの今日の税制改革による影響額ということでもありますけれども、ここでは所得税の見直しだとも入ってますけれども、少なくとも多大な市民への負担増がきてるときに、ほんとにそうかということも含めたら、そうしたことも検討されてもよかったのではないかなというふうに思います。それは申し述べておきます。

それと、先ほど来ですね、附帯意見についての委員の皆さんからの発言が相次ぎました。先ほどの議論の中で、市長はあくまでも議員の皆さん、三役のこの報酬について答申をされたらと、給料のあり方並びに期末手当の支給割合についての答申をされたらということで、本多市長も見識を示されて、それに対するコメントを控えられたというふうに私は思っているんです。

しかしながら、もう一度お聞きしますけれども、この報酬審というのは何をやる場所ですか。こ

このところをお聞かせください。

○秘書課長

報酬審は、市長が諮問するという事になっております。その内容は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び収入役の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くということをございまして、審議会の開催のルールにいたしましては、人事院勧告で一般職の方に給料表と期末手当、ここら辺の増減が出た場合は必ず聞くような状況になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この報酬審議会というのは、あくまでもこの報酬、給与に関する事についての諮問を受けて答申をするというのが原則だということですね。

それで、先ほど来、皆さんが、この附帯意見についてさまざまな意見表明をされました。市民の中に、議員定数についてはさまざまな意見があることは承知しているとおりであります。

しかしながら、これについて、求めてもいないことについて意見を出されたからといって、その意見と答申とが附帯意見という形で出されることが妥当なのかと、諮問の内容以外のことがここに書かれているわけですね。もちろん議員定数とこの報酬というものがね、全くこれ別個の問題です。定数削減したら報酬上げるというレベルの議論をしてるわけじゃないですよ。私は、報酬と定数削減を同列の議論で扱う問題かということについて、大変答えにくいところではありますけれども、諮問して答申を出されたわけですので、そこについての見解をお示し願いたいと。

○秘書課長

先ほど、平成15年度から附帯意見がついたということで、やはり委員会を開いて委員長が、委員の方々も知ってみえますけれども、ここは報酬の額をするんですよ、決定していくんですよというようなことは知っておりますけれども、附帯意見だけつけたいという委員長の答申でございます

ので、私ども答申の内容じゃなくて附帯意見ならということで平成15年度見ていきますと出ておりますので、それならしょうがないなということでやられていただいております。あくまでも答申内容の附帯の意見だというふうに理解しております。

○佐藤委員

報酬と議員定数は全く議論のレベルが違うということをね、そこははっきりさせないかんです。そのことは大変答えにくいことかもしれません。先ほど申したとおり、議員定数についてはさまざまな御意見があることはね、それは承知しています。

しかしながら、議員定数に関しての権限は議会の方にあるわけですよ。当局がこの諮問を受けて附帯意見があったからね、これでどうのこうのということを議会に働きかけることはできないと思えますけれども、その点どうですか。

だからこそ市長も、そのことについてのコメントを控えたわけですよ。だとするならば、この附帯意見が報酬審の意見として妥当かどうかということ判断をすることが必要じゃないですか。

私は、そういう意見を抑えるということじゃないんです。そういう意見があれば、別ルートでもいろんな意見を表明する機会もあるわけですよ。だとするならば、この答申にあえてこれを容認するということが妥当なのか。議会の越権じゃないですか、当局の方の。どうですか。

○秘書課長

今の議会の越権かどうのこうのは今ちょっと私、難しくわかりませんが、とりあえず報酬審議会の委員が、私ども報酬のことだけですよとは言っております。ですけれども、やはり前回やられた方も見えるし、前々回委員やられた方も見えるかもわかりませんが、そのようなことで、附帯意見でということにつけさせていただいておりますので、一遍よく調べさせてもらってですね。

ただ、私としては、委員長の皆さん委員からあげられた意見を言いたいということで書かれておりますので、今の越権とかそういうことになりま

すと、一遍研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○佐藤委員

厳しい言葉で言いましたけれども、議論する土壌のレベルがそれぞれやっぱり筋道立ててやらないと、これはおかしい話になるじゃないですかということをおかしな話になるじゃないですかということをおかしな話になるじゃないですかということを私は申し上げているんです。

課長は、今はそれは委員長への附帯意見だからということで載せてるけれども、それは当局が諮問してるわけですから、当局の責任でもってきちっと線引きをするということが妥当じゃないですか。だからこの議会の中で、これが載ってるからといって市長に、市長は答えようもないことがここに載るわけですよ。そうじゃないですか。市長が答えようもないことが載って、それでよしとするということは正しくないじゃないですか。どうでしょうか。

私、報酬審を先ほども前提として申し上げてるけども、議員定数についてはさまざまな意見があるからね、それはいろんな御意見持たれることは十分承知しています。しかしながら、その意見表明は答申の場を借りなくても開かれた場でね、いろいろ意見表明できるわけですよ。そう考えると、そこは答申した側の責任でもって違いますよということで、ここの議会と執行部側の線引きのところを御理解いただくということが必要ではないですか。私はそう思いますけれども、市長、この点どうでしょうか。

○本多市長

私の諮問内容とは全く違った一つの答申だというふうには私は理解しております。

これ3回続けて類似的な答申内容があるわけですが、今後は諮問の際にも、今課長がお話をさせていただきましたように、委員の皆さん方にはこういうことをお決めいただきたいということをもっと少し明快にお話をしてやっていくべきだなということは今、思っております。

ただ、委員の皆さん方の中には、議員の定数について、私が執行部として一切法的に触れるべきところではないというものではないという御意見

も非公式にはわかっておみえになる方もお見えになりますので、そここのところが私に対してこの議員定数を一遍考えたらどうだという意味に私がとってこないかというような方も過去の委員にお一人ぐらはお見えになりましたので、それはそれで考え方は受けとめさせていただきますということではありましたが、そういうところがある中でこのように附帯意見ということだと思いますので、今後につきましては、報酬審の中身については特別職と議員の皆さん方の報酬を決定いただくということで明快にしていきたいというふうに思っております。

○総務部長

報酬審の答申とは別でございますけども、ひとつ誤解のないように訂正というか、認識だけはさせていただきたいと思いますが、定数の削減につきましては、市長の越権行為ということはありませんくて、議会の会期規則並びに委員会条例、傍聴規則、事務局庶務規則は、これは議会の専任事項でございますけれども、定数削減の条例の関係につきましては、長及び議会の両方に提案権がございますので、よろしく願いたします。

○佐藤委員

今、総務部長の方から、長及び議会それぞれその権限があるということで、私が片方だけという点での認識は改めさせていただきます。

しかしながら、今、市長が言われたように、答申そのものに沿うということは基本だろうということだけは、市長が先ほども今後はということでおっしゃったので、その線でやっていただきたいというふうに思います。

○風間副委員長

議案2号のこの報酬審議会の答申の件ですね、今、余談の方の議論が活発になっておりましたので、つつい振られてしまいました。

それで、私もちょっと少々現状を頭を悩ましているというような状況はあるわけなんです。

それで、何がかといいまして、一つは住民の皆様方の考え方、これが私の活動不足に由来しているのかもしれないんですが、なかなか把握し切れ

ていないなという部分が一つなんです。

それで、やはり我々は市民の皆様方の代表という職責をいただいて、それでその崇高な使命を全うさせていただいておるといふ流れの中でのポストでありますから、やはり市民の皆様方の意向に沿うというのが大前提の話になるわけですね。

それで、そこの意思と大きく乖離したすべての意見に合致する活動というのは、これは間接民主制の中ではなかなか難しい話ではあるんですが、多くの市民の皆様方の最大限の納得の中での活動というのが大前提だと思うんですね。

そういう場合に、今回のこの引き上げの答申、この件が果たしてどういう形で理解されていくのか、あるいは今回のこの件についての議会との乖離が広がっていくのか、こういう部分をしっかりと考えていかなければならないんだろうというふうに思うんです。

それで、一つのポイントとしましては、それは個々個々の議員がそれぞれの審査の皆さんとか、市民の皆さんとか接する中で、リアルな真摯な御意見をちょうだいするというのが一番直接的な一つの考え方の中心になるかと思うんですね。

しかし、それは正直な話、6万市民の皆さん方すべてからそういう判断をいただくというのはなかなか難しいわけですね。そういう場合に一つの根拠として制度論という中で、やはりこういう審議会、協議会制度というのが現存しているわけですね。ただ、この審議会、協議会制度が果たしてほんとに機能しているかどうかというのは、また別の議論でいろいろ御指摘があるのは私も承知した中で、制度としてあるここは一つ重きを置いて検証していかなければならないと思うんです。

それで、一つ私がお聞きしておきたいのが、この今回の報酬審のこの答申を得るに当たりまして、全会一致で賛成されたという御回答を先ほどから聞いているんですが、それはそれで全会一致なのだろうということなんです、その中でもね、出席するとその雰囲気というのがわかるじゃないですか。ほんとにやむなしなのか、リアルなそういう雰囲気を、僕らも傍聴すればよかつたんでしょ

うが、なかなかそういう我が身のこの内容のようところにね、議員がしゃしゃり出てというのは、やっぱりそれはいささか失礼な話にもなるし、審議会委員の皆様方に対しましてね、やはりその辺のリアルなちょっと状況だけをお聞かせして、そのほかにどんな意見、細かい意見でもいいもんですからね、参考までに御披瀝いただけるならば少々お聞かせいただければありがたいというふうに思うんですが。

○秘書課長

3回やった中で、私たちも正規の資料を出しますので、そのような資料を見ていくと、先ほど来から話がありました議員は県下の中で低い方だなということもわかる。それから、平成19年度4月以降にどんな市が上げたんだというような情報も渡しますので、ここでいうと平成19年4月以降、上げた市議会が五、六個あったですね。それから、三役については2市のみというようなこともありまして、やはりそういう委員会出て資料見ながら県下はどうなっておるんだというふうなことを資料等で話し合いますと、やはり議員の方々、全会一致で値上げだという話でございました。

です。資料なくしてですね、うちの地元の議員がこういうどうのこうのというようなことで値上げについてちょっと首をかき上げる方もみえたんですけども、県下状況、近隣の状況、今の状況を資料的に出しましたところ、最終的には議員は全会一致ということでした。

その反面、今言いましたように、三役につきましては議員よりちょっと上の位置にありました。それから、今言いました平成19年4月1日以降の改正の状況等話しても、近隣で2市しかありませんでした。そのようなことからいきますと、三役も上げてはどうかというような話もございましたが、最終的には据え置くという意見が多くなりまして、委員長がこういうふうにとまとめられたということでございます。

以上でございます。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間副委員長

雰囲気的にもね、ああそうなのかということで、それは資料的な部分から見ればそうなるんですよ。これ持っていき方なんです。だから、そういう審議会の運営のやり方ね、これも先ほど来より市長が恣意的に云々の話が出ておるわけでしょう、そういう示唆をするような発言が。それは当局の持っていき方によってはそういうふうになると。どうしても味つけできちゃうわけなんです、審議会協議会制度なんていうのはね、根本と合わせ。だからもう少し改善の余地があるじゃないかというこれは国のそういう制度論からの問題点の指摘はあるわけなんです。されとて、その審議会というのは重要なね、今の現制度の中ではそれ以外のやり方はないという中で、それはそれで尊重していくと。

だから、より公平・公正で、先ほど来より市長が言われているようなね、全くの白紙にこの案件をどうするんだというこの議論、そういう持って行き方、そして真摯な議論、その上での結論、これが重きを置けるわけですよ。それは当然皆さん共有する部分だと思んですが、ただ私がそこで伺っておきたかったのが、先ほど来、本会議からも出ていますけど、今非常に厳しい経済情勢の中という部分と、それから、もう一つは、知立市が抱える今の行財政運営、この状況下の中でどうだという話でね、その辺で皆さんこういう話が諮問したときに真摯にもろ手を挙げてというふうじゃないということはこの辺の文面を読めばわかるんですけど、そういう中での細かな意見としてなかったのかどうなのか、その辺をもう一つ、再度確認させていただければというふうに思いますけども。

○秘書課長

うちの委員の方が一人、ある新聞社の県内の順

位等の資料を持っていただいて、それも見たわけですけども、一応財政力指数とか、そこら辺も資料として全員に渡ったかどうかわかりませんが、そこら辺も参考に入ってると思っております。

○風間副委員長

大体そういうことだよということはわかりますので、あえてその辺の状況の確認はもうこれぐらいにしておき、それ以上の話は出てこないかなという思いはするんですが、私自身のところには、正直言ってこの件の案件に関して、リアルの直接的にこのお話を伺ってないものですから、よけいちょっと心配になって、回りまわってやはりこんな時期に引き上げたいというような話はね、遠巻きな流れの中で情報としてはお聞かせいただいておりますよね。

他市との比較論でいえば、確かこうちは低いは当たり前でありまして、それをもうちょっと上げてくれれば我々も基礎的きちっとしたもう少し充実した活動もできるなという思いはしてるんですね。これは各党派でも共有の部分はあると思うんですね。

しかし、こういう状況下でそういう引き上げたいのかどうなのか。その市民世論と合致した流れの中で、そういった理解を得られる方向性が得られるのかどうなのか、ここは非常にまだ僕自身難しい部分があるんですが、しかし、制度論として確認をさせていただきたいのは、やはり今、日本の国は間接民主制度ですよ、基本です。特に地方政治は市長と議会という二元代表制になっておりましてね、両方が公選で選任をさせて、そして間接的にそのまちまちをどうしていくんだという議論をしているという形になっています。

しかし、間接制でいったって白紙委任をしているわけではないものですから、すべてにおいて何でもやりたいほうだい議会や市長はやってもいいかということになると、それに歯どめをかけないかんわけですよ。そのかけるのがこの審議会協議会制度があるわけですし、そういう流れの中で、今回全会一致でこの審議会委員の皆さんがこうい

う答申を出されたと、いろいろな諸条件の中で、引き上げもやむなしという答申をされたということは非常に重い部分があるなという思いは私しています。

そして、もう一つは、その答申を受けて行政の長たる片方の二元代表制の市長が、市長がまたそこで総合的に判断をされて、そしてこういう提案をした、ここの重さというのは非常なものがあるなという部分で、そこは私、重く受けとめておかなければならないんだろうなと。

よく議会と行政は、市長と議会は車の両輪の例を例えられるわけですし、緊張と協力の上によりよいその市政の前進がつかさどることができると言われるわけなんですけど、その前提で、今回碧南市でも否決の報道がされているのですが、否決の前提はないんですね。確かに修正はあるんですけど、現状議会で否決をするというのは、非常に市民不在につながるという指摘があるわけですね。否決する前に、なぜもうちょっと協議をして、そういう形にならないようきちんとした提案でできなかったのか、議会も、なぜそこでもうちょっと事前に指摘をしてですね、より協調性のある体制を組めなかったのか、こういう指摘もあるわけですね。だから、そうならないためにも、いろいろな調整やら議論というのは大前提でなければならないというふうに思うんですね。

そういう部分では、今回こういう形で事前から市長も各派代表者の方にもいろいろ刷り合わせがきておったのも事実でありますし、そういう流れの中で、こういう提案をされてきたということは非常に重きがあるなという部分ですね、私はこれはこれとして真摯に受けとめをさせていただいて、そして、より一層こういう形になれば、当然のことながら、より市民の皆様方の我々議員を見る目、議会に期待する側面、こういうものは強くなってくるわけですから、ここの報酬審の最後の総括の中にもありますように、市民の代表としてしっかりと自覚し、そして重要性を十分より一層自覚して、一層努力していただきたい、こういうことがあるわけですので、ここの部分ではしっかりとこ

の辺に沿った今後のより一層の市民の皆さんのための活動、まちづくりに対して進んでいかなければならないというふうに思うんです。

それと、先ほど来よりそこに関連して、この附帯意見にあります定数削減、この考え方についての議論もあったわけです。これ以前から私も申し上げておるんですが、審議会におけるこういう附帯意見、これは平成15年度から載せられるようになったという御紹介ありましたが、これ、正直言って審議会協議会制度からいえば、完全に越権行為なんです、これはね。これはほんとに戒めていただかなければならないような案件だと思うんですよ。

しかし、その気持ちはわかるんですよ。本来なら我々議会の方がね、こういう意見が来る前にしっかりと検討委員会を設置してね、知立市の定数はこれでいいのかどうなのか、こういう議論をしてね、市民の皆さん、これ御心配からゆえに意見だというふうに私は受けとめとるんですよ。確かに、こういう中に入ってくるというのはね、いささか少々不満に思う部分も私としては持つてらるるんですね。そして、こういう重要なものがこういうところに入ってくるというのは、この重要性が少々薄まってしまふなという、そういう部分もあると思うんですね。だから、これはこれでしっかりと意見表明を議会に向かってしていただければいいですし、また、その意見表明が来る前に我々は自己的に改革の意味を持つてらるるんですね。各党派で、どうするんだと。今、市民世論はこうじゃないかと、こういうことをやっていかなければならないんですが、いささか少々対応はしてくれているなというのが私の感想として今、思っているところです。

だから、これは今後、議会運営委員会の方でも正式に提案がありましたし、それはどうするかというのは正式に議会としてきちりとこの辺の是非をね、定数をどうしていくかというのは検討していかなければならないと思うんですが。

それで、さっき総務部長から、若干お話をいただいたのをちょっと僕も確認をさせていただいた

いんですけどね、確かに提案権ですよ、議員定数削減の。これは長と議員にあるということの御説明がありましたですが、それはそのとおりなんです。

ただ、定数を削減するこの検討ですね、これは市長の方は基本的には住民の直接請求によってきた場合にそれはどうするかという形で議案として提案して出していくという権限ですね。我々は基本的には、確かに請願、陳情からきてそういう形にもなるし、自主的にもあるということで、その原則論としては、議会の定数を市長が自主的にやれるという権限ね、検討していく権限、これは議会に直結しておると思うんですが、その辺の確認をちょっとさせてください。

○総務部長

委員の見識のとおりだと私も理解しております。

○風間副委員長

そうしますと、やはり市長にこの件を振るというのはね、やっぱり酷なんです。先ほどから振ってるような示唆をされている委員も見えますが、これは酷な話でありましてね、これはやはり我々の責任を持ってこれはきちっとやると。

くどいようですが、この附帯意見がありましたからやるというものではない。ただし、載っちゃって正式に出てきた以上は、これは当然受けとめて、そういう発言も議会運営委員会で提案された林委員も見えるわけだし、それはそれとしながらも、やはり正式に今後はこういう部分は議論していくという形の流れだけはここで確認いただければありがたいなというふうに思うんです。

そんなことで、今回のこの引き上げというのは、非常に今の経済情勢や知立市の今の現状あります財政的運営の中で、非常に厳しいものがありますが、先ほど来より申し上げておりますように、制度論の中で審議会が全会一致で決まって、そしてそれを総合的に判断した中で行政の長たる市長が提案したというこの重みを受けとめた以上は、私もこの辺は真摯に受けとめさせていただいて、最後の採決という形に臨みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について挙手により採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。したがって、議案第2号 知立市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案第3号で、管理職手当の定率制から定額制に改めると、こういう提案でありまして、本会議の中で、その額、またそれを率に直したときにどうかというものもモデル的な職員の中で明らかになったと。本会議での議論の到達は、市長は今回提案、先ほど私ちょっと間違えましたけれども、幹部職員の給料、手当ですね、定額化にすることで職員のやる気をより一層促すということで御理解をいただきたいと、こういう中身でした。

それで、本会議の中では、今回の定率制から定額制へのシフトについて議論が行われましたけれども、再度国の方が、そうした形でやるという流れの中で、その趣旨と国のやっている内容、それを知立市としてそのまま受けとめて提案してるかどうかと、ここのところはどうかでしょうか。

○秘書課長

人事院勧告がありましたので、これを定額化し

ていくということでございます。

それで、準じているかということでございますが、国の25%までいくのは私ども関係ありませんので、私どものところだけにしますと、中央機関の管理職に適用されるものは3種から5種までだということでございます。

それで、私どもも国の課長がどんなふうにもらってるかよくわかりませんが、ここに書いてあることは、中央機関における超過勤務手当の支給実績等考慮してということがありましたので、国家公務員はそういう私どもの管理職手当をもらっとるものも超過勤務手当をもらっていたんだなというのがうかがえますけれども、ここで、3種については現行16%の17.5%に下さいよと。それから、4種については現行12%を15%に下さい。それから、現行10%の5種については12.5%というようにこちら辺が大幅に伸びておりますので、こちら辺が今の管理職手当と超過勤務手当をもらわれとったのかなというふうに思われます。

したがって、この3種、4種、5種、ここを私どももやっていきたいなということで、最終的には部長8級は3種、課長7級は4種、課長補佐6級は5種というようなことでございます。

それから、この管理職手当の上げると幅が大きいんじゃないかというようなことでいろいろ議論されて聞いておりますけれども、この近隣市ですね、碧南市、刈谷市、安城市、また広域連合も一緒にすけれども、こちら辺が現行がもう部長職だと18%、私どもの部長が15%ですけれども、課長職につきましては15、16、14と、私どもは12と。それから、課長補佐につきましては、12、13、10がございまして、うちでは10というようなことで、高浜市を除いてほかの市は、私どもの給料表の級が違うでいかんですけれども、課長、部長につきましては、次長級のクラスになっておりますし、課長、それから補佐については、今、近隣市と同じような状況になるというふうに見込んでおります。管理職ということで定額制という趣旨からもこのように近隣市並みにしていきたいなということでございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員

この中身で上げるものについて、3、4、5種というような形で言われました。それが国がそのところを上げなさいと言っているんですか。どうなんですか。もう一点そのところを。

○秘書課長

これは国の方が1種が25%、これは算定割合ということですが、1種については25%、2種については20%、3種については、これは現行の国でいう特別調整額ですね、これはうちの管理職手当のことでございますけれども、3種については16%をこれは10%上げて17.5、それから、12%のところは25%上げて15%、それから、5種10%についても25%上げて12.5というような算出割合はこのパーセントでやれというふうになっております。

以上です。

○佐藤委員

本当に課長の持つてる資料は私、持ってないので、何とも言いがたいわけですが、しかしながら、国が俸給の特別徴収額の定額化に伴う経過措置ということで、平成19年3月31日、現行の水準、それを平成19年の4月1日100分の75にし、そして、平成20年4月1日で100分の50、平成21年4月1日100分の25、さらにそういう形で特別徴収額が定額化とともに引き下げていくというのが国の基本的な考えだと、これはこの間も議論されてきたところです。

そして、知立市の管理職手当は、近隣他市に比べて率も15、12級というような形で低いこともそのとおりであります。そういう点では、引き上げという改定はあるんだろうというふうに思うんです。

しかしながら、先ほどの議員の報酬の引き上げと同時に、第一は、市民の理解を得られるかと。12月議会でこのことを言わせてもらいましたが、そのときに課長は、市民の理解を得られるようにやっていると、こういうことを言ったんですよね。得られるような中身が今日の提案だというわけですが、もう一度、国の定率制か

ら定額制に変えていくね、先ほど今、段階的にや
ってるわけですけども、そういう形で経過措置を
設けながらやっていくという中身について、これ
は先ほどの何種、何種という形で上げていくんだ
よということを言われましたけども、そこの考
え方は、どう整理をつけたらいいんでしょうか。

○秘書課長

経過措置につきましては、4年間で100分の25
までというようなことで人事院勧告に載っており
ますけども、うちには該当しません。計算しても
該当がないです。それだけ本俸がよくなったとい
うか、この人事院勧告のこの経過措置に該当する
ものは一人も試算しますとおりません。

○佐藤委員

ちょっと話がよくわからなくて、試算をすると
この経過措置に該当するものがいまないと。これ
は当然だと思うんですよ。というのは、全体みんな
引き上がっていくんだから、これは国のやつは
そもそも定率制にしてこれを引き下げていくとい
う流れの中で、いわゆる激変緩和と言いますか、
急激に下がらないように経過措置を設けるとい
う中身なんです。

今提案されている中身は、これは国と違って、
国はこう下がっていくんですよ。市はこう上げて
いくんですよ。そして、その根拠を課長がね、先
ほど1種については何だとかかんだとかというこ
を言われて、国がそういうふうに指摘をしてる
から上げるんだと言ってますけれども、ほんとに
そうですか。

○秘書課長

今、部長が、今の率が部長で15、課長で12、10
ということで低いもんですから、これをやっても
経過措置で低くなる人はいなくなると。もともと
低いところから上げますので、そういうことでご
ざいます。

○佐藤委員

本会議の議論の中で、管理職手当についての内
容について、秘書課長いろいろおっしゃったけれ
ども、俸給の定額化の方法というのは、各職務の
給与の人員分布の中位に相当する号俸の俸給月額

に支給区分別の支給率を乗じて得た額ということ
なんです。もちろんこの中では、知立市の提案
は中位に合わせておけばね、でこぼこするんです
よ。従来よりも下がる人と上がる人と。高浜市は、
まさにこれを提案してるわけですよ。だけど、
高浜市が提案している中身が国の言ってる中身な
んですよ。中位の相当する号俸の俸給月額とい
うことを基準にしてやってるんです。

知立市が、特別他市に比べて低いかどうかとい
うことを問題にして定率から定額化にするとい
うことを言っているわけではないんですよ。だから、
中位でやるとね、当然下がる人もいる。もちろん
上がる人もいますよ、それぞれ。だけど下がる
人に対しては経過措置を設けなさいと、激変緩和
を設けなさいというのが国の指針じゃないです
か。そこのところをちょっと考え方として、技術
的なやり方としてどうなのかという点で間違っ
てますか、私の言っていること。

○秘書課長

現行部長職15%で平均を出しますと7万806円
でございます。それから、7級の課長、12%で平
均が5万3,351円でございます。それから、6級
の課長補佐は10%で平均が4万2,036円ござい
ます。これに先ほどの3種、4種、5種、加算率
10%、これは数字として7万7,886円、6万6,688
円、5万2,545円と部長、課長、補佐というこの
加算を掛けますとこうです。それで国の支給率の
17.5%、15%、12.5%を掛けますと部長が8万
2,607円、それから、課長が6万6,688円、補佐が
5万2,545円となります。これで国の見ますと、
今言った3、4、5とびつりの今の8万2,607
円が8万2,200円、これ適用額ですね。それから、
課長の6万6,688円が6万6,400円と、それから、
補佐の5万2,545円が国の適用額の5万1,900円、
これに似てるということで、この表でやらさせて
もらってます。

です。最終的には平均額を出して、どんな
ものだという数字を掛けた数字がですね、またち
ゃんと同じような金額出てきたということでござ
います。

○佐藤委員

今ね、提案されてる中身は、そのとおりだというふうに思いますけれども、私が聞いているのは、定額化の方法ということで中位に相当する人ということ saying てるんですよ。ですから、今やってる場合は、今いろいろ計算言われましたけれども、結果として中位ではないじゃないですかと。結果として中位を基準にして定額化をしたんじゃないですかと。中位を基準にすれば、高浜市がいいとか悪いとかそういうことじゃなくて、そうした形で上がる人もおるけど、たしか5人ぐらいが下がる人がおるということを言われましたけどもね、高浜市は。そうした形に中位でとればなるんじゃないですか。

○秘書課長

高浜市の関係は、今、課長職が何人かおるといような話をお聞きしたんですけども、私ども課長職12%のところを高浜市は14%いただいておりますというふうなことで、中位でやるとそういうような方が見えるかなと。私どもと1%しか変わりませんので、年の多い課長が14%もらっておればそんなもんかなと。その数字ははっきり向こうも言いませんけども、感触としては14から今いくと15%ですので、何遍も言いますけど、今まで14%もらった方は中位で14%やると若干出るとかなとそういう感触です。

それから今、言いました中位というのは、先ほど言いましたように、現行制度の最高と最低が出ておりますので、この平均額で部長については15%のところは7万806円と言いましたように、これが一応平均の管理職手当で基礎ははじいております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、先ほど部長で7万8,000円と、課長で基礎的な数字で6万6,000円余、それから、課長補佐で5万2,000円何がしと、これが中位だということですか。そこはどうでしょうか。

○秘書課長

現行の中位は、その前に言った部長が7万806

円が現行制度の平均だと。平均しておりますので平均額です。それから、今の現行の課長が12%で平均額が5万3,351円、課長補佐10%の平均、これが4万2,036円、これが算出根拠でございます。それに今言いましたように、3種、4種、5種の率を掛けていくと適用額が今の平均額を掛けていきますと部長は8万2,607円、これは国の適用額は8万2,200円で407円ばかり下がっております。

それから、現行の課長職の12%の平均値5万3,351円を4種の国の支給率15%に合わせますと6万6,688円、これは4種が6万6,400円ですので288円ばかり少なくなってまいります。

それから、課長補佐の現行10%の平均額が4万2,036円でございます。これに先ほどの5種12.5にしますと5万2,545円という数字が出ますけれども、国の5種の適用額は5万1,900円ですので645円の減になっておるといのが実情でございます。

○佐藤委員

そうすると、課長の言われるのは、平均を基礎にして国が示した定額化といつか、定率を掛けたものをベースにして出しましたよといのが今回の提案だと、その流れはわかりました。

じゃあ、これは平均でということと、ここでいう中位に相当する号俸と、これはなかなかそうした形で求めるということは計算がややこしい話でですね、大変な話になると思うんだけど、周囲と平均といふこのところでは乖離があるんじゃないかと思うんですけど、これはどうでしょうか。

○秘書課長

今言ったように、最終的な差額が減額しておりますけども、私も今のちょっとぱつと言えんもんで言ってますけれども、部長職の今の管理職だと一番最下位と最高位で900円ですか、一番の差がね。それから、課長の一番上が5万4,000円の人もおりますけど、5万2,000円の人もおりますけども、2,000円も変わってない。ですので、中位というよりも平均のそんなに変わらないですね。飛び抜けてうちの高い課長のうちで、すごい課長

と低い課長というのはそんなにありませんので、私どもは平均値でやらさせていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員

中位と知立市の違いは、課長いわく平均を取ったそれぐらいの違いだと。なおかつ、自主的にそれぞれの職における最高支給額と最低支給額の差は極めて幅が狭いものだと。だから、結果として平均を取っても妥当だというのが課長の弁だというふうに思うんです。

そこで、もう一度だけ確認させてもらいたいですけれども、先ほどそれぞれ結果として定額制に至る過程の中で、率からこの定額化ということですけれども、そのやり方の方法として17.5、15、そして12という数字を言われましたけれども、これは国の方から、もう一度先ほども国の方の内容だということを言われましたけれども、ほんとにこれが国の方の内容なのかどうか、その辺、もう一遍だけ御説明ください。

○秘書課長

ですので、先ほどちょっと私も佐藤委員のあれがよくわからないわけですが、特別徴収額の3種、4種、5種については、これは中央機関の管理職に適用されるということで、ここには管理職手当超過勤務手当の支給実態等を考慮してあげるんだよということになっておりますので、先ほども言いましたように、国の方は、私ども補佐以上は管理職手当のみで時間外を出しておりませんが、こういうような実態があるということで率が上げられたのかなと考えておりますけれども。

○佐藤委員

そうすると、今それぞれのものに応じて超過勤務手当といいますか、所定内労働時間以外にも居残って管理職は仕事をすると、残業手当がつかないと。それは本会議でも実態どうだというと、つかんでませんということでありまして、そうすると、この17.5、15、12という率については、管理職以外の時間外手当に相当するものをここに反映させるという考え方で、これが提示された。そうすると、知立市の場合、超勤実態がわから

いのに、それぞれ17.5とかそういう形でできるのかという問題が出てくるんですね。多分国の方は、超過勤務の実態に合わせて率を示したわけだから、それにふさわしいものとして17.5とするならば、ほかの率もあるんだよね。これは超勤実態にふさわしい率ということですけども、知立市がこれを選ばれたといいますか、選択をされたというこの内容は、管理職の皆さんの超勤実態に見合う中身じゃなきゃいかんわけだ。けどもそれは調べてないと言われてるので、これがほんとに適用するのが妥当かという疑問が出てくるわけですよ。その辺、これだけの率ではないんじゃないですか。ほかにもあるんじゃないですか、国が示しているのは。

○秘書課長

まず、わかりやすいのから、国が示しておる数字は、先ほど言いましたように、1種が25%、ここは括弧書きがないもので、これは時間外ないと思います。それから、1種については20%、それから、3種につきましては16%の原稿を17.5と、それから、4種につきましては、括弧の12%、現行を15%だよ。それから5種、括弧の10%、現行を12.5という人事院勧告が出ております。

ですので、私ども地域に密着したものはともかく、やはり人事院勧告で私ども人事委員会持っておりませんので、人事院勧告に従って管理職といえども従っていくということでやらさせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、国の方は1種、2種、3種、4種、5種という形でその割合を示してると。ちょっとわからないのは、3種のところで現行の定率が16%を17%にしろと、12%を15%、これ以外の刻みはないのかということをお聞きしておるわけですよ。超勤に見合うということをお聞きしたときに。

○秘書課長

一応私どもの情報というか、人事院勧告の資料の中にはこれだけだったと思いますけれども。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、これだけだということで、これをずばり当てはめたということで提案したということです。

そして、もう一つ、私疑問に思っているのは、この知立市の案ね、これ大分以前にもらった資料でありますけども、1月28日の参考資料というところで出てますけれども、ここで現在提案よりもそれぞれ金額が1万円から1万1,000円ぐらい高いですね。部長級で9万4,000円、課長級で7万7,400円、課長補佐で6万2,300円という形で一案を出されたわけですね。

12月議会の中で、これはちょっとえらいじゃないのという議論の中で、引き下げますと。当初は2,000万円ということをおっしゃったわけですね。それを1,100万円ぐらいに引き下げますという答弁があつてなんだけれども、こういう二つの案が出てくるということを見たときに、低い案は今の計算式の中では提案してる中身しかないんだけれども、この第1案の場合はどういう形を取られたんですか、これは、割合は。

○秘書課長

これは、近隣の碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、これが8級は、ほかの市は次長というらしいですけども、8級の次長だと9万4,000円だよと、これが第1案ですね。これが各市大体9万4,000円と。広域連合についてもそれに倣うんだろうという予測はされます。それから、課長職につきましても、7の3、これが7万7,400円という案でございますが、これも近隣市はこれでいくということでございます。それから、課長補佐についても6級の4ということで6万2,300円、こういう話です。

したがいまして、今現在、高い率の管理職手当をもらっている方は、これ以上に上げんと下がっちゃうというのが本音ですね。

○佐藤委員

そうすると、当初はこの引き上げの議論の中で、近隣市に合わせたことも考えておったということですね。ですけども、厳密に見ると、今言った

ような秘書課長が言われたように、国から中位、知立市は平均だけでも、そしてその割合について、1の方はないけれども、20それから17.5、15、12.5という形で示されて、今回提案だけど、そうすると、当初はそんな国からの指示を厳密に考えて提案するという点では、極めてあいまいだったのかなという感じもしますけども、その辺の感触はいかがですか。

○秘書課長

あいまいというよりも、やはり今言ったように、先ほどの国の関係で12%の25%を上げると15%だよということでございますので、ここが15%の方は25%の数字を掛けて算出してと思います。

それから、私どもも12月の議会でどうだと言われたときに、ほんとの事務担当者の5市、6市というような関連がありまして、もうそこら辺で話をして、そういう資料ができておるわけですね。ですので、連合もありますので、ここら辺、定額制になったんだから、管理するものは大体一緒だと、給料の年功で率で出すんじゃないかと、課長、部長、補佐というように名前は違いますが、やっぱり管理職としてのいろいろな仕事が出てきておりますので、ここら辺は同じような内容だというようなことで、5市、6市そろって同じ均衡が保てるといういなというような話ですね、数字的にはひとり歩きしておりました。

議会でも言われて、内部でもそれを決裁していくうちに、いろいろ話がございまして、各市より一つランク下げた数字でぴったりですので、これで御理解を願いたいということでございます。

○佐藤委員

結果として十分わかったわけじゃないですけども、国の示す方向の中で、厳密にやったら1案は近隣市の状況を見て、ちょっとふえちゃったと。だけど国の方の指し示すところを見たら、1案よりも2案は下がって、それが国の指示とおおよそぴったりくという認識を今、課長が表明されたということだと思ふんです。

それで、先ほどの議論の蒸し返しになりますけれども、今回のやつは、いわゆる超過勤務を個々

の中に反映させるという考え方が率として出てきたわけですが、しかしながら、知立市として管理職の勤務実態をつかんでないという中で、国は何を根拠にそれぞれの率を超過勤務の支給実態ということで率を示してきて、それを当てはめたわけだけでも、国は超過勤務の時間だとかそういうことをどのぐらいに見ておらっしゃるのかなど。

知立市は、国が示したからといって、これを機械的に当てはめてパーセントをそれぞれ上げて適用したけれども、実態としての超過勤務はどうなのかということが明らかにならないままに先行してこれを上げるという点では問題が残るじゃないですか。やはりあくまでも時間外をカバーするという中身であるならば、そここのところの実態を少なくとも把握してるという中で提案されるのが筋だというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

それを考えたときに、今回の3月議会の提案ではありますけれど、ちょっと国はそうっておらっしゃるけども、このパーセントがほんとに知立市の幹部職員の超勤に当たってるのかどうかということをもうちょっと検証されて提案されてもよかったですかなということを私は思うんですけども、この点どうでしょうか。

企画部長ね、今いろいろ議論がありましたけども、この点ではどう思われますか。

○高笠原委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

午前11時57分休憩

午後0時59分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長

管理職の時間外勤務等の実態把握はどうかというお尋ねであったかと思いますが、管理職というのは、その職責に基づくみずからの判断で必要なそういう勤務をしていただいているということでございますので、その辺の実態というのは、私どもの方、把握をしておりません。

○秘書課長

今まで佐藤委員とちょっと意思の疎通が悪かった点がよくわかりましたので、私どもですね、中央機関の管理者に適用される3種から5種までの手当額については、中央機関における超過勤務手当の支給実績等を考慮するというようなこの言葉でございました。

それで、私ども情報としては、上部機関で課長補佐でも時間がもらっとるところがあるよというような話で今までの流れでできておりますけども、やはり国を調べますと、3から5は超過勤務手当支給しないと、こうたっておりますので、この字句をきちんとそういう方向で見ますと、中央機関における超過勤務手当の支給実績等を考慮ということは、管理職以外の時間外をやっている時間を考慮するというふうで、それじゃあわかるだろうという意味だと思いますので、平成18年度の決算で時間外勤務につきましては、7,966万5,814円という決算額が出ております。これを支給者299人で割ると年額26万6,440円、一人当たりですね、それから月額2万2,203円、一人当たりというこれが超過勤務手当の支給実績ということを考えますと、佐藤委員の言われました件ですね、部長相当額の今の改正前と改正後につきましては136万7,280円、これを10人ですので割りますと13万6,700円ぐらいだというふうに出てきます。

したがって、今言いました支給者の299人で割った26万6,000円よりも半分ぐらいだと。それから、課長職相当職につきましては28人で影響額が438万4,416円でございますので、これを28人で割りますと15万6,586円の管理職の増額になります。これにつきましても、先ほど言いました時間外一人平均26万6,000円より下がっております。課長補佐相当職につきましても、そのようにやっていきますと11万8,280円というような数字が出てきておりますので、この支給者299人で見ると引き上げ額が半分ぐらいかなと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、このそれぞれの17.5以下ですね、それは知立市の職員の時間外実績に応じてみたときに、部長で13万6,000円余、課長で15万6,000円余というふうな形になってると。そして、残業やってる職員の皆さんの平均が26万円とおおよそ半額に前後の金額だから妥当だというのが課長の主張だなというふうに思います。

それで、もう一つ、本会議でも議論になったんですけれども、この国の手当というものは労働基準法の適用外という人ということが言われておって、労働基準法の適用を受けない41条2に該当する職員と、これを地方公務員法の52条の3の管理職等と一致するかどうかというようなことがあったときに一致しないという議論がありましたけれども、国は人勸を受けて定額化にし、そして、こういう形でやりなさいよという指示を出したわけけれども、その辺の国の支給される定額化にされる人たちと地方公務員法で管理職といわれる人たちは、同じような人格を備えてはいないということの点についてどんな見解を持っているか、ここだけお知らせください。

○秘書課長

私どものいわゆる管理職等の等に入る方だと思いますけれども、秘書課でいきますと全員が等になっております。それから、庶務とか教育委員会とかいろいろところで等になっておりますが、これが地方公務員法の52条の4に基づいて範囲を決めさせていただいております。ですので、この管理職手当と管理職等とは私どもも違ってきております。

以上でございます。

○佐藤委員

今回ね、こういう形で提案がありますけれども、昨年の12月議会で市民の合意が得られるようにやっていきたいということで今回提案がありましたけれども、議員の報酬同様、もちろん近隣他市に比べて日々仕事に精励されている幹部職員の皆さんの手当が低いという実態は、そのとおりだということでもあります。

しかしながら、なかなかこのしゃばを見ると、

人勸を見ると、一部の大企業を中心に引き上げがあるようでありますけれども、多くはそうした実態にないということを見たときに、ほんとにこれでいいのかなという気も私はするところあります。

この点で、市民の理解が得られるようにしていきたいと市長もそのような旨の本会議答弁がありましたけれども、ここの点、もう一遍だけ答弁してください。

○本多市長

この議案3号につきましては、今やりとりの中で部長も課長も答弁をさせていただきましたけれども、さまざまな角度から、もちろん隣接の関係だとかいろんなものも考慮しながら結果的にこの定率を定額にさせていただいて、パーセンテージも比較的抑えてというこの中でももちろん議論をさせていただきました。

そういうことを出ささせていただいておるのはこの条例でありますけれども、世論云々という話のことを思いますと、確かに先ほどの議員の報酬もそうでありましょうけれども、やっぱり上がるということ、特にさっきの議員報酬につきましては、どうも一般的には市民の皆さん方の見方が、特に私も議員やっていてよくわかるんですけども、名誉職的な発想がまだまだ残っておって、そういう中で、そういう思いが出てくるのかなという気持ちはずっと思っておりました。

しかし、公務員は、やはりさっき課長か部長か申し上げましたと思うんですが、管理職の皆さん方はほんとに職員がふやせない中で、ほんとに職員の管理をしっかりやっていただいております、そういう重い責務があるわけでありまして、そういう点で、単なる時間外のあてがいということではなくて、一部ではもちろんあると思いますけれども、そういう観点だけではなくて、やはり重責重いそういうことの中で、今回提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤委員

市長からそういう答弁いただきましたけれども、

最後に一点だけ、この点は、先ほど時間外に配慮したといえますか、考慮したということでありませけれども、職員の平均よりも半額、もしくは大幅に低いという実態はあるわけですが、ただ、実際に皆さんが残業をやってるのかなという点を見たときには、やはりこの検証がですね、残業という言葉ではないですけども、所定外の労働をやっていく、やる必要があるときはやるわけですが、実態とそれが合うかどうかということは検証を必要じゃないかなと、この点だけ企画部長に答弁いただきたいと。

○企画部長

管理職というものは、先ほども申し上げましたようなその地位、責任、そういったものをきちっと自覚をして、やはりその職場の管理、それから、その職場で働く職員がきちっと仕事ができるようなそういった環境づくり等についても十分配慮しながら、そういう職場内の秩序、業務の遂行、そういったものを第一に考えて率先してやっていただきたい、そんなことを我々も私も含めて、改めて自覚をしたいというふうに思っております。

○高笠原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第3号について挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。したがって、議案第3号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 知立市職員旅費条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、4号議案についてちょっと質問させていただきます。

これはもう本会議でもやりとりがあったわけですが、その中で、ほんとにわからないものだから確認をさせていただきます。ちょっとほかの委員にはくどいようになるかもしれませんが、お願いいたします。

この旅行雑費が県内750円、県外1,500円は支払われるということですが、これにかかったほんとの旅費ですね、旅費も支払いされるのですよね。この750円と別に、例えば名古屋の駅周辺で何か研修とかあったら490円掛ける2の980円と別にこの750円は支給されるという、そういうふうでよろしいですか。確認をお願いします。

○秘書課長

今回、日当というものを廃止しました。それで、雑費は何かといいますと、領収証をもらって交通費なんかの実費を会社からもらうというところがあると思いますけども、今、私どもがどこどこへ行くというと、その各市町村役場を目的地とした一定の一覧表がございます。

したがって、公用車で行く場合は一切雑費は全然かからないわけですが、この前も議論がありました名古屋市議会のもうちょっと遠いところへ行って地下とか、厚生年金会館へ行くんだというときなんかは、若干金額が変わるかわからないというそういうような形で一応雑費をつくらせていただきました。

750円、1,500円と高いもので、ちょっと雑費とは何事かということなんですけども、日当を廃止して、その雑費も名古屋市でいくと市バスの1区が200円だそうですので、400円ぐらいの雑費にしていきたいなど。したがって、旅費につきましては名鉄使われるときは、その名古屋行くときの一覧の中に、その実費を含め雑費が入った合計の一覧になっておりますので、実費プラス雑費という

のが旅費になります。

以上でございます。

○永井委員

そういう一覧があって、例えば名古屋市内なら750円プラス幾ら、それは幾らかちょっとわかりませんがどというのがあるわけですね。わかりました。ありがとうございます。

それでは、例えば自家用車を利用した場合はガソリン代がかかるわけですので、それも同じような何か規定があるのでしょうか。

○秘書課長

自家用車は、一応禁止はしておりますけれども、公的には保険を今だと無制限だと思っておりますけれども、対物、対人とかいろんなそういう規約がありまして、公用車がないときは使ってもいいということになっておりますけれども、自家用車は今原則的には旅行には使ってないです。

ただ、使う場合は、交通機関の方へ変更して交通機関として行ったというような形でありますけれども、実際自家用車の出張は、今現在はないと思っております。

以上でございます。

○永井委員

自家用車、当然公用車を使用せないと私も思いますし、万が一のために自家用車を使うと。その実績は余りないということでもよろしいですね。わかりました。

一覧表って見せてもらえますか、後ほどで結構です。

それで、今回のこの改正の中に、公用車または自家用車を使用して旅行した場合は旅行雑費を支給しないと。以前の日当制のときは半分は支給されておったですね。これをまるきりなくしちゃったのは、どういう理由からでしょうか。

○秘書課長

日当につきましては、先ほど言いましたように、公用車乗っても交通機関に乗っても、旅行でキロ数以上あれば、それに応じた日当を払っていた。ですので、極端な話、公用車を使っていったら何がお金がかかるのということが一点ですね。

それから、今言いましたような日当につきましては、交通機関でいきますと、今言いました一覧表ですね、あれは市町村役場を中心に一覧表ができておりますので、それ以外の会場ですと、またプラスしてバスに乗っていかないかんというようなことがありますので、それも含めて交通機関には日当というものがついておりました。

以上でございます。

○永井委員

この旅行に関する先ほど言った一覧表、これは自家用車もあるというので、これはぜひ一度見せていただきたいと思っております。

私の今回の件についての質問は、以上です。

○高笠原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号について挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市職員旅費条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回この条例で変則勤務手当、それから年末年始手当が廃止をされるという提案でありますけれども、そこでお聞きしたいんですけども、この年末年始手当と、かつて消防の職員のことが議会の中でも問題になりましたけれども、この条例の対照表を見ますとね、特に勤務を命ぜられて行う業務ということで、今まで月額3,000円が支給されておったわけですけども、今回これが廃止をされると。これは対象職場はどういうところになっているのか。

そして、上の段の変則勤務手当、正規の勤務時間を割り振られている職員と、こちらの年末年始手当は特に勤務を命ぜられて行う業務というふうにある、今回の廃止の内容として正規の仕事として割り振られておって、なおかつ、年末年始やられるというか、何かうまく言えませんが、そういう関係なのか、対象の職場はどこかということを実態をお知らせください。

○秘書課長

まず、年末年始手当につきましては、浄水場です、そこは24時間勤務ですので職員がおる。

それから、前年度というか、平成18年の実績ですけれども、これはごみの収集がございまして、環境課の職員が29日にごみを回収するというようなことで出勤しております。平成18年度12月から

1月にかけては環境課と浄水係というものが年末年始手当に該当になっておりました。

○佐藤委員

浄水場の職員は、水を供給するということで消防職員が火事や救急、不測の事態に備えるためにそうした形の勤務体系になっているということで、その議論の中でなつたと。

しかし、浄水場もそういう意味でいけば、年から年じゅうそうした勤務シフトが敷かれて正規の勤務時間として割り振られて仕事をやっているというふうに私は思うんですけど、そこを一遍確認させてください。

それで、通常の仕事をやる上で、あえてここに手当をつける必要はないということが今回の改正の趣旨だというふうに思いますけど、そこを確認させていただいて、今、浄水場の職員の方が24時間勤務して、それはこうした流れの中では理解できるところなただけ、実は、この浄水場のごみの収集ということで、25人の環境課の職員が出たと。25人の環境課の職員というのはどういう職員かちょっとわかりませんが、これが通常の業務としてそういうことをやってる職員がそういうことであるならばこのところに該当するんだけれども、そうじゃないとするならば、ちょっとどうなのかなという疑問がわくんですよ。その辺どうでしょうか。

○秘書課長

環境課の職員につきましては、私どもが7名で特勤がついております。ですので、嘱託の方が出られたとかそういう方で今の二十何名ですか、言われたのは、ごみの収集は7人です。それで、ごみの収集は、私もよく内容は知りませんが、年末年始ということで29日に一斉に、もう正月が出ないのでこれが最後だよということで29日に回収されるんじゃないですかね。

○佐藤委員

この間のこの手当についての議論の流れは、時間帯は問わずに通常の正規の上の変則勤務というところの概念と一緒にですけども、正規の勤務時間帯としてやっていると、この年末年始も勤務として

やられている場合、それについてこの手当を払うということについては、市民感情から見て当然だと思うんです。

ただ、ここは環境の所管ではありませんけれども、ごみの収集のために7人が出たというこの人たちが、通常的な業務としてこれが割り振られてやっているとすることであれば整合性があるんだろうと思うけれども、そうじゃない職員ね、この7人に現有の職員の職員がおるかもしれないし、そうじゃない職員がおるかもしれない。だとすると、通常じゃないといった場合に、それをスライドさせて適応するのは、ちょっと検討の余地があるんじゃないかという疑問がわくんですよね。その辺の精査がやられてこうした提案になっているのかどうか、その辺、一遍説明を願いたいと思います。

○秘書課長

年末年始につきましては、休日勤務手当が出るとのにもまた上乘せということですので、それは特勤がやりましょうという。

○佐藤委員

そうすると、休日手当が出てる上に屋上を重ねて出すという点についてはいかんということで、今回廃止の提案がよくわかりました。

○高笠原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号について挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の

件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、育児休業等に関する条例の一部改正ということで、中身は1から2というところを見ると、改正内容の(1)、(2)を見ますと、適用の拡大ということがその内容というふうな受けとめました。

そして、職員の復帰後における号給の調整ということで、給与に関する問題がここで1、2で改正内容が提案されているということでもあります。それからまた、3、4、5、6という形で短時間勤務という内容について提案をされているんですけども、特に(1)につきましては、なかなかわかりにくい表現かなと。私の国語力がないせいかあれですけども、わかりやすくことひとつお知らせ願いたいということが一つであります。

それと、もう一つは、この対照表を見ますと、現行と改正案という形で育児休業したいいわゆる号給の調整について載ってるんですけども、現行では育児休業した職員が職務に復帰した場合には当該育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務をみなしたもとして市長が定めるところより号給を調整することができるというふうな表現です。まずこれについて、どういう中身かということをお知らせください。

それと、新たにですね、現行は6条の中でそういうふうになってますけれども、新しい法では第8条ということで、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整ということでね、給与じゃなくて号給の調整という形になっていて、ここでは他の職員との均衡上、必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率によって換算して得た期間を勤務したものとみなして、その者の号給を調整するというふうになってるんですよ。ですから、この辺で現行

とまた新しいところで、現行では2分の1ですの
で、これが100分の100ということ以下だから、幅
があって全体が上がるのかどうかわかりませんけ
れども、一定の改善がなされるということだけは
わかるんですけど、その違いを含めて、ちょっと
お知らせ願いたいと。

○秘書課長

今の第8条の100分の100ですね、これにつつま
しては、今まで育児休取ると2分の1でした。出
勤を半分したというふうな換算ですが、今回から
100分の100以下ということでこちらで決めるとい
うことでございます。

それで、各地近隣市も今聞いておまして、
100分の100と2分の1というふうに分かれており
まして、私どももこれから調整していこうと思
いますけれども、今までの考えでいきますと、育児
休が2分の1ですと。しかし、こういうふう
に100分の100以下と出てきたことは、子育て支援の
ためにもこういうような近い数字を持っていか
なきゃいけないのかなということで、今、近隣市と
詰めさせていただいております。

○佐藤委員

そうすると、2分の1よりは前進すると私は思
ってますけど、ここには以下が入ってますので、
以下が入って、なおかつ、換算率というものがあり
ますよね。例えば、期末手当の場合、条例で職
員の方の勤務成績に応じて基準率というものがあり
ますよね。それでもって期末手当の支給がなされ
るわけだけでも、それと同じように、この換算
率により換算して得た期間ということですけども、
これは条例提案ではありますけれども、こういう
ものというのは、例えば期末手当でも条例規則の
中でうたってあると思うんですけど、そうだとす
るならば、今、課長の方は、近隣市は100分の100
と2分の1に分かれてるということを書いて、2
分の1ならばはっきりしてるわけだ、現行のままだ
から。

ところが、100分の100以下ということで換算率
が入ってくると、ここがどうなるかによって現行
よりもいいのかどうか。とりわけ、その換算率は

何をベースにして換算率とするのか。例えば、一
定期間休業取ったと。再度必要になって再給料を
取得したという場合が今回のケースですよ。こ
の期間が延びたということなもののだから、その場
合についての期間をベースにして換算率を求め、
支給するのかどうか、その辺の考え方と、本来的
に言えば、規則の提案がここにあってしかるべき
かなというふうに思うんですけども、その辺の考
え方お聞かせください。

○秘書課長

今の年度をまたいだときの2分の1ですけれど
も、附則の方に、その前のは2分の1であるよと、
そのあとは100分のいくかでやるよというふうにな
っておりますので、この条例が4月1日適用で
すので、4月1日は100分の100でやれよと。それ
までは2分の1だよと、この現行法どおりにやっ
ておることになっております。

○佐藤委員

今、課長の説明は、時間的な育児休業は年度を
またぐということ、条例施行の記述があるもんだ
から、4月1日以前については2分の1でいきま
すよ。だから100分の100以内という言葉がそれを
意味するということですね。そこをもう一遍確認
させていただいて、それで、この換算率というも
のがあるわけだ。私は、どういう形の換算率でや
っていくのかね、そこも聞いたわけですけど、今
答弁がなかったものだから、この100分の100の換
算率、それも以内の中でそういうことというふう
に理解すればいいのかな、そこだけ。

そうすると、4月1日以降、この休業に値する
人は100分の100、全部出勤したものとみなしてい
くということだね。ということは、号給の調整と
の関係で見たときには、現行のものが号給を調整
することができるということだけど、調整はどう
いうことでしょうかね。給料にはね返るわけです
のでね。その辺ちょっとお知らせください。私の
無理解を正していただきたい。

○秘書課長

第8条の関係でよろしかったですか。したが
いまして、今言ったとおり、2分の1だと換算率が

決まってくるので、そこで号給を6分の1規定というんですか、そういうよううちにはまるかはまらんか決めていくということですが、途中で2分の1じゃなくて、100分の100なら11年たつて良好なら一般職員と同じように昇給しますよという規定。

○佐藤委員

給与期間が終えた場合、従来だと2分の1ということがありましたけれども、一般職員と同じようにハンデなしに昇給していくと、こういうことだということですね。わかりました。

それで、そのほかにも今回、育児短時間勤務という形でこの説明の表の中では、20時間、24時間、25時間と、こういうふうになっております。この説明と、あと、(5)の給与に関する条例の規定の適用の特例を設けるといふ点をちょっと御説明ください。

○秘書課長

3番ですけども、これは育児休じゃなくて短時間勤務でございますが、小学校上がるまで、それまでに1週間で20時間といふと、4時間を5日で割ったり4時間を5日勤務。それから25時間、こういうのもその職のまま、秘書課職員のまま40時間のところを25時間勤務して、これが勤務体系だよという考えでございます。

○佐藤委員

この1週間の時間の枠内で勤務時間が勤務するということだね、極端な話が。

それで、この特例ということで給与に関する条例の規定の特例ということなもんだから、これについては給与の方の条例を変えることなく、この中で規定をするのかな。参考の方の資料で対照表がありますけれども、育児短時間勤務職員等についての旧条例の特例ということで、ここにこういう形で書いてますけれども、6条の1項、6条の2項、7条、16条という形がありますけど、この辺ちょっとずっと説明だけお願いしたいなと思うんです。

○秘書課長

それでは、新旧対照表の16条、育児短時間勤務

職員等について給与条例の特例と、これで説明させていただきます。

第6条1項ということは、これを決定するといふのを読みかえるわけですね。決定するものとし、その者の給料月額がそのまま受ける号給とする、こう書いてありますけれども、下から3行目ですね、勤務時間で除して得た数を乗じて得た額、したがって、週40時間を20時間働くという方は2分の1でございますので、給料は2分の1ですよというふうに読みかえていただきます。

それから、そのあとは昇給昇格はフルタイムとして働いたと同じ扱だよと。

それから、7条1項については、これは私ども理解に苦しかったんですけども、再任職員の方でも年を取られた方でも、小学校までいくな校長もおるもんで、これもいいんだよと。

それから、その下の16条云々については、時間外もやっていただけますよと。ただ、週40時間の方は40時間を過ぎないと40時間までは100分の100規定だよと。それを過ぎた場合は、本来の超過勤務手当になりますよということがうたわれております。

○佐藤委員

そういう形で時間に比例させた形で給与の処遇をするということでもあります。

そこで、素朴な疑問で大変失礼ですけども、さっきの休業の人たちは勤務時間に参入されるということでもありますけれども、この短時間勤務の人たちも給与はこういう形でなるわけだけど、これが勤務年数とかそういうことに影響を及ぼさないということは前提だと思うんですよ。そこだけ一遍確認させてください。

○秘書課長

短時間勤務というのは育児休を取る短時間勤務のことですよ。

○佐藤委員

先ほど100分の100ということで勤務時間の算定に入るわけなもので、また給料がそれに反映するわけなので、当然長期にわたると退職金やそういうことに反映してくるわけですね、そのところは

期間が算入されるというかね、そういうことで短時間勤務の場合も当然そういう規定が特別ないということですので、何らかの勤務年数に影響はないというふうに思うんですけど、そこはちょっと確認。

○秘書課長

育児短時間勤務者の振りかえの短時間勤務者ですね。そのとおりに理解しておりますが。

育児短時間勤務がありますので、ちょっと勘違いしましたけども、退職金については、それを見るということになっております。やっておる期間はですね。

○高笠原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号について挙手により採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第7号 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

ここで改正内容がいろいろ書いてあるんですけども、正規の勤務時間以外に勤務を命ずることができる場合を公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限定すると。具体的な例示が

できればわかりやすいかと思しますので、その辺お知らせください。

それと、(3)のところにつきまして、育児短時間勤務職員の年次有給休暇を1の年度につき当該勤務内容を考慮し20日を超えない範囲でと定めるといふようになってはいますが、具体的には規則か何かその他でなると思うんですけども、これどういうことかなというふうに思うんですけど、どんな形で20日を超えない範囲で与えるのか。例えば週40時間働くところを10日しか働かんとこの場合、何らかのこの影響が出てくるのかどうかということをお知らせください。

○秘書課長

この(1)の割り振りを定める、週40時間と決まっておりますので、育児短時間勤務の取られる方はこの時間でいいですよという条例が一つあります。

それから(2)、一応職員でございますので、著しい支障が認められる場合は時間外勤務もできるよということですが、著しいという言葉が入っておりますので、これはほんとに著しいと思いますので、余りないことだろうなと思っております。

それから3番、これにつきましても、職員が1年20日間で繰り越しで40日ですので、その20日については、やはり週5日のうちに3日働く方だと5分の3になりますよと。ただ、短時間で5日間働かれる方は5分の5ですので、そのまま20時間ですよというふうに読んでおります。

○佐藤委員

著しいという場合は著しいと言われたが、例えば具体的な該当すると想定されることについて、想定されるからこの言葉が挿入されておるわけなので、そこのところはちょっと示してください、明示してください。

それと、週40時間ね、半分ぐらいしか働かんとらといって有給は半分にならんよと、こういうことだというふうに私、答弁聞きましたけど、それでよろしいですか。

○秘書課長

したがいまして、今私が所属長として考えられることは、大規模災害が起きて仕事をやってくれと私自身だとそれぐらいかなと。

それから、大半がインフルエンザになっちゃって、これは動いていかんねん、どうかなと。でするので、ほんとに現職員がいなくなるようなそういうようなときなら時間外命令してもいいかなと思っております。

休暇は20日で、その出勤日で割るということですね。私ども一般職ですと5日ですので、5日間出ていただく方なら5分の5ですので20日です。ただ、4日しか出てこないということは、20日の5分の4、16日間ということ。

○佐藤委員

そうすると、5日間出勤すれば100%だよと。しかしながら、時間のことは別にして、時間を切った場合はそれに比例して有給を与え寄与するよと、こういう範囲内ということはそのようことだよということですね。わかりました。

○高笠原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

市史編纂ということで10年余を見通しながらやっていくと。そのために市史編纂嘱託員というものを新設をするという提案であります。

まず、ここで本会議でもいろいろ議論になりました。また、この嘱託員の皆さんの賃金についても議論になったところであります。

そこで、市史編纂の嘱託員ということでありませうけれども、現行資料館の方には嘱託学芸員の方がおるんだけど、あえて市史編纂嘱託員という形の名称でやられるということでもありますけれども、この点について、どのように大幅に違うのかなということをお知らせください。

○生涯学習課長

市史編纂嘱託員につきましては、その業務としたしましては市史編纂及び観光に関すること、それから、その他文化財事業の補助に関することということでございます。

そして、現在のおります学芸員につきましては、古文書等を史料の調査に関すること、知立市歴史民俗資料館事業の補助に関すること、その他知立市歴史民俗資料館に関することということで、資料館に関することを現在の学芸員、そして、市史編纂の方を重点にやっていた方を市史編纂嘱託員ということにさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

現在おるこの嘱託学芸員の方は、資料館にかかわることが中心だということですが、市史編纂にはこの方はかかわらないということですか。

○生涯学習課長

市史編纂につきましては、生涯学習課の文化係りで所掌させていただきわけなんですけれども、文化係りの中に市史編纂嘱託員、そして、資料館の学芸員2人が文化係りの中におるわけですので、業務上、お互いに行き来があつて、お互いの資料の関係で協力し合うことがございますので、どちらの仕事も協力していただけるように嘱託員設置要項の中にもその他文化財事業の補助に関すること、

それから、資料館の方も市史編纂のこともできるように両方ともできるようになっておりますので、協力することができると思います。

以上でございます。

○佐藤委員

資料館、メインはともかくとして、それぞれの仕事を協力し合って乗り入れもしながらね、やっていくということでもあります。そのことを考えるときに、一つは、今度の市史編纂ということがありまして、図書館の展示室ですかね、あのことが一般質問の質疑の中ですかね、これ議論になりました。そして、答弁については、あの展示館は従来どおり使っていて、この市史編纂のためには図書館の2階を充てたいという答弁があったかと思いですけれども、図書館の2階には市史編纂のための部屋というのどこに当たるのか、その辺お知らせください。

○生涯学習課長

図書館の2階は図書館の事務所になるところでございます。場所は応接セットが現在置いてあるところでございます、その応接セットは10人ぐらい座れる大きなところでございます。ほかにすき間もございますので、その応接セットを常時使ってはおりませんので、隅に置いてやれば、ある程度のスペースは取れるかと思えます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、市史編纂のための独立した部屋の中でこの作業をしていくということではないということですよ。そこをもう一遍確認させてください。

○生涯学習課長

まだ正式にはそこにするという事は決まっておりません。展示室も当初考えたわけなんですけれども、展示室も私としては選択肢の一つと考えております。

○佐藤委員

今回の市史編纂は、資料の算出等も大変心配されるという中で、この事業を行っていくこととあります。とすると、この現行の嘱託員の方

も新しくなる方も、それなりに専門的な知識、見識がある方がやられるわけですよ。

また、この人たちを中心とするとしながらも、例えば、安城市が終わったのかな、そうした専門的な方たちは、今度豊田市が始めるということで豊田市に移られたりというような実態もあるし、なおかつ、こうした資料収集その他を含めてやる際には、こうした学芸員だけではなくて外部の有識者とか専門家と言いますか、大学教授と言いますか、そういう人たちも当然出入りがされるというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○生涯学習課長

編纂委員会につきましては、市長、副市長、教育長のほかに13名の方を予定しております。以内ということでございます。

そのほか各考古ですとか、古代、近代の部会の部会長、その方たちが執筆委員になるわけですが、総勢50名程度になるかと思えます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、そうした極めて大がかりなという感じがするんです。常時この方たちが一堂に介して集まるということもあるかもしれないし、この事業の進行ぐあいの中で、少数なりいろんな形で集まるということがあると思うんですよ。そうしたときに、2階の応接セットのところで行うことがふさわしいのかということが一つ疑問に思っています。

それと、もう一つは、この新しく嘱託員となられる方は当然ですけれども、現在の嘱託員の方も相互乗り入れしながらこの事業をやっていくということですね。そうすると、現行の嘱託学芸員の方は、資料館をメインにしながらもこの仕事もこなしていくということになったときに、2階の図書室で、極めて使い勝手の悪い協力体制のもとでやらないかということには、大変私は問題があると思うんですけども、この点の認識どうでしょうか。

○生涯学習課長

委員御指摘のとおりでございます。そういうことにそのためにその部屋だけを今考えておるわけではございません。例えば、学習室の一角をもっていったりですね、それから、展示室なんですけれども、この展示室利用されている方に、まずは御迷惑をかけてはいけないということで、この展示のやってみえる方、これ市民の自由に展示をしていただく場所ですけれども、そういった場所がほかに確保できれば、その展示室を使わせていただくことも可能ではないかと。その場合には、そういう方たちとよく話をいたしまして理解を得てからやっていくつもりでございます。まだロビーも残っておりますし、いろんなところを検討していくつもりでございます。

以上です。

○佐藤委員

もちろん市民の今まで長きにわたって展示室を使って活動を発表されてきたという点ではその点もあるし、なおかつ、この事業を進める人たちの拠点となる場所、仕事のしやすさ、そういうことを含めると、そこをいかにうまく、うまくという言葉は辺ですけれども、やっていくのかなど。

今、課長の方から、ロビーを使ってもどうかというような話も出ましたけれども、一般質問の中で、展示室は部長の方は使わないような発言をされましたけれども、いまだにやはりこれは検討課題になってね、事業をスタートするときまでということになろうと思うんだけど、そういう点では、ロビーを使うことも含めて、私の私的な意見としては、ロビーは極めてオープンスペースでありますので、展示するという点では、多くの人に見てもらえるという点では大変効果があるというふうに思うんです。ただ、スペースとの関係でどうかという問題が残りますけれども、ぜひ課長も、そこをこのところを検討の課題にするということであれば、ぜひ利用されている方、それから、学芸員の方、実際に携わる方たちの意見を聞いて、最良のところやってほしいというふうに思います。

そこで、部長が一般質問の中で、展示室は一切使わない旨の発言があったかなというふうには私は理解してるんですけど、間違ったら大変失礼ですけども、今、担当の課長の方から、そういうことも含めて検討してるというこの発言がありますのでね、部長は、その辺の現場を預かる人たちの意見を聞いて、ぜひ引き続きの検討の課題にしてほしいなというふうに思いますけど、その辺いかがですか。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

大変失礼いたしました。

第7号議案の育児休業の関係で、第8条、ここで育児休業の職員が復帰した場合のみならず期間が2分の1から100分の100以下という換算率になるというところで、100分の100以下でございますので、まだ近隣市を聞きながら調整していこうと思っておりますので、100分の100か2分の1かはまだ決まっておりますので。

ただ、法の趣旨からいって2分の1からこういうふうになったから、なかなか満額の方かなというふうな話はしましたけども、まだこの率については100分の100か2分の1かはまだ決まっておりませんので、今度決裁を取っていきたいと思います。

7号議案の訂正ですが、100分の100以下というところをですね、先ほど年度を変えるとどうなのかということで100分の100というふうに関こえましたよと言いましたので、いや、それはまだ決まっておりませんという訂正ですね。

それから、もう一つ、退職金の関係で、育児休業の方はどんだけ期間をするんだというようなことでしたが、今、条例改正やっております短期については3分の1を除算しちゃうという

ことですね。だから、3分の2を通算すると。それから、育児休業については、これは2分の1です。

以上でございます。

○教育長

先ほどの市史編纂室についてでありますけども、本会議で水野議員の一般質問の中で、私の方が答弁をしております。

市史編纂室についてでありますけども、1階の展示コーナーにつきましても、多くの方に利用されていますので市史編纂室にするということは考えておりません。現時点では、2階の事務室の一部を市史編纂として活用していきたいと考えております。現時点では2階の事務室ですけども、会議室もございます。そういうところへ、とにかく1階というのは市民の方たちが、非常に多く活用される場所ですので、2階で考えていきたいという答弁をさせていただいております。

○佐藤委員

教育長は、本会議でそのように答弁をされました。しかしながら、現場を預かっている課長は、先ほどの質疑の中で、現行の展示室も含めてね、現在の市民の皆さんに理解を得られるならね、そこも使っていきたいという選択もまだ残ってるというような答弁をされたんですよね。

ですから、私は、先ほどの質問の中では、そのような答弁をされたけども、それを絶対不動のものとしなくて、ほんとに利用されている市民の皆さんの御意見、それから、事業に携わる職員の皆さんの御意見を聞いて最良の選択をするのが、まだ期間が残ってますので努力することが必要ではないかということを質問をしたわけです。この点、ひとつ答えてください。

やっぱりどんな事業であっても職員あつての事業でありますし、また、市民あつての市政でありますので、そこを端的にすばっと切るということで十分理解が得られてるかということ、先ほどの答弁を聞く範囲では、まだそういうふうには至っていないというのが私の感触です。ですから、そのところで、ぜひそういうことも含めて最良の方

法を検討していただきたいと、この点、ひとつ教育長お願いします。

○教育長

佐藤委員言われるとおりであります、やはり市民の意見を聞くというのは当然であります。しかし、市民優先に考えていきたいなという気持ちはあります。職員の都合ももちろんありますけども、我々が都合がいいのでこういうふうにして市民の方はちょっと我慢してくれよということは絶対に取りたくないという、そういう考えを持っております。

我々の職員の方、しょっちょう行き来するわけではないので、その辺のところはよりいいとこと。そこに大切な資料も保管していかないとけない。2階と1階どっちが安全かという、やっぱり2階の方が僕は、そういう大切な資料を保存していくという意味にも2階の方がいいというふうに私は考えているわけでありまして、市民の方が1階に持ってこいと。私たちは展示はいいと言われればいいけども、現時点で私が市民の方の意見を察するにはそういうことがあるわけでありまして。直接意見を聞いたわけではありませんけども、そういう声は私の方にも聞こえてきております。

そうした市民の声を無視してやろうということとは全くありませんけども、市民の声はそういうことであるだろうということで、佐藤委員の方は、いや、市民は、あそこで使えると言つとるということを言われれば、そこへ持ってくることもやぶさかではないけども、一般的にそういう声があるのかどうか。図書館に来られる方というのは、あそこを通っていかれます。私も何にも図書館に用事があつて会議があるときには通ると、何かやつておるなと思って寄っていきます。そうすると、そのほんとにそれぞれの地区でやってるグループの方たちが展示を説明をさせていただきます、生き生きと。ああいう姿を見ておると、それを取り上げてしまっているものかどうかということを感じておるわけでありまして、佐藤委員言われるように、あそこを使えということであれば、また考えていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いします。

○佐藤委員

教育長ね、誤解をしないでほしいです。先ほどの議論を聞いてわかるように、私は、展示室をそこに使えということを言ってるわけじゃないわけですよ。そういう話が議論としてあったと。なおかつ、市民がずっと使ってきたものだから、市民からそれを上げると、一方的に、そんなことを言ってるわけじゃないですよ。

ただ、両方の事業がね、そういうことがあり得る中で、現場を預かる者は、そういうことを含めてまた検討したいということを言ってるわけだから、一方的に市民だめですよということじゃなくて、御理解を得られるものならそういう話を一たん試みて、だけでも、どうしても納得できないということであれば、それは現行展示室を使っていくというのは当然の話だけれども、そうじゃない範囲の中で話も十分しないままにね、それだけでもっと検討する余地があるのではないかとこのことを僕言っておるわけ。あそこしろ、ここにしろということ言ってるわけじゃない。ただ、私の考えの一つとして、ロビーも有効な中身ではないかということ言っただけの話でね、展示室取り上げようといったことではないので、そこは誤解しないでほしいと思うんですよ。

ですから、私は、もちろん市民優先ですので、そのことを外せと言ってるわけじゃないけれども、ただ、事業を進めていく上で、現場を預かる者は、そういうことも含めてまだ検討したいという思いがあるということであれば、ぜひそういうことも含めて検討する。また、この中で、一致点がないわけなもんだから、今の話聞いてると、教育長の言ってることと違うわけだから、そこの中で合意が形成されるということは最も大切なことじゃないですか。そういうことも含めて検討してくださいということを私は言ってるわけで、取り上げるなんてことは一言も言ってないので、その辺は誤解のないようにお願いします。

○教育長

それは佐藤委員のことは十分にわかりました。

今はあそこではなくて、1階はそういう私、私というのか教育委員会でもう話し合っているわけで、答弁書を一人で書いておるわけではありませんで、もちろん生涯学習課長も入って話をしているわけでありますので、その辺のところは、教育委員会の中で言っておること違うじゃないかというと言われるわけでありませんで、答弁するとき、私は、教育長単独で答弁書かいておるわけではありませんで。部長、課長の意見も聞いて答弁書つくっているわけでありませんで。そういうことを十分に理解していただいて、そういう思いはあるということはわかります。けれども、今はその方がいいでしょうということですけども、再度またいろんな皆さんの意見を聞きながら進めていくということにはやぶさかではないと考えております。

○生涯学習課長

ちょっと説明が悪くて申しわけございません。

すぐに展示室をとということではございません。市民の方の展示も1年を通してということでもございませんで、例えば、来年の2月、3月ということもそこで工事するということもできるわけでございます。それは、ほんとの検討段階でロビーが使えるというところまで検証したわけではございませんでけれども、ただ、これは別の思いとしてですね、市史編纂、これは文化係が行います。その場合に、職員は市史編纂にだれがやるかという、市史編纂嘱託員が一人中心になってまずはやるわけです。その者が図書館の2階に1人おるといふのもとてもやりにくいと。係長は資料館において、嘱託員は上におると。そういうことで近ければいいなということで、何か方策はないかということ考えたかったということで、ちょっと一般質問の質疑とは違った意見を申し上げて、大変申しわけございませんでした。

以上です。

○佐藤委員

いずれにしても、所管するところの意思統一の問題でありまして、その点では、教育長も引き続き、引き続きとは言いませんですけども、検討

の余地のあるような答弁もあったかなというふうに思うんです。

いずれにしても、その点では現行の展示室をそのまま使うというのは市民の利益を損なわない一番最良の方法だけど、いずれにしてもそこところは担当の思いもあるので、その辺を含めて一番いい方法で実施してほしいなということを申し述べておきます。

それで、もう一つですけれども、市史編纂嘱託員の報酬月額というのが16万5,500円という形ですよね。これが10年に長期にわたってこういうふうですけれども、実際問題として、ほかはちょっと調べてないのでわかりませんが、安城市だとか、また豊田市も今度この事業をやっているみたいですが、他市の状況は、これどういう状況ですか。

○生涯学習課長

他市の状況ですけれども、いろいろ調べたわけですけれども、なかなかこういった方が該当がありませんでしたので、現在の嘱託学芸員と同じ程度の仕事をしていただくということでこの金額にさせていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員

この金額で応募される方もおられるかもしれないですが、なかなか厳しい金額であるというのが率直な思いです。

それと、もう一つは、嘱託ということで1年間で契約更新と。しかし、この事業は10年だということになりますと、ほんとに引き続き10年間、人が入れかわり立ちかわりではまずい事業だということですので、それを考えたときに、この金額は妥当かなということを思いますけども、その辺どんな感触をですね、一応現在の嘱託学芸員と同じ金額だというものをですね、これでほんとに人が集まるんだろうかという心配もするんですけども、この辺どうでしょうか。

○生涯学習課長

実を言いますと、市史編纂嘱託員には現在の学芸員を当てたいと思っております。

といいますのは、初めての市史編纂でございますので、とても状況がわからない、初めての方では、とても難しいということで、現在の学芸員を市史編纂委員に当てたいと。ある程度納得していただいております。

新しく採用しようと思っております学芸員につきましては、大変申しわけないと思うんですけども、その市史編纂嘱託員になる学芸員がある程度指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

この学芸員の方、私は新たに採用される嘱託員の方が市史編纂に当たるのかなと、そういう理解をしていました。今、話を聞くと、そうではないと。今やってる方が、こちらにかわってきて、新しく入られた方を資料館と言いますかね、指導しながらやっていくんだということをおっしゃったわけですよ。だとすると、この方は、本会議でもありましたけど、11年ですか、11年をずっとやってきたと。なおかつ、市史編纂の中心になりながら新しい人を指導するということをおっしゃるわけですよ。

だとするならば、本会議の議論の中で、いわゆるパート労働の問題含めて、非正規を正規にすると、ここは広く公募をしなきゃいかんというハードルがあるという点では、思い切ってここで対応改善をするという選択肢があつてしかるべきだなというふうに思うんですよ。これについては、答弁の中で、この点の改善をしていく。どうされるのかはわかりませんが、そういう答弁があつたと思いますけれども、この際、やっぱりこのところはきょう今日こういう形でもしなくても、3月議会では、だけど、その後の議会の中で、早目の補正を取って引き上げをするということぐらいの検討があつてよろしいじゃないですか。そのことが一点と、もう一つは、この方が、嘱託にもかかわらず新しい人を指導すると。まだノウハウのない人の給料16万5,000円と市史編纂を担って指導する立場の人が同じですよ。これどう見てもおかしいじゃないですか。この辺、もう一度

答弁願いたいし、課長にも答弁願いたいですけど、この辺ですね、本当に6月の補正でもいいですし、条例提案でもいいですし、この引き上げを具体的に明言するべきじゃないですか。ぜひこの点お願いしたいというふうに思います。

○生涯学習課長

どうも失礼いたしました。ちょっと私の言い方が間違っておりました。

もちろん指導する部分もございますけれども、文化係には、もう一人学芸員が正職員でおりますので、その者がやります。

ただ、引き継ぎとかいろいろ今までの内容を知っておりますので、そういった意味で指導と申し上げたことでありまして、そんなに負担になるほどの指導ではございませんので。失礼しました。

以上でございます。

○佐藤委員

何かうまくかわされているという感じがしてしょうがないですけども、それはいいんです。

改めてね、この16万5,500円について、やはり見直しをしてほしいと。市長、この点ではね、本会議からはまだしばらくしかたってませんけれども、踏み込んだ答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○本多市長

これは教育委員会の所管なんですけれども、こういう嘱託員を特別何か一定の期間にやってもらうという嘱託員を雇用するというのはよくあるケースであります。全体で言いますと、この市史編纂嘱託員、確かに期間は10年近くかかりますけれども、ごろごろと雇用していく格好になるんですね。それがいいかどうかはこれから研究しなきゃならないというふうに思ってますけれども、生涯学習課、いわゆる教育委員会の教育部の生涯学習課として全体でこの市史編纂という仕事の一つふえるよという中で、嘱託員が一人ふえると、こういう認識で考えていかないと、私はまずいのかなというふうに思っておりますので、そういうことで、仕事の一つふえますので、その部課でそれを補うために嘱託員をもう一名採用するというのが

今回の議案でございます。

そして、今後のことにつきましては、確かに、10年を超える嘱託員もおられますので、その待遇については、今ここでどうするということは言えませんけれども、私自身は、本会議でも答弁させていただいたように、改善に向けて考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひですね、具体的なことは改善に向けてやっていきたいということですので、ぜひお願いしたいなというふうに重ねて申し添えておきたいと。

それと、もっと言うならば、現在この方が、11年余やるわけですよ。この前の教育長でしたか、ちょっと忘れちゃったけど、答弁の中には、この市史編纂という継続的なプロジェクトの中では、一年一年実態としては更新するかもしれんけど、1年でやめられるという取りかえではこれはまずいということで、契約は1年だけど、この10年にわたる長期を展望するというような話がありました。そうすると、この方は20年ですよ。実態としては嘱託かもしれませんが、20年勤めても16万5,500円のままと、これではまずいので、ぜひ市長のその方向で改善を図ってほしいと、これは申し添えておきますけれども、所管は教育委員会です。教育長、この点どうでしょうか。

○教育長

職員の給料については、私の方では答弁を控えさせていただきます。

○風間副委員長

議事進行発言としましてね、今、教育委員会の方で、若干意思の不乖離のような状況が出ましたよね。それで、国会を見ましても内閣不一致からがたがたになっちゃう例があるんですよ。それで、各部課長の意思、あるいは政策立案過程におきまして、そのいろいろな議論の結果、一つの正論を出すというのがこれ当たり前の話ですよ。

ただ、議会に臨むときは、もうそのスタンスで臨まないといかんわけなんですよ。ですから、それはね、そういう明らかな状況が今、見えたというのは、いささかいただけない状況だなという

ふうと思うんです。だから、議会の臨むときは、正式な対峙の場ですから、現代行政における。きっちりとその辺は意思統一をして臨んできてほしいなという思いがしてるんです。それによって、その不整合な部分で我々が指摘する大きな材料になるでしょう。

しかし、それは実際としては違いますよ。やっぱり教育委員会としてはこうだったということになると、こっちの見識まで問われちゃって、結果的には市民に迷惑をかける話になるんですね。だから、その辺はきっちりしていただかなんといかんというね、今後。久々に私、不一致がね、前任者のとき若干ありましたが、永田市長時代にね、それから見て初めての経緯でございますから、いささかちょっと残念だなと思うんですけど、見解ありましたら、教育長、まずちょっとお聞かせいただきたい、議事進行に対して、私の。

○教育長

議会の答弁等では、課長、部長等の意見を聞きながら自分なりの考えで答弁していくわけでありますが、その辺が私はこんなふう発言されるとは全く思っておりませんでしたので非常に意外に思っております。その辺のところの私の方の教育委員会の課長等の意見もしっかりと確認し合っていくということは大切でありますけども、いろんな複雑な思いをしております。

○風間副委員長

これは本多市政にかかわる重要な部分でもあります。やっぱり十分な議論の上で、こういう提案という形の行政の一番直近の重要な権限の行為に当たるわけですからね、その辺では本多市長の意見を聞いておきたいですね。中立な行政委員会としてではありますけど、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○本多市長

400名余の職員おられますので、常に意思の疎通、コミュニケーションをしっかり図ってですね、ささいなことでもやはり不一致にならないようなそういう体制をきちっと整えていくべきだということに思っております。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について挙手により採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。したがって、議案第9号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号 知立市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、ビラに関してですけど、このビラの法定枚数ですか、1万6,000枚、本会議の中でもありましたけども、大変恐縮ですが、もう一回この1万6,000枚の根拠を教えてください。

○総務課長

ビラの枚数につきましては、今、委員おっしゃられましたように、1万6,000枚以内ということでもあります。これがなぜかということですが、従来からある通常はがき、選挙運動ではがきが出されるということになっておるわけですが、これが8,000枚というふうに規定がされております。これの2倍として設定されたというふうに聞いております。

以上であります。

○永井委員

その8,000枚が今までどうだったかというのをちょっといろいろわからんところですけども、そ

ういう積算根拠があるということで、候補者にとってはちょっと1万6,000円は少ないのかなと思っておりますが、納得させてもらいます。

それで、そのビラに選管発行の証紙を張るわけですよね。証紙はそろそろ何か進歩できんものかなと思いますが、厚くなりますしね、紙も。手間も手間ですし、何か解決策というか、何かいい改善策を考えていただけないでしょうか。

○総務課長

大変申しわけございませんが、これは公職選挙法で決まっておることですので、選挙管理委員会としては、その公職選挙法の規定を守ることしかございませんので、証紙でお願いしたいと思います。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 知立市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 指定金融機関の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について挙手により採決します。

議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 指定金融機関の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について挙手により採決します。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員数です。したがって、議案第23号 平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、一般会計の予算説明書の85ページの交通安全対策費の中の説明の交通安全対策工事費、同じような説明が建設水道委員会の中でもあるんですけど、土木費の交通安全対策工事費と、ここで言う交通安全対策工事費の違いを教えてください。

い。

○市民協働課長

私の方では、ここに書いてあります交通安全対策工事費ということで、今、委員おっしゃることは、この300万円ということでもよろしいでしょうか。この300万円につきましては、交通安全共済2市5町の清算金が前年清算されまして、ことしから3年間にわたって、その清算金1,500万円相当額だったと思いますが、そのうちのこの交通安全工事費ということで、使い道としては、交通安全設備ということでございますので、道路の白線、側帯線だとか、横断歩道の消えてしまっているような見にくいようなものだとか、そういうものと、それから、交通事故等が非常に起きやすい状況、住民の方からこういうところではよくこつこつとぶつけるような事故がありますよとか、そういう方の御意見を聞いた中で、交通安全対策ということでイメージハンプだとか、そういうものに使う予算ということで300万円というのを計上させていただいております。

これにつきましては、平成19年度の300万円、それから、平成20年度に300万円、そのあと平成21年に300万円ということで、3カ年にわたってこの300万円を予算化をさせていただいて、ただ、住民の方から御意見をいただいて、それで順番にということではなくて、私の方では、ある程度地区を選定をさせていただいて、平成19年度におきましては、主に竜北中学校区を対象として実施をまいりました。この平成20年度に向けましては、知立中学校区を対象にして、平成21年度に向けましては南中学校区を対象にということを考えておるものでございます。

それから、もう一つ、修繕料というところで100万円という数字があがっておりますが、これも2市5町というものを利用させていただいた中で、これについては緊急な道路交通対策ということで、これはほんとに大きな事故が起きてしまったらとか、そういうものについてすぐ対応するための予算ということで、これにつきましても、同じように2市5町の清算金ということで、3カ年

にわたって予算化をさせていただくということでもさせていただいております。

土木の方との関連につきましては、ちょっと土木課の方については詳しいことをちょっと存じ上げておりませんので、申しわけございません。

以上ようでございます。

○永井委員

主に白線とかが消えたのを修繕するという、それで今年度は竜北中学校区、平成20年度は知立中学校区、平成21年度は南中学校区区ということであります。実は今、山町東栄線が側溝の工事をやっておっていただいております。その豊安工業の角のところですね、あそこ全部とまれと、一たん停止のはずなんですけど、全部消えてますのでお願いしますと今言おうと思いましたが、来年度は知立中学校区が入っているということですので、多分来年度中にはきれいになるかと思っておりますので、ここはすぐお願いします。あそこちょっと危険です。ちょうど塀があって、その塀に交通安全ののぼりがかかっているんですけど、あれでかえって見にくいものですから、ぜひあそこは至急。カーブミラーもあるんですけど、あれもよく曲がったりしてますので、ほんとに危険箇所ですので、とまれ標識、下の白線はなるべく早急にお願いしたいところでもあります。これはお願いだけでしておきます。

それと、今度は別件ですが、予算の概要の方でお願いします。

51ページの小・中学校耐震補強事業について御質問をさせていただきます。

事業の概要の中で、知立中学校校舎鉄筋コンクリートづくりも耐震補強工事に入っております。中学校ではここだけですが、現在、知立中学校は、きょうもそうなんですけど雨漏りがいたしますが、この情報というか、報告は当局の方に入ってるでしょうか。

○教育庶務課長

御質問の知立中学校の耐震補強工事の中には雨漏りの改修については考えておりません。

ただ、御質問者が言われるように、各学校、知

立中学校だけでなく屋上防水の問題が今後あります。耐震工事がおかげさまで平成20年度でもってすべての学校施設が終わりますので、屋上防水等と計画的な年次計画を持ちまして実施計画の中であげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○永井委員

平成20年度ですか、やっていただきたいと思いますが、多分屋上だと思います。場所が全然違うところが漏ってますので、かびも生えちゃってますので、早急な対応をこの耐震補強事業じゃなくてもね、僕はてっきりこの中でやるのかなと思ってたんですけども違うという今お話でしたので、ぜひ早急な対応をお願いします。

それと、もう一点ですが、概要の中の70ページです。放課後子ども教室推進事業の件であります。

これは何回も言わせてもらってますが、知立小学校の放課後子ども教室、ランドセルのロッカーがずっとなかったわけですが、その後、進展はあったでしょうか。

○学校教育課長

委員には何度かその御指摘いただきまして、ありがとうございます。

放課後子ども教室、ことしほんとに始まったばかりで、年間を通してどういうものが、一応計画はあるんですけども、突発的に必要なものも考えまして、いろいろな備品等の整備も慎重にやってきましたわけですけども、ここにきて今、概算あと使えるお金などを計算しましたら、知立小学校の後ろのロッカーについても設置できるということがわかりましたので、今その線で計画をしております。ちょっとほんとに1年間かかってしまいましたけども、来年度はそういった形で出発できると思います。

○永井委員

ほんとに子供に関することですので、ぜひほんとにありがとうございます。

お礼を申し上げます、私の質問は閉じます。

○杉原委員

それでは、予算概要書の96ページをごらんいた

だきたいと思います。

コミュニティバス運行事業に関してお聞きをしたいと思います。

今回、一般質問でもさせていただきましたけど、議会運営委員会の紳士協定の中で、1時間ということの中で、私自身1時間を守らせていただいた中で、時間がなかったものですから、重ねてこの場で委員会の中で御質問をさせていただきたいと思います。

まず、この中で、今回、私自身御質問させていただいた中で、中心市街地の活性化と、あとコミュニティバスの利用促進を目的としたミニバスの充実を求めさせていただきました。

今回、御案内のとおり、バスが現在2台のところを、4月1日から4台ということで、バスの予算に関しましても6,100万円ということで今年度の予算に比べますと3,000万円余ふえるといったようなことが今うかがえるといったことが伺われております。これに関して、当局の方から答弁書をいただいておりますけれども、今後ですね、がんばる商店街の費用を使った中で、商店街、商工会の意見を聞きながら進めていきたいということなんですけど、具体的にどういったことを今後考えておられるか、もしその案がありましたらお聞かせいただきたいんですが。

○市民協働課長

がんばる商店街等の補助金等の活用につきましては、私の方、これからミニバスを充実していく中で、当然公共施設、それから高齢者等の足の確保ということもありますけれども、やはりこの社会情勢の中で、公共交通ということが非常に重要視される状況になってきていることは認識しておりますので、その中で、やはりそういう中心市街地の活性化のために、ある近隣の市ではミニバスの回数券を商店街に買ってもらって、その回数券を商店街の中で、ある程度の金額を購入された方に回数券を商店の方がお配りをして、またお客さんに来てもらおうというようなことを考えて実施しているというところがあることは聞いております。

議会の方でも出ました近隣、隣の豊田市につきましては、実際に今、12月15日から2月24日ぐらまでだったと思いますが、試験実施をしてきた中で、やはりもう少し試験実施の期間を伸ばしてということで、1カ月伸ばして3月の半ば過ぎまでということをお願いしております。

その中で、その試験の結果を踏まえて、アンケート調査をして、それから一つの組織というんですかね、言われましたように、やはり商店街の活性化ということになりますと、市が単独でということとはなかなか難しい話ですので、商店街の皆様方とか、それから、商工会の方とか、先ほども出ましたがんばる商店街でいえば、市の中の観光関係の担当部署、それから、やはりユニバーサルデザインを配慮したというような担当部署のところも協議の中に入れて一つの打合せ会なりを考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、今、私としては、豊田市の状況をちょっと実際に試験実施が終わった後に、また一度御相談をさせていただいて、それでまた研究をしてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○杉原委員

御答弁ありがとうございます。ぜひですね、議会の中でも話ございましたおりに、豊田市の方は3月末までに伸ばされたといったことの中で、実施事例がまだ出てないといったこともございます。このミニバス3,000万円余予算がふえるといったこともございますので、ぜひとも中心市街地の活性化も含めた形で御検討いただいて、市民協働課の中で考えていただきたい。もちろん我々議員も考えていかなくちゃいけないと思いますけども、そういったことでお願いしたいと思います。

また、もう一個、教育長の方にも御質問させていただきましたミニバスの定期、子供たちですね、中学校に関して定期バスにしたかどうかといった中で、教育長御答弁いただきましたけれども、かなり循環については難しい部分があるといったことに関しては御理解できます。

その中で、もう一個、私自身御質問させていた

だいたのが、私自身のひざ元である上重原町の中の23号線よりも東側の子たちが、要は自転車通学ではなくて徒歩通学といったようなお話もさせていただきました。実を申しますと、28年前までは自転車通学がこの地域は認められていたといったことがございます。この件に関して、なぜそういった部分で今変わってしまったのかなといったところがまずございます。それは調べていかないとわからない部分もあるかと思えますけれども、もちろん子供たちに過保護にさせるつもりはございません。一般質問にもさせていただいたおりに。こういったところで、この地域においては、昨年の議会の中でも申し上げさせていただきただけで、安城市の警察官内の中では、28小学校の中で一番危険度が高いといったようなことが今うかがえます。猿渡小学校区、西小学校区、1番、2番です。ですので、そんなところも踏まえて、ぜひ自転車通学といった部分をまた考えていただきたいと思えますけど、御答弁を再度いただきたいと思うんですが。

○教育長

知立中学校の自転車通学の件でありますけども、28年前はその地区は自転車通学であったということでありますけども、学校では毎年道路状況も変わってきます。また、交通量及び防犯の問題も毎年変わってきますので、毎年定期的に点検しております。そうした経緯の中で、今までも、ここが自転車通学だったところが徒歩になったり、徒歩のところが自転車通学になったりして変わってきた経緯というのは当然あるわけでありまして、学校の徒歩か自転車かというのは教育委員会で設定するのではなくて、学校が保護者、あるいは地域の方々関係機関と話し合っただけで学校が決めていくということでありまして、この地区につきましては、学校の方にも前にも少し話をしておりますので、学校の方は検討し、そのところを自転車通学にするということであれば、教育委員会には当然届けが出てきますので、それはそれで認めていくというスタンスであります。

○杉原委員

実を申しますと、教育長の答弁の中です、PTAの方は今、検討してないと。なおかつ、地元からの御要望もあがってないといったような御発言があったと思うんですけど、実をいうと、この委員会を12月介してですね、すぐPTA会長に申し上げさせていただきまして、なおかつ、先週の3月6日の知中の卒業式の際にもPTA会長、そして知中の校長先生にお伺いしたところ、現在検討されておるといったようなお話がございました。ぜひともその発言に関しては、一般質問をさせていただいた際、学校の方は何も検討してないし、地域からの御要望もあがってないということに関しては全く違った発言だと思いますので、ぜひともこれは私自身も地域の方々から聞いて一般質問をさせていただきましたことですので、もしこの御要望がかなわなければ、今後署名なりしていきたいといったようなことがございましたので、ぜひともそこら辺は教育長の今後学校側の方とももちろんそういった御答弁をされる際には気をつけていただきたいなと思います。よろしくまたお願いしたいと思います。これは結構です。今後のことということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、予算概要書の45ページ、自主防災マップ作成事業についてお聞きをしたいと思ひます。

この150万円の事業に関して、今回この町内を企画されておられるか。また前回、今までもやっておみえになられたと思ひますけども、終わっておられるところの箇所に関して、また今後の予定、そして、配布に関してどのような形で配布をされているかということに関して、まずお聞きさせていただきたいと思ひます。

○防災対策室長

自主防災マップ作成の件でございますが、まず今年度、平成19年度で作成したところの町内でございますが、今御質問の町内は6町内でございまして、一番初めに牛田町を作成をさせていただきまして、引き続きまして西町、上重原、新林、西中、谷田という6町を作成をさせていただきました。

これの配布という形での御質問なんです、まず、牛田町では牛田町の自主防災会の中の職員という、自主防災会の中に消防団OBの方たちが15名ほどお見えになって、自主防災会の中で町内会に加入している方以外全世帯に配ろうじゃないかということで、牛田町では、先ほど言いました自主防災会の役員ですね、それら20名ほどになるんですが、手分けされて全世帯へ直接戸別訪問で配られたというふうにお聞きしております。

現段階で上重原町は今後、今週の日曜日か何かにお集まりになって、消防団OBで防災の協議会という組織つくってみるんですが、その方たちも加わって全世帯に配るというふうにお聞きはしております。各ほかの町内も西町も一応配布はすべてまだいっておるかというのは確認はできておりませんが、町内会加入だけに限らず、全世帯へ引っ張っていくということで手分けして配布されるというふうにお聞きをしております。

それから、次の平成20年度以降でどこをつくっていくかという御質問なんです、本会議で総務部長も御答弁をさせていただいたんですが、当初予算としては3カ所の地区をつくってきたいということで、まだ決定しておるわけではございませんが、せんだっての町内との市長の懇談会の中にも一部質問が出たところもございまして、私も今、担当部局の案としては、例えば今、八橋、来迎寺とかを一つとした図面、逢妻町と西丘を一つにしたような図面、あと、山屋敷ですとかそういう地区で区長と御相談させていただきながら、この防災マップ作成も非常にやはり町内の自主防災会で作業的に非常に時間もかかります。直接作業をやっていただきまして、私どもはアドバイスのいうか、印刷をさせていただくような形ですが、中身的には各町のオリジナルでつくっていただくような形で、できるだけ自主防災会の意を酌んだような形でつくらせていただくものですから、非常に協議の回数を重ねますと作成になかなか時間がかかりますので、当初は今3地区ですが、これはどれだけ時間がかかるかによりまして、もっとやりたいというところが出れば、また補正等も考

えていきたいというふうなことも考えております。

以上でございます。

○杉原委員

最終的には、この自主防災マップに関しましては、各町内会との連携という形でお話をしながら決めていかなくちやいけないといった部分がございますけれども、予算の関係もございまして、何年度をめどにこれを全知立市全域を完成させるという御予定があるのかどうかということをお聞きしたいのと、今お話ございましたおりに、各町内会に自主防災会、自主防災協議会等が立ち上がっておりますけれども、今31町内の中に幾つ今そういった形で立ち上がっておられるかということに関して、この2点まずお聞かせいただきたいんですが。

○防災対策室長

防災マップ作成の今後31町内あるのを何年ぐらいでつくっていくかというような予定なんですけど、事務局としては、一応つくりましては、ひとりよがりかもしれないですが、非常に好評といますか、各町内でもとてもいいという意見もいただいておりますものですから、できたら全町はいきたいというふうには思っておりますが、先ほど言いましたように、非常に作業的にもやっぱりつくるのに数カ月一町でかかります。協議等をさせていただいて、図面を落として修正等加えさせていただきます。ですから、平成20年では3地区をプラスアルファで1地区か2地区というような格好になってくるんじゃないかということで、やはり作業的には平成21年、ないし作業のおくれによっては平成22年までかかるかということがありますが、やっぱり地域的に特性といいますか、例えば、昭和地区は1丁目から5丁目までと、ほか6丁目から9丁目までの地区と集合住宅等の形式が違うものですから、図面のつくり方も非常にどのようにつくるかというのは今後の課題もございまして、今一概に何年度というので明確には答えられないんですが、あと二、三年で全地区つくれたらということを考えております。

防災協議会で一番初めに先ほど言いました牛田

町が消防団OBということをつくっていただきまして、そのあと、西町が第3分団のOBの方で、あそこの西町の場合は町内会の役員の経験者の方が加わって、防災協議会という名称ではございませんが、自主防災会の中に恒久的メンバーで残るというような格好で組織化されました。

それから、先ほどこの図面をつくらせていただいた6町の西町以外の後の4町、上重原、新林、西中、谷田ですか、この4町も先ほどの消防団OBの方たちで防災協議会という格好でOBの方が各町に残ってみえるという格好で、今、若干お聞きしているのが第1分団で山町の方で消防団の先輩の方で間瀬さんが主体になってですが、そういう組織を今後つくっていききたいというようなことでお話をお聞きしております、それもまたほかの地区でも波及すればということで、今お聞きしているのはこれだけの町内でございます。

以上でございます。

○杉原委員

今議会の中でも出ておりましたけど、永井委員からも御質問ございましたおりに、近藤部長も言っておみえになりましたけど、AEDに関しては、今後まだ作成されていないところに関しましては、ぜひともそのマップの中に落とし込みをしていただきたいなと思います。

また、私も一般質問させていただきましたが、公園において、上重原が今検討、近藤部長からもお聞きしましたけど、ベンチをひっくり返すと火が起こるような形でコンロになるような形とかです、あとはトイレができるようなところといったようなところが今後計画されているところに関しまして、そういった落とし込みができる地域に関しては、ぜひともそういった形で防災マップの中に記入をしていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、予算概要書の52ページ、犯罪抑止モデル事業に関しまして、この事業に関しまして、我々の先輩である坂田議員、また、同僚の山崎議員が御質問をされましたけども、実質上、平成19年から始まった事業とい

うことですね。現状平成19年におきましては、議会の中でも質疑等でも出ておったかもしれませんが、どの地区、ちょっと聞き取れなかったところもございましたので、いま一度お聞かせいただきたいんですが、犯罪多発地区支援とか、ボランティア団体支援とか、町内会支援に関しての今の実施状況をお聞かせいただきたいんですが。

○市民協働課長

犯罪の抑止モデル事業につきましては、平成19年度に新たに平成19年度からまた3カ年ということで予定をさせていただいている事業でございます。

平成19年に広報等で募集をかけまして、一応申請の上があったところ、それを推進協議会に諮りまして決定をさせていただいて、物資による支援をさせていただいたという状況の中で、まず犯罪多発地区ということで、これは杉原委員が議会でも御指摘のように、知立小学校区、それから知立西小学校区が非常に知立市の中で犯罪が多いところでございます。そこの中の区長が一応代表者ということになりまして、この小学校区2地区が犯罪多発地区のモデル事業ということで指定をさせていただきました。

それから、町内会につきましては、10町内会ということで、10町内会の内訳としましては、山町、山屋敷、新地、上重原、新林、谷田、八ツ田、来迎寺、西中、南陽区という10町内会でございます。

それと、小・中学校につきましては、市内の小・中学校、小学校7校と中学校3校全校でございます。

それと、ボランティア団体ということで、知立守君、西中のすみれ会、婦人会でございます。西中の老人クラブ連合会、谷田町の防犯隊、八ツ田小のあんしんみまもり隊ということで、以上のところから防犯事業ということで手が挙がりまして、協議会で決定させていただいて事業を実施して、今実績報告書を出していただいているという状況でございます。

以上です。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午後3時11分休憩

午後3時19分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○杉原委員

市民協働課長、今言われたんですけど、早口で言われたので、まだ書きとめられなかったものから、済みません、後ほどまた資料をいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

最後の御質問になりますけれども、今回この犯罪抑止モデル地区という形で事業がこういった形で進んでおるわけですが、先ほども休憩時間にもちょっと話をさせていただきましたけれども、防災と防犯に関しては、私自身の見解の中では一緒じゃないのかなと、地域の中でやっていかなくちゃいけないことに関しましては。ぜひともですね、この防災と防犯に関しての今ちょうど御答弁、二課長からいただきましたけれども、連携をとってこの部分が取り組んでいけるような事業になれば、知立市にとってもこれ幸いかなと思います。

ぜひともこの見解を含めて、両課長にお伺いをしたいということと、防災協議会が立ち上がっておりますので、その防災協議会、多分お話しもされておみえになられると思いますので、その見解をお聞きして私自身の質問を閉じさせていただきたいと思います。お願ひいたします。

○防災対策室長

上重原の場合は、消防団OBで防災協議会という組織を自主防災会の会長である区長の下に組織をつくられて活動してみえます。やっぱり今、杉原委員おっしゃるように、安心・安全のまちづくりのためには災害地震のことだけ考えているというわけにはいきませんので、牛田でも今、対応入っておるんですが、災害時の要援護者、そういうお年寄りの人たちが地域の中で助け合うと、そういうのを今後必要ですし、そういう防犯の面も子供たちを見守るという意味でも非常にこういう人たちに活躍というか、そういう場はやっぱり広げ

ていく必要があるんじゃないかということで、今先ほどの防災マップにも絡むんですが、上重原の方から御意見いただいているのは、あのマップにあそこにお年寄りが住んでるよとか、そういうのをシールに張って、名前はないんですが、そういう自主防災会でそういう図面の活用の仕方もあるんじゃないかということで、非常に防災マップの活用がまた広がっていくような形を考えてみえるものですから、そういう意味で、先ほど言う防犯の方も一体的にやられるのはいいのかなということで、できるだけ私どもは力になれるところがありましたらお手伝いをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○市民協働課長

私の方につきましては、今、委員御指摘の防犯、防災についてということで、地域の方からいろいろお話を聞く中では、防犯、防災、交通というのがどうしてもセットになって私のお話を聞くという状況が現実にありますので、その中でも私の方では防犯と交通については担当しておりますが、防災については、やはり担当課が違うということで、これについては市の中で横の連携を本当に密にしてこれから市民の方の要望に努めてまいりたいと思っておりますけれども、やはり今、防災が最初に自主防災会ということで、自主防災組織というのを立ち上げて、いろんな町内では規約が全部できている中で、今ちょうどこの防犯について防犯のモデル地区を足がかりにして、今規約をつくってもらっている状況の中です。平成19年につきましても、10町内会にモデル事業ということで実施をしていただいた中身としては規約をつくってくださいというのは当然中身に入っております、これは3カ年計画ですので、3カ年のうちに31町内会全部が実施をしていただけるような形で私の方は考えておりますので、3カ年のうちには規約も全部何とかお願いをして、そこから一つの町内の中で組織づくりができるように努力を私の方ではしてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○馬場委員

それでは、当初予算でございますが、一通り当初予算を見させていただきました。限られた時間ですので、簡潔に質問をしたいと思います、今回、予算が一般会計で216億円ということで、前年度対比11.3%増ということで、一見みると景気のいいお話にみえるんですけども、それは市税も少し上がってきておりますから、そういう見方も、また法人税も上がっておりますので、そういう見方もできるわけでありませうけれども、私は、これからいよいよ大型事業が本格的に連立、そしてまた、この区画整理事業、そしてまた、総合公園といった大型事業がどんどんふえてくるわけでありませうけれども、この公債比率ね、先日副市長とお話しする場がありましてみておりましたが、今は公債比率は実質比率でも前年度10%でしたけども、9.7ということで、名古屋市を除いて34市の中では真ん中より少し上、ほんとにいい位置におるわけですが、しかし、これが大型事業がどんどん進んでくる中で、最終的にはこの公債比率がどれぐらいになるんだろうと。将来に子供たちに負担を残してもいけませんので、しかし、連立も区画整理事業も進めていかななくてはならないし、こうしたことから、また総合公園もスポーツの振興ということから考えましても、また、公園の緑化という観点から考えましても、これは進めていかななくてはならないということで、その公債比率のことが非常に心配になってくる。

その公債比率につきましては、ここに平成18年度から地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い起債制限等を行うための指標として導入された比率が18%以上になると地方債許可団となると起債の制限を受けるということになっておるわけですが、新法も出しておるといようなこともございましたけれども、その辺のことも、そして将来のこの大型事業が済んだ以降、どのぐらいのこの公債比率になるんだろうかというふうに思うわけでありませうけれども、その辺のことについての簡潔にお答えいただきたいというふうに思います。

○総務課長

まず、起債の協議制というお話でございます。平成18年度から今までの許可制ということから協議制に変わっております。今、委員おっしゃられましたように、この公債比率が18%を超えると、協議制になったものが、また許可制になってしまうということでもあります。要は、今ですね、協議制で許可をもらわなくても起こせる起債が、また18を超えてしまうと許可をもらってでなければ起こされないということになりますので、こういう指標がなるべく上がらないようにということをお気をつけながら財政運営をしていかなきゃいかんということだと思います。

現在の公債比率につきましては、これも委員おっしゃられましたように、9%ということですが、大型事業がだんだん進んでまいります。連立で非常に多くの起債を起こしてくるという時代がやってくるわけでございますが、今、試算をしております中では、10%程度ということかなというふうに思っております。

もう既に以前に借りた起債が、これでやがて終わっていくものも出てまいりますので、そういうものが減ってくる、そうした中で、また新しい起債を起こしていくということになりますので、おおむね公債比率は10%程度ではなかろうかなというふうな試算をしています。

以上であります。

○馬場委員

わかりました。少し安心しました。

副市長、12%ぐらいいくんじゃないかというふうな話でございましたけれども、今、実は高浜市が非常にいい施策をどんどんやってるねと思ってましたら、公債比率が高いんですね。半田市が一番どんじりで、次に高浜市なんですね。どきっとしましたけれども、そうしたことで、少し今10%程度ではないかというお話を伺いまして、よいよいそうしたことも市民の皆さんにもお知らせをしながらね、市としてはこういうふうな考えでいきますというようなことでお願いをしたいなというふうに思います。

というのは、その連立で視察をしましたところも公債比率が非常に高く、それにもどんどん進んでいてやっているとところがあるものですから、そんなことでいいんだろうかという思いがしましたが、進めたからにはやり切る以外にないものですから、その辺をお聞きいたしました。少し安心しましたけど、コメントがあれば。

○総務課長

今、申し上げましたのは、ちょっと委員から公債比率というふうなお話が出たものですから、公債費比率で申し上げたんですが、協議制から許可制と、その比率は18%というふうに申し上げたんですが、これは実質公債比率が18%を超えますと協議制から許可制というふうに変わってまいります。先ほど申し上げたのは公債比率でございますが、実質公債比率、これは今、委員もおっしゃられましたが、12%を超えるというふうに見ております。

○馬場委員

わかりました。よりよい財政計画で着々と進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、中身に入りますけれども、概要の44ページ、防災行政無線整備事業というのがあるわけでございますけれども、同報無線が昭和54年から運用開始して老朽化に伴って整備改修をやるということと、東南海地震による緊急地震の速報など緊急情報が伝達可能となるように開示をします。また、知立市消防署の今あるところの通信室から同報無線の親機を市役所庁舎へ移設して、それから全国瞬時警報システムJアラート、この中身をちょっとまた教えてもらいたいんですが、この内容どういふふうになるのかな。イメージの図は、見ると、こういうふうになるのかなという漠然とした考えなんですけど、これは専門的にまた少し簡潔で結構ですが、解説してわかりやすいようお願いしたいなというふうに思います。

○防災対策室長

同報無線の親機操作卓の改修ということで、先ほど今、馬場委員おっしゃいましたように、現在の同報無線の設備そのものを基本的に変えるわけ

ではございません。あくまでも昭和55年設置されたアナログ式の同報無線、愛のチャイム、朝と夕方流して、朝は定時のあれで、夕方は愛のチャイムという格好で流させていただいておりますが、アナログの放送そのものというのがテレビや何か2011年までしかアナログは使えないということでございますが、電波のデジタル化ということが進められておりますが、防災行政用で使っているアナログ無線は当面いつまで使える期限というのは定められていないものですから、私も今、昨年の平成19年11月でまず一たん5年間の免許が切れるような格好であったんですが、そこでまた更新をさせていただいて、とりあらず今、平成24年の11月30日まではこのアナログ通信の行政防災の無線が可能ということで、その後も無線は当面いつまでということが明確にないということで、県の方からも全国的にもアナログというのが普及しておりまして、当面このアナログを使うことをいつまで制限するということは、今の東海総合通信局ですね、電波を管理しておるところも決めてはないということでございますので。

であるなら、昭和54年5月設置した今の非常に30年たつような機械を非常に危機的に、ここ何カ月間は壊れてはないんですが、非常に平成16年ごろから万たび壊れるような形で、ほとんど部品が非常に調達不可能というところまできておりますので、特に壊れるところが親機の操作卓ということで、そのものの更新をしない限りは、日立の製品でございますが、この日立国際通信サービスという子会社がメンテ1年間ごとに契約で維持管理をしていただくんですが、その契約管理も適正に部品が調達できないもので壊れると管理も満足にできないような状態に近いということで、そういう意味で、お受けすること事態も余り壊れるようですと、非常に問題だということが出ておりまして、先ほどおっしゃいますように、緊急地震速報のですね、それから、国民保護の関係も一部あるんですが、Jアラートという住民の方へ瞬時に知らせる方法としてこの同報無線は非常に有効であるということで、これの操作卓の一部の

中に同報無線の自動起動機という、それから制御卓の中に改造してJアラートのシステムを入れ込むようなものをつけると、その緊急地震速報も含めた住民の方に瞬時に知らせることができるという改造になります。

今のままの機械ではそれは余りにも古いものですから、これが難しいということで、今回、先ほどおっしゃいましたように、消防組織が連合になりまして、消防の今の旧の通信室、4階になるんですが、そこに機器がありまして、ほんとに地震でもあったら避難勧告出す場合に、放送するのに私も職員は向こうへ行かなきゃいけないような状況で親機の操作卓、こちらにも一部あるんですが、もう壊れてしまっておりまして、修繕が効かないものですから、それらをあわせましてこちらへ持って来て、あとは22機の子機がございます。受けるラップがあるんですが、それらを当面は使えるという形で、それらを使えるだけは使っていくじゃないかと。中にはちょっと古いやつもございますので、次年度、平成21年にも一部子機の方の修繕も計上をさせていただくような必要があるかということで、とりあえず平成20年度の親機の操作卓は、今言いますように、当面は電波の方の許可もいただける、なおかつ、有効期限も定められてないということで、できましたらこの設備を災害時を考えると、いろんな方法で地域防災無線もアナログの同報無線もということでいろんな手で市民の方にお知らせするような形には整備していきたいということで、以上そういうような形であげさせていただいたものでございます。

以上です。

○馬場委員

よくわかりました。4,784万円も使うわけですので、親の方がJアラームを入れ込むんだけど、親の方がいかれちゃったらね、これはばーだなどという感じがしましたもので、ちょっといろいろお聞きしたんですが、その子機のね、22機子機があつて、古いやつは改修していくと。それはいいんですが、聞こえない地域が結構あるじゃないですか。議会からも、ここが聞こえないので何とか改

修してもらいたいと。逢妻でも丸坪公園のところなんて全然聞こえないというようなことがあって、丸坪が平成12年でしたか、東海豪雨でつかったときも全然聞こえずにね、何だったんだという話もありまして、そういうところをぜひふやしてほしいとか、改修してほしいとかいろいろあったんですが、それはもう子機は新しくそういうところに設置することはできないと、こういうことですかね。

○防災対策室長

今回の計画でもって考えておりますのは、親の操作卓の改修で子機の方は古いものは修繕等ということでは視野に入れていく必要があるかということで、この改修の計画を長期にあげさせて議論した中にもですね、一部子機が聞こえない、今、馬場委員おっしゃるような聞こえないところの云々とか、それから、まちの形態が、マンションができたり衣豊線できたりということで、非常に伝わってくる形態も変わってきてるじゃないかということがありますと、そういう聞こえない対策はどうするかというのを今後考えていく必要があるかと思っておりますが、さきに共産党の委員からも御質問等から提案があったので防災行政ラジオというのが子機の届かないようなところはこういうものが設置が今アナログでは可能なんです、親機を直さずにしてそれだけを先行というわけにもいかないものですから、今後いろんな方法考えながらですね、聞こえない地域ですとか、聞こえ過ぎるような地域の苦情等も若干あるものですから、それらを検討していかなければならないのかなということは考えております。

以上です。

○馬場委員

ぜひね、そういうところができるんでしたらお願いをしたいなど。これは市民からね、ほんとにこの知立市の同報無線はいいという声を聞きましてね、刈谷市の方からも聞いてとるんですね。ほんとにこれはよくて、また5時になったらニニロッサの夜空のトランペットが鳴ると、ほんとにすばらしいなど、よう知つとるなという感じもするわ

けですが、ぜひそういうことをできるだけ残していただきたいというふうに思います。

もう一点、自主防災活動支援として防災マップの話がございましたが、共同で私も逢妻町と西丘、一緒にそうだという話がありまして、これは正式に話がありましたかね。両方の区長には申し入れするようにということをおっしゃっていましたが、どうだったのか。先ほど杉原委員からもありましたが、ほかの地域からはそういう要望というのはないのでしょうか。なければもっとPRするべきじゃないかというふうに思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○防災対策室長

自主防災マップの件でございますが、正式という形で平成19年10月ごろですが、西丘町の区長からは、ぜひ自分たちの町内もつくりたいという形で、当該平成19年度中にはちょっと私どもの予算と作業手順を考えますと無理ですので、平成20年度以降では考えていきたいというようなことの御返事はさせていただいて、そのときには西丘町だけでつくっても非常に地図が避難場所が知立小学校が避難所ですとか、逢妻の公民館ですとか、逢妻保育園になるものですから、西丘町だけというわけにはいかないじゃないですかということで、逢妻町と連携をとらせていただいて、できれば平成20年度以降ではということの御返事はさせていただいている。

ほかの地域も先ほどの杉原委員もおっしゃいましたように、私どものPRもあるんですが、非常によそのまちからつくったところからの伝えも聞いてやりたいというお声は聞いてはおるものですから、多分逆に私どもが作業手順の中に全部つくれるかどうかというぐらいの心配でいけるんじゃないかと言いますか、非常にやっていきたいというふうなのは思っております。

以上です。

○馬場委員

これ、好評ですよ、市民の方にはね。私も牛田町のやつを見せていただいて、いろいろか話したら、もっとこういうふうなのをつけてもらいたい

とかね、さっき老人のお話ありがとうございましたけど、そんな話もありますので、ぜひね、できるだけ市民の皆さんの意向を酌んで、避難所がどこにあるのか、それから、井戸水提供の井戸がどこにあるのかというそういうことも含めて、危険箇所も含めていろいろか情報を提供するためには最大のものではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、災害用援護者対策、これが知立市で非常におくれてますよね。これはモデル地区を検証してという話があったかと思いますが、どういうことでしょうか。

要するに、要援護者活動は個人情報保護法というのも一つはあって、なかなか難しい点もあるけども、しかし、町内にもお願ひをしてね、町内会には名簿があるんですよ。御理解いただいて、ちゃんとあるわけですが、この要援護者の方に対して、こういうことでぜひともみんなで災害のときにはお助けに来ますのというようなことで御理解いただければできてくるのではないかというふうに思います。この辺のこれからの取り組み、そして、いつごろまでにこういったものができるのかというこの辺のことについてお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

要援護者支援に非常になかなか難しい取り組みでございますが、モデル地区を検証しという形で、何度も言いますが、牛田町が非常に先行して取り組みをやっていただくような形で台帳づくりまで平成19年度でできまして、ちょっと長くはなりますが、非常に個人情報の話もあるものですから、このまま作業的に長くかかったことも含めまして、ちょっとこの場を借りて御報告をさせていただきますが、牛田町の中で、災害時の要援護者のそういう隣近所で助け合う制度は、私からのお願ひも含めて御説明を平成19年度の初め、当初のころからお話をさせていただきまして、第1回の会合をやはり町の三役ですとか、民生児童委員の方が牛田町で5名みえますので、民生委員の方、それから、先ほどの防災の協議会、牛田町防災隊としい

ますか、それらのメンバー含めましてお打ち合わせをさせていただいて、今後どうやって要援護者の人たちをリストアップして帳面をつくるかということから入っていったわけなんですけど、非常に民生委員の方の持ってるデータだけで回るというのも民生委員が行かれるときは一緒にいけばいいんですが、例えば、町の三役だけで回ったときには、あんた何をもとにここに来たとかですね、いろいろ言われたときにお答えするのがすぐにはなかなかないんじゃないかと、そういうお打ち合わせを試行錯誤させていただきながら、それだったらいつそのこと一回町内全体で要援護者施策を取り組みたいという形で、牛田町はこういうふうで取り組みたいという形のものを全町民の方にアンケートを含めた回覧で、こういう制度でやっていきたいということをお流しをして、それから全体首長集会で牛田町、今68人おみえになるんですが、私ども行って御説明をさせていただいて、要援護者の台帳つくるだけじゃ意味がない。それ自体を助け合う支援者の方たちのお名前が入って初めて、いざというときに活用できるんじゃないかということ、そういう隣近所で支援する方も当然ながら隣近所の方をという話を説明もさせていただいて、議論を重ねたんですが、やはり一番ポイントは、台帳を個人情報の問題もあるんですが、支援する方もですね、隣のおばあさんを助けるのに東京におる息子が、おばあさん死んじゃったのはおまへのせいで死んじゃったというふうなことで言われてもそれはたつとれないものですから、その辺は責任までは伴わないんですが、やれる範囲の中でというようなことを含めまして、そういう住民の方にも説明を二、三回させていただいて、それでやっていこうじゃないかということになったものですから、次にアンケートを回して、そのアンケートを全町民の方に、どのぐらいの人が要援護者として手を挙げるかということも含めました設問をつくりましてアンケートを取らせていただきました。それが9月から10月にかけて850世帯ぐらいアンケートを取りまして、回答が720世帯ということで86%ぐらい回答ということ

で非常に高いアンケートの回答でいただきました。このアンケートもまだ少し問題があるのが、町内会加入している人という格好で、加入していない人はアンケートから漏れちゃうという問題があるものですから、まだ完璧なものにはならないんですが、非常にアンケートの回答率高くて、なおかつ、自由意見も書いていただくような格好で出しましたら、こういう制度を待ってみえるというか、こういう取り組みを高齢化社会に向けて必要としているというようなことの意見が非常に多くて、ぜひ進めてほしいということが特に多いというような形でございました。

ただ、その設問の中にも、支援者に回る側も隣近所を助けますかという設問もさせていただきましたら、解答では助けますよという格好で回答があったものですから、この10月でアンケートをもって、そのあとにもう積極的に台帳づくりをやっていこうじゃないかということで、台帳づくりも先ほど言う要援護者、ひとり暮らしの高齢者、余りふるいにかげずにいろんな人を登録したいというような方をできるだけふるいにかげずに登録をどうぞというような格好で回りましたら、最終的な結果では45の方が登録してみえます。この45人の内訳を見ますと、家族中が障害を持った方たちとか、家の中で歩くのが難儀してるような方ということで、非常に期待しているような方もおるということで、中には元気な方だなどという人もあるんですが、余りふるいにかげずにということで、45名の方が登録されました。

ただ、45名の方の中に、十幾つが支援者が埋まっておりません。自分から頼めないというか、隣近所が付き合いが希薄かというようなことで埋まってない方がございました。再度そのデータがあがってきたものですから、もう一回会合を重ねまして、民生委員と一緒に全世帯登録した45人のところを回りまして、隣近所の方とお話し合いをしながら、すべて45人の方は支援者が埋まったような形で登録ができました。一応これではモデル的には牛田が取り組みとしては、ただ、まだまだこれでも実際にこれを災害いざというときに活用できる

かというデータの管理と更新と市役所の方も保管はさせていただくんですが、これらを出てくる問題もあるものですから、これらをほかの地区でも同じような形も含めまして、地域での問題も含めまして、取り組みを今後お話をさせていただいて、ぜひ進めていただけたらということをはほかの地域にも進めていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○馬場委員

取り組みよくわかりました。ほんとに一生懸命になってね、取り組んでいただいておりますということで、ありがたいと思います。

逢妻も実はそういうことも進めていこうということで、以前からもう大分になるんですけども、ふれあいネットあいづまという組織がありまして、そうしたお年寄りの方に声をかけて、まず出て来てもらう。それからコミュニケーションをとって、そして災害のときは助けてねといって向こうからお話に来るぐらい今コミュニケーションがとれておりますし、市長いつもふれあいネット逢妻の方にも御参加していただいて、ごあいさつをさせていただくんですけども、そうした地域もあるものですから、これから要援護者というのは、ほんとに難しいところでもありますけども、しかし、これは大事なことです、進めていかなくてはならないということで、私どもも協力をさせていただきますので、どうかしっかりと進めていただきたいなということを要望しておきます。

次に、中央公民館の大規模改修の工事費、概要の99ページでありますけども、これは昭和53年に供用開始が始まって約30年経過して今回改修をします。耐震診断については必要がないということが本会議で明らかになったわけでもありますけども、この中で、事業の概要としては講堂天井裏のアスベスト撤去、照明、音響機器、舞台装置改修、それから事務所の窓口をローカウンターにする、茶室を会議室に改修する、各部屋の壁、天井を改修し、あわせて防音対策をするというようなことで、本会議では自動ドアとかエレベーターとかそ

うものができなかったというお話がございました。

そこで、図書室の改善というお話もございましたけども、これは自動ドアとかエレベーターの設置については、今年度は見送ったけども来年度は大丈夫なのかと、見送ってないのかな、検討するのかな、そこら辺がちょっとよくわからなかったもので、もう一度お願いしたいと思います。

○教育部長

一般質問で私の方は、平成20年度予算の中には組み込みできなかったということで、平成21年度に向けて実施計画の方を採択していただいて、平成21年度にやっていきたいというお話をさせていただきましたけども、市長の方から、言葉の言い回しがちょっと正確には言えないところがありますけれども、平成20年度でできたらというお話が、答弁をですね、そういうふうにされておるということでございます。

○馬場委員

わかりました。これもぜひバリアフリーというこうしたことから、せつかく改修されるわけですから、そういった市民の皆さんの声がございませぬものでね、それにこたえられるような対策をお願いをしたいというふうに市長を見込んで御発言していただきましたけども、財政的にもバスが寄附してくれたということもあってね、いろいろありますけども、その辺のことを考慮していただいをお願いしたいというふうに思います。

それから、図書室の改善につきましては、これは今一番奥にあるわけですよ、2階のね。利用率はどうなんでしょうか。こんな奥になって利用率が高いのかなという感じがするんですが、結論としては、もう少し利用しやすいように、円卓の会議室が要るのかどうなのかというね、私も本会議で質問させていただきましたけども、ここは改善の余地があるんじゃないかというふうに思いましたが、どうしても要るんだというんならでしょうが、どういうふうになるんでしょうか、計画としては。

○生涯学習課長

図書室につきましては、当初ボランティアセン

ター等いろんな話が出ておりましたけれども、そのままさせていただくということで、なるべく皆さんがよく読まれる本をたくさん入れまして、少し入れかえていきたいなと思っております。

あと、こちらの円卓の部屋にいくと割と皆さんに見やすい、入りやすい、よくわかりやすいということになるんですけども、ちょっと部屋が狭いということと、講堂から出てくるお客さんとかち合ってしまうということ、あるいはトイレの前である程度騒音がするかなということで、今とところで改善していきたいなと思います。まず図書室がそこにあるということをわからない方がたくさんおりますので、そこに図書室があるということを表示だけではなく、いろんなことを使って、まずあるということを示させていただきたいなと、PRさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○馬場委員

これ、意思疎通はきちっといってますでしょうか。そういうお考えでしょうか、部長。

○教育部長

公民館の図書室の関係、本会議の一般質疑で答弁させていただいております。そういった部分では、図書室の改善ということについては、私が答弁したとおりそのつもりでありますし、課長もそのつもりで改善をしていくと。部屋そのものは位置を変えるというのはなかなか難しいと思ってます。ただ、先ほど言いましたように、できるだけわかりやすいように、利用しやすいようにということは思っておりますので、そういうことを含めてですね、改善をしていきたいというふうに考えております。

○馬場委員

わかりました。

あと一つ、生涯学習の推進基本計画というのがあるんですね。平成12年3月に出されておりますけども、この中に、生涯学習のネットワークづくりということで生涯学習総合相談窓口、生涯学習ボランティアセンター、生涯学習アドバイザー、生涯学習人材バンク、ボランティア人材バンクと

というようなお話がありまして、生涯学習ボランティアセンターが知立市の社会福祉協議会のボランティアセンターと密接な連携を図り、学習活動の中で福祉ボランティアが必要となった場合には十分な対応が可能となるような体制を整えますということで、平成12年3月、今向こうのボランティアセンターでやっていただいておりますけれども、この計画が出て10年たったわけでありけれども、この相談窓口、ボランティアセンター、アドバイザー、人材バンク、ボランティア人材バンク、これはよく進んでおられるところもあれば、まだもう少しというところもあるわけですが、この点については、今後見直しがされるのかどうなのか、今のままでいかれるのかどうなのかということですが、お願いします。

○生涯学習課長

今回、公民館大改修を行いまして、まず一番大事なところは、やはりエレベーターと自動扉でしたけれども、それは先ほど部長が申し上げたとおりでございます。

あと、次の目玉になるところは、事務所の改造でございます。事務所が今現在、小さな窓口でお客様を立たせて、また何かあったら待たせてそのままやっておるわけですが、そこから出入りをできるようにさせていただきまして、入っていただいて広いフロアのところで対面式のローカウンターでいろんな相談を受けると、また、御指導させていただくと、そういったことで、その中からいろんなものを考えていきたいなと思っております。

以上です。

○馬場委員

ローカウンターは、事務所とその隣の壁を壊して低くして対応していくというお話ですが、そこで相談窓口もできるのかな。そうしたことで、どういう形になるのかなというのが見えてこないんだけど、あれが今、一人立って精いっぱいだわね。2人並んだらいっぱいという状況ですが、どういう形になるのかなと。あそこだけの話なのか、ずっと奥の方に入るそこをカウンターするのか

と、それがちょっと心配なんですけど、広くしていただきたいというのが希望ですが、どうですか。

○生涯学習課長

今の事務所のまた奥に、ちょっと相談室みたいなもともと館長室であったところがございます。そこの壁が簡単に取り外しできますので、それを広くいたしまして、職員はずっと下がりにまして、ローカウンターかなり長いものにいたしまして、そこで受付もできますし、相談もできますし、それから、またそのローカウンターのお客様が入ってきた手前のフロアにはテーブルを置きまして、簡単な相談もそこでできるというようにしたいと思っております。

以上です。

○馬場委員

わかりました。

もう一つね、生涯学習の地区推進員で各町内に平成13年度に生涯学習推進員ということで、この5年間をめどに地区推進員をつくって、そして、この身近なところで生涯学習を学ぼうということで、かなりこの施策も進んでまいりまして、その後、せっかくやったので、5年で終わるんじゃないかって、もう少し伸ばしてもらいたいという私も希望を出しまして、何とか今7年目を迎えているわけですけれども、要するに、この生涯学習のどういうことをやろうかということで町内が非常に悩んでおるといようなお話もございまして、見直しも含めてやらないかのかなということに思うわけですけれども、この辺については、生涯学習課としてはどのように考えているでしょうか。

○生涯学習課長

7年目ということでありまして、同じことで各町内会、非常に次は何をやろうかということで悩んでみえるかと思うんですけれども、また、ことは各町内会しっかり回りまして、写真を撮ってまいりまして、それとその内容をよくまとめまして、こういうことをやっておりますよと、あのまちはこういうことをやっておりますよと目で見えていただく部分と言葉でお話する部分とやりまして、ひとまず続けてまいりたいと思います。

ただ、それだけではなくて、あとはその中から何か大きな結びつきができて大きなグループができれば一番いいかなと思います。そこまでもっていくのが私たちの使命だと思っております。

以上です。

○馬場委員

生涯学習のメニューはほんとに幅広く行っております、メニューを見させていただいても、ほんとにPRも含めて情報も含めてね、4月1日ごろでもね、毎年のこういうことをやりますよということで広報ちゅうの方できちっと流していただいて、幅広くやられておりますので、もっともっとほんとに生きがいつくりとかね、その地域の方が、どこでもだれもがどこからでも学習できるような体制は今後とも続けていただきたいし、それがまた生きがいにもなりますし、また、元気になる秘訣ではないかというふうに思いますので、その点についても願いたいと思います。

最後に、中央公民館の名称の話が出ました。中央公民館をそのまま残したらいいんじゃないか、あるいはこの生涯学習センターの名称を変えていただきたいという要望もございました。私は、これ聞いておまして、市政会の議員が平成18年3月、そしてまた、平成19年9月に御提案があって、しかも平成19年9月議会では市長が答弁をして、その中には最終的に生涯学習センター、本市としてはそういう方向でいくのがいいのではないかと、いいなというふうに思っておりますので、中央公民館という名称については全くこだわりなく学習センターの方で私は思っておりますので、よろしく願いいたしますというふうで明確にこれは答弁を市長がされておるといようなことでね、これは名称はどのような名称でもいいんですが、例えば、生涯学習ふれあいセンターとかね、もっとやわらかくとかね、そういうようなことで、せっかく生涯学習センターとしてということで市長が答弁をされているこの重みをやっぱりきちっと受けてですね、そしてそういう形にしていきたいなど。きちっと答弁しとるわけですから、お願いしたいなというふうに思うんですが、これについ

てはいかがでしょうか。

○教育長

公民館が大改装されて新たにスタートするということでもあります。今まで中央公民館という言葉を使ってきたわけでありまして、公民館法の改正もありまして、公民館の呼称については必要に応じて利用者である地域住民に親しまれるような呼称をつけることについても考えられることというように平成15年度になっております。中央公民館ができたのはそれ以前でありますので、当然公民館という名称を使っているわけですが、この改装を機会に名称を考えていくことも大切であるし、同じ中央公民館という名称を使うことも必要であるけれども、市長の発言もありました。

昨日、定例教育委員会がありましたので、議会でもそういう問題が出ておりますけれども、多くの人の意見を聞くわけですが、とりえず教育委員の意見を聞きました。この公民館法の改正で地域住民に親しまれるような呼称にしたらどうだという意見もありました。公民館っていうのもレトロ的で田舎くさいというお話もあるけれども、それも捨てがたいなという意見もありました。それから今、ふれあいという言葉が出ましたけれども、ふれあい学習センターというのも、そうしますと、ふれあいというのは非常に幅広い言葉で意味があって、障害児教育やってみえる方は、ふれあいという障害者のふれあい、お年寄りとの老人福祉やってみえる方は、お年寄りとのふれあいというので、ふれあいセンターというのは障害児センターのことをそういっているところ、人にはいろいろの思いがあって誤解を招くので、やはり大切なことは、この市民に親しまれることならば今回の改装を機会に、できるだけ多くの人の意見を聞いてやるのが大切ではないかと。

それとあわせて、中央公民館が改装されたということを知らしめることも必要だし、中央公民館はこんな活動をするところですよという生涯学習のことを啓発していくためにも必要だという意見もありました。

それから、いわゆる生涯学習といっても、どう

も年配の方が多いけども、将来の生涯学習の担い手は子供じゃないかと。子供にもアンケートを取ることでも必要ではないかといういろんな意見がありました。いずれにいたしましても、幅広く声を聞いて、市民に親しまれる名前にした方がいいのではないかという意見がありまして、今のままでいいし、変えてもいいし、とにかくそういうことをやって方がいいじゃないかという意見がありましたし、今言われましたように、市長がそのように答弁されております。それは十分に尊重していこうと思っておりますけども、市民の皆さんの意見も聞いていきたいなということを思って、教育委員会が決めるべきものではないと私たちは思っておりますので、教育委員会ではこのような名前が、このような声がありましたよということと市長部局との話し合いをしていくことが必要じゃないかと、そんな話し合いを昨日させていただきました。

○馬場委員

同感です。やっぱりね、市民の皆さんの子供たちも含めて、生涯学習は生まれてからお年寄りまで幅広くやることですので、いろんな御意見を聞きして、よりいいものにしていただきたいというふうに思いますので、教育長、ひとつよろしくお願いします。市長答弁もごございますのでね、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後にもう一つね、予算書の243ページに地域スポーツクラブ準備委員会報償金というのがありますが、ことしこれ、どのような進捗状況をちょっと教えていただいて質問を閉じます。

○スポーツ課長

総合型地域スポーツクラブの創設、育成ということで昨年準備を始めて、昨年というよりも随分前から話があがっておるわけですが、予算的には委員の報償金という形であげさせていただいております。

去年、実は南小学校区をモデル事業として勧めたいというお話をさせていただきました。各町内会区長の方に、その推進の母体となつていただく委員の選出をお願いしたいということで、谷田町、

新林町、西中町それぞれの区長にお話をさせていただいて、目星をある程度つけていただいた町内もありましたし、どうもうちの町内はそういう人がいないなということでいろんなお話をお聞きしましたので、その地域から選出されている体育指導委員、あるいはその地域でスポーツ活動をやってみえる方にもいろいろお話をさせていただいて、できれば各町内から2人か3人そういう推進の母体になっていただける方を選出していただけないだろうかということで何度もお願いをしておりますですけども、なかなかそれがまとまらなかったということで、平成19年度については、ちょっと委員会というか、そういう準備会が開けなかったということでございます。

これは前回の議会の中でもお話ししましたが、できれば平成21年4月がいいんですが、平成21年度中には発足したいという御回答をさせていただいたと思いますが、それに向けて、当然平成20年度についても、その準備会をやっていくということで、今度区長も当然おかわりになりますので、またこの新区長に再度働きかけをして、もう当初から準備を進めていきたいなと、そんなふうと考えております。

○馬場委員

これについてはね、刈谷市が非常に進んでおまして、一遍そんな刈谷市も勤めているリーダーにお招きして、いろいろ御意見をいただいて、立ち上げの段階でどういう苦労があったのか、また、どのような形でやられたのか、そして財政のことにつきましても、資金につきましても、いろいろお聞きして、幅広く調査していただいて、よりいいものをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○林委員

それでは、質問させていただきます。

予算の概要の16ページです、一般会計予算性質別一覧表です。先ほど馬場委員もおっしゃられておりました。馬場委員は、先ほど公債費負担比率という視点で申されておりました。私は、これか

ら大型事業がいろいろ入ってくるという中で、もう一つの指標と言いますかですね、大きな指標といたしまして、財政の硬直化を示す大事な再生指標として経常収支比率というのがやはり気になるなという視点で質問をさせていただきます。

知立市は、現在、平成18年度決算で、たしか85%だったというふうに記憶しておりますが、そのあたりお聞かせいただきたいと思えます。

○総務課長

経常収支比率でございますが、平成18年度決算で申しますと82.2ということになっております。

○林委員

財政省の中のこの経常収支比率では、国が指導する経常経費の抑制に留意すべき岐点というのが80%というふうに書いておまして、この計上収支比率ですね、先ほどの公債費率と違まして、これはほんとに現実的な問題としてこの16ページ見ていただくとわかりますけど、人件費、そして物件費、また公債費、福祉をたくさんやれば扶助費がどんどん伸びていく、これが現実問題です。

先ほどの公債費比率の場合は、元利償還は減っていく、新しい新発債を起こさん限り減っていくという性質なんですけども、これは大型事業をやれば当然ふえていく。減る方向よりもふえていく方向ですね。なおかつ、市民の視点に立った福祉、教育をやればやるほどふえていくということで、私、財政指標を注目するときには、やはりこの経常収支比率というのを常に注目していかないと、例えば、東海地震とか東南海地震が発生したときには、一発で沈没してしまうというようなおそれが多分にあります。

財政担当課長御案内のように、東海地震じゃなくて中越地震ですね、あのときに非常に被害を受けた地方自治体、今非常に苦しんでるんですね。あの復興のために非常に起債を起こし、そして建設事業をやった中で元利償還も非常に膨らんだ。そうした中で、福祉がやはり立ちおくれっていくという現実があるわけでございまして、常にこの経常収支比率は注目をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

そうした中で、大型事業やればふえていく。知立市は、刈谷市、安城市、豊田市が御案内のように財政力指数がベストテンに入っているということで、非常に市民の方は行政水準を高く高くというふうにもってくるわけでございまして、知立市に置かれた立場というのは、非常に経常収支が膨らんでいくという構造になっているということはしっかりと認識していかないと、しっかりとある意味ブレーキをかけるということをやらないと、どんどん経常収支が膨らんでいくことをしっかりと御認識をいただきたいと思えますが、そうした考えでよろしいかどうか確認をお願いします。

○総務課長

今、委員おっしゃいますとおり、経常収支比率が上がってまいりますと、非常に財政の硬直化を起こすということで注意をしておるところでございます。現在の経常収支比率、先ほど平成18年度で82.2というふうに申し上げましたが、平成14年がピークと言いますかね、89%というような数字があったときがあります。それに比べますと、徐々に最近下がってきておるのが現状かなというふうに見ております。

しかし、今、委員おっしゃられましたように、いわゆる経常経費をたくさん使っていくという事業がふえてまいりますと、この比率が上がってまいります。公債費、あるいは扶助費というようなものも上がる要因でありますので、こら辺も注意をしていく必要があると思えます。

ただ、この経常経費が上がれば上がるほど基本的には上がっていきますが、分母になりますいわゆる税金を中心とした標準財政規模、こうしたものも関係がありますので、こら辺の税金の伸び、こうしたものを見ながらいろんな施策をしていくことが大事かなというふうに思います。

以上であります。

○林委員

そうですね、分母をしっかりと上げていくという作業をしていくということも当然ながら大切なことでございます。

経常収支比率高くなると、財政の担当

されてらっしゃる方は、やはり予算編成時において非常にシビアな査定をせざるを得ない。例えば、本会議でも話題になりました介護老人福祉、寝たきり老人福祉手当ですね、あれ、たしか介護保険制度始まる前は300万円の予算だったと思うんですね。そのお金を、やはり刈谷市、安城市はついでるんですけども、知立市はつけれない。300万円つけれないということは、やはりそこで財政担当の方々は健全財政というのを標榜しないかんといいことで切らざるを得ない、そういうような佐用が当然働くわけでございまして、また同様に、外国人、例えば、東小学校何とかしないかん。しっかりと東小学校40%も外国人がふえている。何とか教育環境をしっかりとやらないかんという議論がある中で、やはり経常比率上がっちゃうなど、やはりそういうような頭がそういう考えがめぐってくるわけでございまして、そうしたものをしっかりとやりながら大型事業をやっていくと、そうした視点をやっていかないと、ほんとに福祉を欲している、また、教育を欲している方々に目が届かなくなっていく。そんなことをしっかりと財政担当の方々、また、企画担当の方々も御認識をいただきたいと思います。

ちなみに、文化会館パティオ、私おかげさまで活用させていただいております。非常にいい施設です。しかしながら、非常に経常経費これで膨らましているんですね。どのぐらいかかっているか御案内ですか、パティオですけど、1年間で。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午後4時21分休憩

午後4時29分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長

文化会館の経常経費でございますけれども、平成20年度は文化会館指定管理料ということで、一本で2億4,692万6,000円でございます。

以上です。

○総務課長

そのほかに起債の償還金といたしまして、公債費でございますが、文化会館の元利償還金で平成20年度当初予算にあげさせていただいております。一部でございますが、3億8,330万円ほどあげさせていただいております。

○林委員

そうですね、文化会館非常にいい施設ということで、私、利用していると市民の方は、もっとこうしてほしい、ああしてほしいと言われるんですね。そうした中で、これ1年間どれだけかかっているというふうに私が聞きまして、私が、これ合わせて今6億円ぐらいかかっているんだよ、1年間に6億円ぐらい経費かかっているんですよという、みんな唖然とされてですね、それ以上何も言わなくなるというぐらい皆さん知らないんですね。この経常経費にどれだけかかっちゃうかということを知らない。6億円というのは知立市にとっては、御案内のように常備消防で6億円ですね。僕、6億円あれば、例えば、さっきの東小学校の教育問題も非常にクリアになってきますし、先ほどの介護老人寝たきり手当でもうほうはじゃないですけど非常に手厚くできる。そこで、どこまでが福祉給付をやるかというのはやはり問題なんですけども、大型事業やるときには必ずこの経常経費がどれだけかかるかというのを常に見越してやっていかないと、後で何だという話になっていっちゃって、市民の方から不満がたらたらといいますか、ほかに事業が回らなくなっちゃったなみたいな形になりますので、ぜひともそのあたり気をつけてやっていただきたいと思っております。

続きまして、予算書の91ページお願いいたします。協働のまちづくり推進講師報償金、これについてちょっと教えてください。

○市民協働課長

協働のまちづくりの講師の報償金につきまして、この平成19年からまちづくり委員会というのが市民協働課の方で担当させていただいております。まちづくり委員会の中で講師の報償金ということを考えておりましたけれども、今回につき

ましては、協働のまちづくりのための職員向けのNPOの方の講師によりまして職員の研修会を開催いたしました。

次年度につきましても、やはりNPO、それからボランティア関係について職員の意識がやはりまだ、研修をした後にアンケート調査を実施しましたけれども、やはり意識がまだ少ないというアンケート結果も出ておりますので、そういうことを踏まえて、対象者を検討して、また平成20年度についても実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○林委員

まちづくり委員会の関係の予算ということですが、

知立市は、今、輝くまちみんなの知立という総合計画で、キーポイントは御案内のように、市民と市行政との協働です。市長も、やるまいということで、やるまい市長室を開設をしていただいております。やはり市民との協働というのがこの総合計画を成功させるか否かというところがポイントになってるわけでございます。そうした中で、知立市は鳴り物入りで平成17年度、他市に先駆けて市民まちづくり条例がつけられました。

そしたら、その中で、いろいろな市民のまちづくりへの参加のしかけ、手段というのも設けております。パブリックコメントだとか、情報共有、そして市長の説明責任、その中で、やはり大きなポイントになる、また大きく育てていかなければいけないと思うのが、私は、今、課長がおっしゃられたまちづくり委員会だというふうに認識しているわけでございます。まちづくり委員会の方々には、非常に私、期待をしておりますし、そして現実に非常に大きな活躍をされておっしゃるというふうに思いますが、課長はどういう御認識かお聞かせください。

○市民協働課長

現在まちづくり委員会につきましては、平成19年度ですけれども、去年公募をさせていただきまして、13名の委員の方が現在活動をしていただいております。途中でオブザーバーの方ということで、途中から参加した方も三、四名現実にはござ

います。その中でも、これで3月に自主研究組織のテーマであります提言ということで提言書を今作成をしていただいているところでございます。

まちづくり委員会の委員それぞれの活動状況を見てみますと、ほんとに今現在実施しているのが月に2回、水曜日の夜7時から9時まで、それから、土曜日の夜7時から9時までということで、月に2回に分けて実際に活動をしていただいております。その中で、自主的に現在部会に分かれているわけですが、3部会に分かれておまして、その部会の中で、また自主的にそれぞれの活動を別にしているという状況もございます。まちづくり委員の方には、いろいろ市に対してのいろんな要望等それから少しでも市の行政に向けての助言をいただきながら、私の方もいろんな話の中では市の体制づくりについて勉強させていただくことでもありますので、今現在ちょうど私の方1年目で、実を言いますと、1年でまだほんとははっきりした方向性をどういうふうにしていこうかというのは、正直言って今、迷っている状況の中ではございますけれども、やはり自主研究組織ということでございますので、このまちづくり委員の方たちが、これからいろんな活動を通じて地域で、また、その地域の中のリーダーとしていろんな後継者の育成を図っていただきたいというのは、私としてはそんな気持ちでおりますけれども、今やはりこのまちづくり委員会が平成17年にできまして、平成17年からの公募の人数を見てみますと、20名いかなぐらいの今までの過去の例がありますので、市民の方に対する私の方のこういう会でのPR等も十分にさせていただいて、市民の方に理解をしていただくことが非常に重要だなというふうには思っております。

以上でございます。

○林委員

今ですね、つらつらと説明していただきまして、ありがとうございます。

やはり課長の方も、自主研究グループとして地域のリーダーとして活躍していただきたい。けど、なかなか公募しても集まらない、そんなジレ

ンマがあると思います。

これはですね、御案内のように、知立駅前広場のムクドリ対策とかですね、その他いろいろ机上の勉強だけでなく実際に行動する、活動する、そんな形で、やはり市民協働のほんとにモデルとなっていくところかなと、非常に大きな期待をしておりますし、先ほど申し上げました近隣にもないまちづくり基本条例の柱であり、肝である、他市も、非常にこれ注目しておるわけですね。このムクドリ対策のときも注目されてまいりました。そうした中で、非常に今後も育てていかなければいけない大事な団体であり、自主研究グループであると認識しておりますが、市長、その辺の御見解お聞かせいただければと思います。

○本多市長

まだ年数的には非常に浅いんですけどもほんとに幅広くやっていただいて、また、ほんとに一つのことをしっかり掘り下げて、最後の決と申しますか、そこまできちっとやっていただけるそういう皆さん方の集まりだと思って、ほんとにありがたいと思っております。

ただ、先ほど課長も答弁させていただきましたけれども、メンバーにつきましては、人数がそれが妥当なのかどうかちょっとわかりませんが、まだ3年目になりますけれども、これからもこういう組織がきちっとしておって、その条例が生かされていくというふうに思っておりますので、引き続き市民の多くの皆さん方に参加をいただいて、いろんな発想をですね、自主研究組織でありますので、いろんな発想を出していただけることを期待をしていきたいというふうに思っております。

○林委員

市長からもですね、非常にまちづくり委員会は市民協働のまちづくりやる上において、非常に大事な大切な組織であり、また研究会であるという、委員会であるというふうに御認識いただいております。

そうした前提に立ちまして、81ページ御案内いただけますと思います。

今回、新たに81ページの総合計画市民まちづくり委員報償金、これが95万2,000円あがっております。これについて若干の説明をお願いいたします。

○企画課長

総合計画市民まちづくり委員の関係だと思えますけど、これにつきましては、第5次総合計画後期基本計画に掲げる施策体系に基づき、施策を実現する上で市民の役割と市民として何をすべきか、できるかを検討する、そういうような会議でございます。

以上でございます。

○林委員

これがまちづくり委員報償金、先ほど議論をさせていただきましたまちづくり委員会、非常に私、わかりにくい部分がありまして、そのあたりを聞かせていただきたいという趣旨で今、企画課長答弁していただいたんですけど、先ほど私がここで議論させていただいたまちづくり委員会と、そして、今この総合計画市民まちづくり委員とどこが違うのか。また、あちらの方は無料、無料というたら何ですけど、手弁当でやってらっしゃるわけですね。こちらの方は有料、有料というたら何ですけど、お礼を出されるわけですね。どんな違いがあるのか。課が分かれるわけですね。先ほどは市民協働課が所管されて、こちらは企画課ですので、企画部長の方から、どういう違いなのか御答弁聞かせていただきたいと思っております。

○企画部長

このまちづくり委員会と今回当初予算でお願いしております総合計画のまちづくり委員報償金ということですが、たまたま名称がまちづくり委員というようなことで、非常にまぎらわしい部分がございますが、これはまず初めに、まちづくり委員会の方でございますけども、これはまちづくり基本条例の規定に基づいて市民の自主研究組織としてそういうものを設置していくんだという規定に基づいて設置をさせていただき、委員を公募させていただいているものでございます。いわば、ある意味で言いますと、そういったまちづくり基

本条例の具体的な活動をしていただくそういう一つの協働のまちづくりの一つの形を具体的に今やとっていただくと皆さんかなと。先ほど市民協働課長も申し上げましたけども、いろんな具体的な市民として何ができるのか、そういったことも含めて、行政へのいろんな提言、そんなものを自主的に研究してですね、いろいろ市に対して御提言をいただくというような形でございます。

今般お願いしてまず総合計画策定におきましますところのまちづくり、これ、広報では市民プロジェクト委員募集というようなことで募集をさせていただいておりますけども、これは先ほど企画課長も言いましたけども、後期の基本計画を策定する一つの市民参加のしかけと言いますか、基本計画をまとめる際の市民参画の一つであるということで、具体的には、今それぞれ事業課が後期の基本計画のためのいろんな施策、事業を今一つの決められたシートにまとめている作業をしております。

今回のこの委員、市民プロジェクトの皆さんには、こういったそれぞれの施策を市民の立場でどんな市民参加、市民としてできることがあるのか、そういったことをそれぞれ御意見をいただき議論をしていただいて、それぞれの施策におけます市民の行動指針と言いますか、そういったことを決めていきたい。それを今度の後期の基本計画にはそういう中身を盛り込んで、名実とともに第5次の総合計画の市民協働というものを前期に加えて、さらにその辺を鮮明にしたわかりやすい計画をつくっていきたい。そういったことで、その作業として、一般質問のときにもありましたが、非常に限定された期間でございますので、これで大丈夫かというお話もありますけども、何とかその後の総合計画審議会でのいろんなまた御議論もお願いするというそういうスケジュールもございまして、何とか今、私どもが考えておりますスケジュールの中でまとめていただければありがたいな。そのためには、もちろん市の職員もその中に参加もさせていただきますし、コンサルタント、総合計画の関係をお願いしてまずそういった専門家にもそこの中に入っていただいてスムーズに進めて

いきたいなと、そんなふうに思っております。

○林委員

市民協働、そして総合計画を所管される部長答弁聞かせていただきました。

私、ほんとに市民参加というものを真剣に考えていただくと、そういうほんとに形になってくるのかなという非常に疑問を感じるんですね。これ、今回の総合計画のまちづくり委員会は、たしか公募も含むと、そして有料、そして、たしか3カ月ですね、あて職の方はどなたも入られないですね。あて職の方は、例えば体育協会とか商工会とかJCの方々は、その上の組織、そちらの審議会の方で有識者ということで専門的な御意見いただける。それは有料でもそうした位置づけなのかなという認識あります。

私、有料、無料という話にはそうこだわらないんですけども、ただ、ほんとに市民参加というのを真剣に考えるのであれば、例えば3カ月と今、部長懸念されたように、ぱっと公募をされてですね、3カ月で何ができるんだという話で、先ほど13名の市民協働課が所管されるまちづくり委員会の方々、月に2回ですね、勉強会をほんとに毎回毎回開かれて、難しいな、難しいなという話の中で、こつこつとやられて、もう2年やってらっしゃる方もいらっしゃいますし、現実に活動されている。こういうのも行政になると難しいなということで今こつこつとやられて市長に提言されているんですね。この方々、有料で集まってくだいて、3カ月ですよ。3カ月で実際何を期待されるかというのは非常に私、疑問なんですけども、その辺、部長どうお考えですか。

○企画部長

今、報償金の問題も出ましたけども、先ほど申し上げましたように、まちづくり委員会は、あくまでも市民の自主研究組織ということで、そういったことにお気持ちのある方がお集まりいただいて、ほんとに真剣に勉強していただいているということでございます。

このこともまちづくり基本条例の策定の段階、準備の段階でも、今思えばその辺の議論もいたし

ました。そういった条例で設置していくそういう委員会ですので、何がしかのそういう報酬なり、そういったことを必要じゃないかというような議論も内部ではいたしましたけども、やはり基本的な考え方は、今の形ですね、それでやっていくというのがベストだろうということ。それにもかかわらず、高い志を持って御参加いただく、そういった皆さんが議論していただく、そういったところに価値があるんだというふうに考えているわけでございます。

一方の今回お願いします総合計画の市民プロジェクトにつきましては、あくまでも後期基本計画を作成するための市民参加としてその計画づくりについて具体的に御意見をいただく、参画をしていただくということでございまして、そこで示されたいろんな市民参画の形、市民協働というものが実際に動き出す部分では、それはまちづくり委員会と同じように、やはり市民の熱いボランティアのお気持ち、そういったものに支えながらやっていかざるをならない部分というのが相当出てくるんじゃないかな、そういうふうには考えておりますけども、いずれにしても、今回のこの市民プロジェクトにつきましては、そういった基本計画策定のための限られた期間でのいろんな御意見をいただくそういう場面だということでございます。

なぜこれがそういった部分で生かされるのかという御趣旨でございまして、私どもの方といたしましては、そういった行政側がいろいろ今、各施策、事業等についての原案づくりを今してますけども、やはりそこには行政側だけでその市民協働というようなことを言っておっても、これはなかなか具体化できない部分であろうというふうに思っておりますので、それぞれの施策についてですね、市民の立場からどの辺のどういう形で、どのようなことが市民としてかわり合いをもっていただくのか、それが結果として協働ということになっていくわけですけども、どういうことをすればいいかというその辺の具体的なところを御意見をいただくということでありますので、そういうものに基づいてですね、それらの施策が

協働という基本的な考え方の中で、今後、展開されていくというふうに考えております。

○林委員

なかなか難しい話であれなんですけども、清水部長の考え方の中で、こちらの方を有償にされて、有償、無償というこだわっちゃあれなんですけども、こちらの方を有償にされて向こうが無償というのは、どこで線引きされるんですか。審議会の場合は、先ほど申し上げましたように、商工会代表ということで、専門知識が必要だよという理由づけにはなるんですけども、今回のこの3カ月という期間限定で一般公募されて、全く同じような形でやられ、どうしてこちらを有償にされて向こうが無償なのかというのをお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○企画部長

一緒というふうにもおっしゃいますけども、その違いは、先ほど御説明させていただいたと思いますけども、あくまでもまちづくり委員会は、そういった条例に基づいて置かせていただいて、その構成員は公募する。で、そこでは自主的な研究活動をしていただくということで進めていくものであります。原則は無報酬。もちろんそこで活動に必要ないろんな消耗品類等のものがあれば、それは市の方も一定の支援をさせていただくということは考えなくてはいけないことだと思います。

一方、今回お願いしてますこの市民プロジェクトですね、こちらの方は、市の方がそういった作業を市民の方に参画して、言い方がちょっとあれですけども、お手伝いしていただくというようなですね、そういったあえてその無償か、無償でないという部分で線を引くとするならば、そういった思いもあるということでございます。

○林委員

余り言っても堂々というか、私はわからなかったんですけども、ただ、私ですね、なぜこういうふうに言わせていただくかといいますと、先ほど来、まちづくり基本条例の柱は、このまちづくり委員会、一つの柱はまちづくり委員会、まちづくり委員会の方々は、今の答弁、たしかここにま

ちづくり委員会の方々がおられたら非常に白けるんですね。まちづくり委員会の方々というのは何をモチベーションにしているかという、やはりやる気ですね、しっかり期待されてるんだなという一つのものがあるんですね。

そうした中で、今あちらの方は自主研究グループでやって、聞き方によっては勝手にやってるんだよみたいな聞き方にとれるんですね。こちらの方は、ちょっと金出してまでやってもらってるんだよというふうに私はとっちゃって、やっぱり先ほども言ったように、まちづくり委員会は育てていかないかんですね。ただでさえさっき、募集するんだけどなかなか来ない、そうした中で、13人しか来ない。先ほど課長おっしゃられたように、その方々を中心になって広げていくという作業を今からしていくそんなときに、自主研究グループだからという話でね、そういう話がぼっと流れてきますと、何だんという話に絶対なっていくんですね。そうすると、市長が標榜されてます、みんなでやろまいというてかけ声かけてるんだけど、何かアリバイづくりで市民参加やってるのかなみたいなですね、昔に戻っていっちゃうんですね。何かその辺が魂が入っていかないということが非常に残念な思いを感じております。そういうふうな感じで意見なんですけども。

あと、この総合計画は柱ですね、これから2014年の長期にわたる柱をつくっていく作業で、たしかこれ、コンサルを入れているんですね。このまちづくり委員会、提案されたのはどなたなんですか。コンサルか担当課か担当部長か市長か、だれかがこのまちづくり委員会を入れまいというのは、だれが提案されてるんですかね。

○企画課長

この委員会でございますが、前の計画を立てるときに、計画の中に、市民の意向を反映させるための計画づくりということで、どのような形で行われたかという、前回のまちづくり委員会は、市民の視点から今後のまちづくりについて提案をいただき、具体的なテーマ等も参加者の中で協議する手法をとりました。

五つのグループから提言をいただきまして、構想及び基本計画に加味させていただいたというように形で経過がなっております。今年度もうちの方で企画の方と、それからそのような形で計画の中に市民の意向を反映させるためにはどうしたらいいかと。

前のときについては、自由なテーマで協議をしていただきましたけど、今回につきましては、協働というようなテーマを重要視しておりますので、ある程度うちの方が絞った6年間の事業計画を市民の皆様に施策体系の中で示させていただきまして、それに基づいて市民としてどのような形が活動ができるのか、そういうようなことを考えていただくというような形で思っております。この委員につきましては、企画の方で初めから市民の参加というような形で計画をしておりました。

以上でございます。

○林委員

コンサルじゃなくて企画課長が入れようという形でやられたということですか。企画課長がですね、市民協働課が所管されているまちづくり委員会を入れようかみたいなそういうプロセスにはならなかったんですかね、

○企画課長

その件につきましては、今まで部長が答弁したとおり、まちづくり委員会というのは基本条例に基づいて設置した自主研究グループでございます。要項の設置の中の初め当初のときについて企画の方が携わっておりまして、50人というもっと規模の大きな市民の方の参加していただきたいというふうに思っておりまして、そこは部長が先ほど答弁したように、報酬を払った前のときについて、ほんとにそれでいいのかと、そのようなことを真剣にうちの方も議論しまして、報酬等を払わない方が自主研究グループとしてこれから活動しやすいじゃないかと。報酬を払ってるという形になってくると、一般のほかの市民から見ますと、報酬をもらってやってるんだというような形になると思いますので、そこはつくるときに、うちの方で、そのときに市民のメンバーも加わっていた

だいたと思いますけど、そこは十分に議論をして、報酬とかそういったものについては払わないというように形で自主研究組織ということで対応しようというような形になっておりました。

以上でございます。

○林委員

わかりました。まちづくり基本条例の中にまちづくり委員会が活躍されているということで、終わったらだれもなくなっちゃったみたいなことにならんようにですね、注意をお願いしたい。

また、パブリックコメントもなかなか現在応募が少ないということも聞いておりますので、市民参加ということを市長も標榜されてますので、しっかりとやっていただきたいということを申し添えておきます。

続きまして、最後ですが、予算の概要100ページでございますが、茶室建設ですね、若干お尋ねしたいと思います。

事業費4,867万2,000円です。予算の概要を見ますと、利用者層及び利用形態の拡大を図ります。これは利用者層拡大ということは、やはり利用料金とか利用時間のことが関係すると思うんですね。現在の中央公民館の茶室がですね、調べますと午前9時から12時で360円という非常に安い価格で利用できます。あと、13時から17時で610円、夜間が740円、一日借りても1,490円とかなり安価に設定されて、気楽に利用されるようになってるんですけども、今ここに予算の概要書いてありますように、利用者層の拡大ということでは、どんな妙案というか、どんなことを今考えてらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長

利用者層及び利用形態の拡大というのは、このお茶室を使うということだけではなくて、いろんなリハール室ですとか、かきつばたホール、花しょうぶホール、いろんなところがあるわけですけども、そこでショーとかいろんなものをやるわけなんですけども、お茶室があれば、またそこで一服お茶を立てていくことができると。今まで

は文化会館は劇場、あるいはワークショップ、リハール室といったようなところですけども、一つこういった和室的な建物ができることによりまして、また層が広がって、またお茶のこの建物だけではなくて、いろんなほかの施設と組み合わせた利用ができるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○林委員

利用料金が一番利用者にとっては気になるところだと思いますけども、料金は今のところ何かお考えがあるのか、それともまだ考えてないのか。

あと、これは指定管理者の方で運営されているんですかね、そのあたりお聞かせください。

○生涯学習課長

利用料金はまだ考えておりません。条例で出してまいりますので、その時期が来るまでにいろいろ研究してまいりたいと思います。

これ、指定管理者で管理してまいります。そのために、このお茶室も事務所の方で集中管理ができるように設計をしまいたつもりでございます。

以上です。

○林委員

指定管理者になるということですね、利用料金が非常に上がっちゃうわけですね。やはり御留意をお願いしたいなというふうに思っております。

あと、このパティオに茶室をつくる件は、中央公民館の茶室を壊しちゃうということで本会議でも出ておりました。やはり私のところにも来てるんですけども、だれが言いだしっぺかというところが一つの疑問点が出てるんですけども、私は、だれが言いだしっぺかというのはあえて本会議から聞いてると文化協会の方なのか、それとも特定のお茶の先生なのか、それとも市長がおっしゃることなのか、その辺、いま一つ教育部長の答弁でわからなかったんですけども、そのあたり、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長

本会議でもお話が出ました。文化会館の方でも同じことを言って申しわけないんですけども、茶室がないと、そういったことで受けてのあちらに

茶室をつくれば、一層いろんな部屋と言いますか、ホールの利用の拡大できる、それから、いろんなほかにもリハーサル室だとかそういったものがありますので、そういったもの拡大、それと、いろんな行事にも茶室を利用して拡大をできるという中で文化会館への茶室の建設すると、そういうことを受けてのそういうことなら公民館の方はということでのなくしていこうと、そういう話でございます。よろしくをお願いします。

○林委員

本会議で相当答弁をされました。私、どうしてこだわっちゃうかと言いますと、先ほどの議員報酬の引き上げのことと同じなんです。要は、市長の心がどこにあるのか。要は、市長がやりたい、これからの県民茶会もあるし、市の方針としてしっかりと抹茶の文化を知立市になじませたい、それを通して生涯学習をやりたいという強い決意があるとですね、非常に市民も腹に落ちる。先ほどの報酬審と同じ構図だと思うんです。議員報酬の引き上げのことと同じなんですけども、そういう意思がなくて、何か今の部長の話だと、うんということで、せっかくこの4,800万円の事業が今から動いていくわけですね。先ほど言ったように、経常経費も上がってくる。そうした中で、やはりこれは知立市にとってなくてはならんんだという声が聞こえてくれば、もっと私、地域に帰って、またお茶の先生方にもどんどんとPRができていける、そんな思いで聞かせていただいているんですけども、市長に最後、答弁を聞かせていただきたいと思います。

○本多市長

先ほどのランニングコストではありませんけれども、施設をつくれますと料金の問題もありますし、ランニングコストの問題も出てきます。発想というのは、どこで発想、だれが言いだしっぺかというのは、どの施設やどういう施策をやってもですね、どこかで出てくるんですね。今回のこの茶室の件につきましては、発想したのは私かもしれませんが、しかし、職員の皆さん方が、私が発想するまでにはその過程があるんですね。

本会議でも少し申し上げましたけれども、中央公民館のあの茶室を使っておられる、私がよく存じ上げておる先生方が四、五名おられますけれども、暗いねとかいろんな話があった中で、中央公民館のリニューアルという話を出ささせていただきましたので、そうなると、あれをほんとのきれいにして、もう少し面積広げるということは多少はできるかもしれませんが、余り大きな大きさにはならないだろうなという私は思いがありまして、何とか茶室をもう少しいいものを、きれいなものを広いものがないのかなというものをですね、そういういわゆるお茶の先生だけじゃないんですけども、生徒の皆さん方も含めてね、そういう意見を聞いた中で発想をさせていただいたということでございます。その発想は、立派な今、林委員おっしゃるような70億円もかけてつくったあの文化会館に最初から茶室をつくっておけばよかったなというところから私の発想が始まりまして、じゃあ一遍庁内でもんでみようということで担当の方に茶室の件はどうだろうかという話をさせていただいて、私の発想を受けて職員の皆さん方が着々と進めてきたというふうに思っております。

しかし、事ここに至って設計に入るわけでありましてけれども、それはほんとは関係者の皆さん方によく意見を聞いて進めてほしいということも再三私は申し上げておりますので、そのように企画文教委員会の皆さん方や再度お茶の先生方にも集まっていたいて相談をさせていただいたということもちゃんと私、聞いておりますので、そういう方向でやっていっていただいて、今、林委員おっしゃるように、お茶の文化を、それでなくて知立市は歴史文化のまちでありますので、それをより一層深めるためにもこのことを重大に考えて進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

先ほどですね、経常収支比率の問題についての議論がありました。それで、この財政の硬直化という問題が市民サービスを圧迫すると、余裕がなくなると、そんな議論でありました。

そこで私、一つ聞きたいわけですが、課長の方は、平成14年度に89%という形で述べられました。そして、昨年度の決算の数値を見てみますと、平成16年が83、平成17年が85.3、平成18年が82.2と、この資料の中では、80%以内が健全の指標に書いてるわけですね。そして、80%を超えたものについて、著しく超えたものについての指摘がありますけれども、知立市のその健全性というのは、80%を超えてるということから見れば硬直化がしているということも言えるわけだけども、この間の努力やそういうことを見たときに、今度平成19年の決算を見なければわかりませんが、著しく超えたという認識をお持ちなのかどうか、そのことをまず第1点伺いたいと思います。

○総務課長

今、委員おっしゃいますように、先ほど私も答弁をさせていただきましたが、傾向としては下がってきておるのかなというふうに見ております。

それで、県下の市町村の平均というのが今手元にあるわけでございますが、これが83.5という数字が出ております。経常収支比率、愛知県の市町村の平均が83.5、それで知立市が82.2ということでございます。全国の類似団体43あるようがございますが、一番高いところで99.8というようなどころもあるようがございますし、一番低いところだと66.8というようなどころもあるようがございます。その中で知立市が82.2ということがございます。およそ真ん中近所にあるということがありますので、非常に高いということでないというふうに認識しております。

○佐藤委員

もちろんこれらのこの決算の資料にもありますけれども、この数字は一つの目安になり得るもので、その財政運営をどう判断していくかと、その中で政策判断をどうしていくかということが一つの目安だというふうに私は思っているところです。これを低ければ低いほどいいということであるのかどうかという問題もあると思うんですけどね。

それで、私は今とにかく低下傾向に今日あるよということと、著しくそうした事態ではという御認識を伺いました。今、新たに夕張ショックということがありまして、国の方は今回の議会にも下水道の健全化計画という形で繰上償還の計画も出されました。しかし、国が出してる新たな基準というのが、これは妥当かどうかということの検証は必要ですけれども、起債の許可団体の基準だとか、また、早期に健全化を図るための基準だとか、そういうことがうたわれてますよね。その中身を見ますと、実質赤字比率ということですね、一般会計、それから特別会計の一部ということで普通会計のかかわる問題、そして、連結実質赤字比率ということで全会計の実質的な赤字に対する問題、さらには実質公債比率について、そして将来に負担比率という問題についてのある程度のガイドラインを発表をしましてね、しかし、その計算式についての詳細が出たのか出てないかわかりませんが、いずれにしても、今後こういうことも一つの指標になっていこうというふうに思うんですね。

ただ、このところでひっかからなければ、こちらの範囲の中ということを見たときに、知立市はどんなレベルにあるのかなと。ただ、これがてこになって自治体が本来やるべき地方自治法で定めているところの住民福祉がどんどん削られることがよしとするような流れがあってはいけないですけれども、いずれにしても、こうした法律もできたということで一つの指標は示されてきたのかなというふうに思いますけれども、私は、今議会、下水道についてはああいう形で出ましたけども、ほかのものについて出てないということは、いろいろ議論はあるけども、ある程度の健全性、国の指導を受けなくてもいい範囲だというふうな認識を持ってるんですけど、ここはどうでしょう。

○総務課長

財政健全化に関する法律、こうしたものが出されて、これからは今言われました四つの指標について議会にも報告し、公表していくということになっております。

今、具体的に実質赤字比率、これは一般会計等の実質赤字の比率でございますが、知立市黒字でございますので、これは知立市はゼロでございます。

それから、連結実質赤字比率、これはすべての会計の実質赤字の比率ということになりますが、これも知立市はゼロでございます。

それから、実質公債費比率、これにつきましては、先ほどもちょっとありましたが、知立市は9.6という数字でございます。

それから、将来負担比率、これは一般会計、特別会計だけではなくて、公社ですとか、言われるそういう第三セクターも含めた負債の比率というようになります。これが今現在まだほんとに詳しくこういう計算でということがちょっと下りてきておりませんが、わかっておる範囲で試算をしてみますと、知立市は99.3程度になるであろうというふうに思っております。

それで、財政健全化に関する法律でまいりますと、健全化の基準というものも示されております。実質赤字比率につきましては、11.25から15%程度というふうなことが言われております。これは先ほど言いましたように、知立市はゼロでございます。

それから、連結実質赤字比率で申しますと、健全化の比率と基準といたしましては、16.25から20%と、こういう基準が示されております。これも知立市はゼロでございます。

それから、実質公債費比率、これは健全化の基準で申しますと25%という数字が示されておまして、知立市は9.6ということになりますし、将来負担比率、これは健全化の基準が350%というふうになっております。それで知立市は99.3程度だろうというふうに思っております。こんな状況であります。

○佐藤委員

そうしてみると、いわゆる夕張ショック以来、国の方は、ああした事態にならないということでね、借金を減らすことを中心としながら基準を求めてきたと。これが当てはまるところになると、

例えば、地方病院なんかはどんどんリストラや民営化という波にあらわれる、もう既にこれがあらわれてますけども、少なくとも今、課長に聞いたところでは、いずれの点もクリアしていると。なおかつ、議論はいろいろあるけれども将来負担比率が350という数字に対して99.3と極めて低いと。いろいろ問題はあるけれども国の示している物差しで見ると健全性がそこにあるのかなということをね、まだ十分研究してませんので、そんな感想を持ちました。

ですから、経常経費比率について下げていく努力はしなければいけませんけれども、著しい状態ではないという実態がよくわかりました。こうした点を見ると、だからといって市民サービスをどんどん拡大せよということを私は言っているわけではないけれども、財政上のやりくりをしながら可能なものは施策として打っていくと、こういう立場で臨んでほしいというふうに一言申し上げておきます。

それで、私、先ほど質疑であったものですから、忘れないうちに覚えてるところからひとつやっつけていきたいと思うんです。

一つは、公民館の問題です。名称変更の問題について、本会議での市長答弁ありました。そこにつけ加えておきたいのは、市長は、二枚看板もあるのかなというニュアンスのことを言われたんですよね。まずこのことは指摘をしておきたいというふうに思うんです。

それと、先ほど教育長が、親しまれる呼称ということを行いました。多くの人の意見を聞いていくことが大切ということを行いました。

しかし、この公民館というのは、社会教育法の中で設置がうたわれてね、そして20条の中でその目的がうたわれて、21条は、公民館は市町村が設置をします。これは県が設置するものでもないんですよね。社会教育の中では市町村が設置をすることがうたわれているんですよ。私、ちょっと調べてきませんでしたけれども、例えば名称変更するということになった場合、どこで変更するんですか。公民館設置条例の中には、社会教育

法に基づいて公民館という呼称が使われてると思いますけれども、先ほどの議論の中で、変えろ変えろという話の中で、この公民館の設置条例の中で、生涯学習センターなりさわやか何とかセンターとかそういうふうにして変えるんですか。公民館設置条例の中に、そういう変え方をしたら、もう社会教育法適用の施設ではなくなるんですよ。ということは、教育委員会の所管を離れて市長部局になるんですよ。そこをしっかりと踏まえて物を考えないと、安易な考えで市民の意見がどうのこうのというこれだけでやっちゃいかんことなんです。その辺の認識どうですか。私は、そう思うんです。そうなるんじゃないですか。

○教育部長

確かに社会教育法の中に、公民館は市町村が設置するということが書いてございます。

それで、先ほど言いました平成15年の公民館の設置及び管理に関する基準の告示というのが、平成15年の6月6日に出てるんですけども、その前に出たのが昭和34年の12月28日の文部省の告示ということで、公民館の設置及び運営に関する基準、これを全部改正しますと。その中で、先ほど教育長が答弁させていただいたとおり、その告示に関する通知の文書の中で一番最後の方で、その他ということの中で、公民館の呼称については必要に応じて利用者である地域住民に親しまれるような呼称をつけることについても考えられることということがありますものから、それを受けて名称変更ということですけども、うちの方ですと公民館条例ですね、そういうのがあります。そこで二枚看板という言い方でいくとなれば。

○佐藤委員

私が聞いたのは、今、呼称の問題が安易に議論をされてるけれども、現在の公民館条例の中で、公民館の名称をうたっているわけでしょう。それを名称変更規制緩和されたということで変えてもいいよと。設置基準の中で変えてもいいよと。でも、変えるということは、結局市町村の条例の中で、公民館の名称をうたわないわけだから公民館でなくなるんじゃないですかと。公民館じゃなくな

るといことは、社会教育施設じゃないから教育委員会の所管を外れて市長部局に移るんじゃないですかと、そういう問題だけでも、その問題をただ単に親しまれるとか、愛称がいいとか、そういうレベルの議論でいいのかということを私は聞いてるんですよ。そこのところを聞きたいんです、私は。

○教育部長

社会教育法の中で公民館の規定がございます。それを受けての私は公民館の先ほどの基準だと思いますので、公民館の名称を市町村に公民館は設置するというは法で決まっておりますので、それを受けての先ほどの基準だというふうに理解しておりますものですから、たまたま公民館のうちの方で公民館条例というのがございますけれども、その名称をですね、例えば第2条の設置及び名称ということで、今のままですと知立市中央公民館、もう一つは知立市猿渡公民館と、そういうような名称をうたっておるわけですけども、それを例えば先ほどいろいろ出ております何とかセンターとか生涯学習センターに変えようが、私の考えとしては、社会教育法でいってる公民館のそのものが公民館がなくなってしまうと、そういうふうには理解しておりませんので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

それね、ほんとにそうですか。各地の自治体は、部長が言われたような規制緩和の中で、名称が変えられるということでそれぞれの設置条例の中で、公民館という名称をやめて、生涯学習センターとかいろんな名称をつけてるんですよ。もうその段階で社会教育施設じゃないんですよ。社会教育法の中では、公民館の設置は市町村が行うとやってくる。あくまで公民館なんですよ。設置条例の中で公民館うたわなかったら公民館じゃなくなるんですよ。そしたら、部長はそう言わせるけど、十分検討しましたか。法的なことを含めて各市を検討して。教育委員会から、そうやってね、いやそうなんだとって変えた。変えたら実際には法的根拠はどうだったといたら、あとのまつりで教

育委員会の所管じゃありませんという問題が出てくるんじゃないですかと私は疑問に思ってるから聞いてるんですよ。検討されて答えるならいいんだけど、思いつきで答えられてはこれは困る話なんだわね。所管が変わっていくんだから。

○教育部長

私の方も思いつきということではございませんですけども、公民館の先ほどから言っております平成15年の公民館の設置及び運営に関する基準の告示と、それを受けてお話をさせていただいておりますので、佐藤委員の言われるように、他都市において、そういった公民館でなくなってしまう、社会教育法から外れると、そういうようなことは私は今現在そういうふうにはこの基準からいくと当たらないというふうには考えますけども、そういったことになっては、それこそ佐藤委員の言われる御指摘のとおりになっちゃったじゃないかということになってもしけませんもので、そういったことについては、私の方も県の教育委員会の方にも、この基準の深い意味、名称を変えても構わないということになっておるんですけども、ほんとにどのような名称にすると、名称だけにこだわっているわけじゃないんですけども、例えばどういう名称にしたら公民館のこの基準から外れてしまうのか、そういうようなことがあるのかどうか、今、調査をさせていただいて、そういったことのないように進めていきたいというふうには思っております。

○佐藤委員

部長そうやって言いましたけれども、その施設の性格をあらわすのは、公民館でいうならば社会教育法なんですよ。そして、自治体が設置をするということになってますけど、その設置には設置をする条例があるんですよ。設置をする条例には、その施設の名称を明記しなければいけないんですよ。公民館という名称を条例にうたってあるからこそ社会教育施設としてそれが所管となるじゃないですか、教育委員会の。同じような繰り返しになりますけれども、私は、法と条例との関係の中で、そういうふうと思うんですよ。

教育長、先ほどね、ああいう答弁を今、部長がされました。事務方は部長ではありますけれども、社会教育の全般を責任持つのが教育長じゃないですか。私、今そういうふうにして、私の疑問として、条件が安易に変えられて施設をふれあいセンターか何かしらんけど変えちゃったと。そしたらこれが社会教育施設じゃなくなっちゃったなんてことになったら大変なことじゃないですか。事実、公民館の規制緩和の中で、高橋議員が一般質問の中で鎌倉市の例を示しました。各地でやられておるんですよ。もう公民館じゃなくなるんです。ただ単なる生涯学習センターなんですよ、教育委員会の所管外れるんですよ。私はそう思いますけども、どう思いますか。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午後5時28分休憩

午後5時37分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長

先ほどの公民館の設置及び運営に関する基準ということで、平成15年に改正されたことを受けて名称変更ということでございます。私どもの方で、今現在知立市公民館条例、その中で第2条及び設置及び名称ということで、それぞれ先ほど言ったような名称がついておるわけでございます。私どもの方で考えておるのは、そこのこの公民館条例ですね、それはそのまま設置及び名称の部分での個別の中央公民館、位置どどこ、猿渡公民館位置どどここと、そういった部分の名称というふうに理解はしておるわけでございますけれども、一度この告示の通知ということでのその他の一番最後の呼称についてのどういうことを意味して、どういうふうな条例改正をしていけば社会教育法に定める施設のままでいけるのか。例えば逆にこういうところを変えて条例のここを変えてしまったらこれは消えてしまいますよとか、そういった部分については、私どもの方も県の方にそ

ういった細かい御指導を仰いでいかないとちょっとわからない部分もございます。基準そのものの中では、先ほど言いましたように、名称について別に公民館の名称にはこだわらないというふうに書いてございますものですから、それを受けて発言をさせていただいたわけでございますので、詳細の中身のこと細かな内容になりますと、ちょっと今現在、掌握できてない部分もございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤委員

例えばね、新たな名称をやるということになれば、条例本文の中で生涯学習センターという名称をうたったとするならば、条例表題そのものも公民館条例とはならないじゃないですか。そういうことも踏まえてね、ほんとにこの問題、単なる名所ということで議論してるわけじゃなくて、なぜこの市町村が都道府県ではなくて公民館を設置するというふうになってるか、その背景は、やっぱり戦前のあの時代の教育が侵略戦争に駆り立てたんですよ。洗脳されたんですよ。ですから、政治とは一線を画して教育委員会というところでこの社会教育を啓蒙していこうと、やっぺいこうと、そういう背景の流れがあるんですよ。だから、この公民館の名称というのは、ただ単純な名称じゃないということ踏まえてね、それを取り扱ったときに、実際にこの教育委員会から離れてしまって市長部局になっていいのかという問題なんですよ。今の公民館活動のレベルがどうのこうのじゃないですよ。理念としてそこが守らなければいけないというふうに私は思っております。

ただ、私の疑問としてそうなるのではないかと、この疑問を提示して、答弁は一遍そこを調べてみるということです、公民館としての社会教育施設としての機能が担保できないと、機能というよりも内容が担保できないということであれば名称変更は許されないことだというふうに私は思います。可能だとしても、やっぱり公民館と通称なり愛称の中でうたっていくと、そういう方法も検討すべきじゃないかと。これが市長の言うところ

の二枚看板というところだというふうに私は思います。これは慎重にほんとに取り扱ってほしいと思いますけれども、再度、教育長よろしくお願ひします。

○教育長

名称変更によって所管が市長部局にいくのではないかとあります。この辺のところはしっかりした確認したわけではありませんけども、この文部科学書の文書、県の教育委員会を通じて知立市の教育長あてにきた文書であります。その中に、平成15年6月6日付をもって社会教育法第23条の2に基づく公民館の設置及び運営に関する基準が告示され、同日から施行されました。これが全面改正になったわけであります。

つまり、この改正のものは社会教育法に基づくものである。23条の2に基づくものであるということですので、その文面の通知文の中に、県の教育委員会に対して県内の教育委員会及び各公民館に対して基準を周知を図るとともに、別紙の各事項に十分御留意を得て適切な指導をお願いしますという文面で、そこの中に先ほどお話ししました呼称についてはというのが入っていると。この文章から私どもは判断しておりまして、社会教育法に基づく施設であるというふうに認識をしておるわけであります。そうすると、その呼称についても今の市民の親しめるような名称をつけることについても考えなさいというような通知文であると認識をしておりますので、そうした答弁をしたわけでありまして、一応県の教育委員会の方に、この生涯学習課の方にその文面により呼称を変えることによって所管がえになるのかどうか確認をしてみたいと思っております。

○佐藤委員

教育長に言われることも社会教育法の中での公民館の基準とうたわれてその通知がきたわけで、その範囲の中かなと思われるのも考えられるわけだけども、ただ、実際に各地で公民館の名称から変えてやっていると、もうそういうところを離れてるんですよ、実態として。だから、その点はしっかりと確認していただきたいということ

申し添えておきたいというふうに思うところです。よろしくお祈りします。

それで、もう一つは、茶室の問題です。公民館からなくして会議室にする。本会議質疑でもありました。水屋程度のもは残して、それができるようにするということがありますけれども、私は、茶室というのはどういう形でなければいけないかということは基本的によくわかりませんけれども、ただ、少なくともお湯をわかす囲炉裏というんでしょうか、何というんでしょうかね、よくわかりませんが、あれを残すことぐらいは難しいことじゃないんだから、多目的に使ってもらう中にそれを入れるぐらいのことはできると思うんですけど、どうでしょうか、これ。

例えば今の和室に水屋を残すということだと思っただけですけど、そこの中にあのスペース、あれがないとあるとではちょっと雰囲気が全然違うわけだもんで、鉄瓶なのかやかんなのかかわらんけど、それをやるスタイルを崩さないものが残すことがそんなに難しいことなのか、私あの議論を聞いてましてね、茶室そのものという呼称や名称は変わるかもしれんけれども、多目的でそこに水屋まで残すという配慮をされたのであるならば、それを一つ残すことで全然話が違うんじゃないかなと、受けとめ方が。それぐらいは莫大な予算がかかってしまうというものじゃないので、それぐらいの配慮はあってもしかるべきじゃないかと、多目的です。どうでしょうか。

○生涯学習課長

現在の茶室というのは会議室に改装するんですけども、老人研修室、婦人研修室、名称はまた変わる予定ですけども、この和室はお茶ができるように道具を残しておくつもりでございます。電熱器と釜ですね。ただし、水屋については、そちらの現在の茶室の方でございますので、その水屋は残りませんので、大変申しわけないとは思いますが、お茶場の方で湯を取ったり洗ったりしていただくということになるかと思っております。毛せん、その他道具はあるものは残していきますので、よろしくお祈りしたいと思います。

○佐藤委員

私、ほんとに無知で申しわけありません。お釜を残すということは、この四角いあれも残るということでしょうか。あれで質問しとっちゃほんとにとろい話ですけども、名称を知らないものから、残るのかどうか。

○生涯学習課長

一般のお茶は、畳のところの四角い炉が切ってありまして、畳を外すとその下に火が、昔ですと炭が入っておるわけなんですけれども、そういうものじゃなくて、その畳の上にそのままコンロを置いて、これは公民館に三つぐらいございますので、それを置いて、その上に釜を乗せてできるということでございます。一般の家庭でも、昔、先生方が自宅でやってみえたと思うんですけども、炉は切ってなくてもできたと思いますので、あそこは和室の方は掛け軸も床の間もございまして、それなりの雰囲気は出ると思いますので。

○佐藤委員

コンロというものについてのイメージがちょっとわからないんですけども、私は、その炉もすごいお金がかかるものであればね、300万円、400万円とかかるものであればそのとおりにかなということも考えなくはないけども、少なくともそんなに大きいものではないし、そんな莫大な費用がかかるものではないので、せめてお茶をやらない人たちが使うときにはね、ちゃんとふたをぺたっとできるようなね、そういうやり方で、家庭でもあるじゃないですか。台所に四角い切り込みがあって、これを外すと中にしょうゆやみそを置くところがあるじゃないですか。それで開けておいたら落ちるものでふたをするわけだけでも、そういう形のものぐらいは私はつくってほしいなというふうに思うんですよ。

市長ね、お茶に私、見識がないもので大変失礼なこととも言ってるかもしれませんが、莫大なお金かかるものじゃないので、この畳と床に切り込みを入れてコンクリートで固定をして、その炉が入るものをつくって、あとはふたをするだけということであるならば、炭をたくのはだめであ

ればそのところに炉を置くとかね、工夫は幾らでもあると思うんですよ。やっぱり今回のお茶室は、いろんな議論を呼んでることも事実であります。

だとするならば、今、中央公民館を使っておられる方、もちろん文化会館の方でこれから利用を伸ばしていくという答弁もあったわけだけでも、少なくともこちらの方にもふただけ取り外し可能で使える炉くらいは残しておくことが市民感情というのは、すべての市民ということじゃないけれども、少なくともここを利用された方、高齢者が多くてですね、ミニバスがあるとはいえども、なかなか自前で行けないという人も出てくるかもしれません。そういうことに配慮したとき、それぐらいはやってもらっても構わないのではないかなと。そういう配慮の炉は現在の計画ではないわけだけでも、その配慮の中で、お茶道具を置くということであるならば、セットで置くということも配慮してほしいと思うんだけど、市長、どうですかね、これは。そんなにお金のかかる話じゃないと思うんですよ。ぜひひとつ、ここを前向きな答弁をいただきたいというふうに思うんです。

○本多市長

中央公民館は、今、課長が説明したとおり、電熱で今までやっておりました。あそこがですね、本会議でも御答弁をいたしましたけれども、たくさんの方に多目的に利用してもらおうということで改修をさせていただくわけでありまして、今の入って左側の和室の部分につきましては、結構広い和室でありますけれども、今の話、私は道具を全部持っていてね、今までどおり電熱できちっとやれるということは想像しておりましたので、十分対応できると。水屋については、円卓の前のあそこでポットか何かで酌んでいただいておいてやるとか、八橋のかきつばたへ行きますと、いつも大体ポットでよく入れてくれるけども、あれがまたそれなりに味があって、お茶の作法、佐藤委員と一緒に、私もお茶の作法は知りませんが、そういう点

で、多目的という私も言葉を使っておりますので、そういう点からいきますと、今の畳の部分、和室の方のですね、予算の範囲内で勘考ができるということであれば、今ここで勘考できると私は申し上げることはできませんけれども、一度担当と研究をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひそのところは検討をですね、せっかく改修をされるということでもありますので、従来使っていた方々が不便になってはいけません。だとするならば、茶室ではなくて多目的な和室になるということですね、雰囲気は味わえても茶室そのものではないということであるならば、その炉も検討していただいて、可能なら予算がかからないということであれば、私はぜひつくってほしいと。ぜひその点では、担当の方と検討されて、また、現在使っておられる方たちの御意見も聞いて、そういう話だったけど、こうやって改善するよということでも皆さんにお示しをいただきたいと、こんなふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと次に、給食センターの問題についてお聞きをしたいというふうに思うんです。

きょう、資料が出されましたけれども、端的にこれは本会議の質疑の中でもあったわけですが、給食センター民営化ということで、現在も生きてる当時の文部省ですけども、通知というものがありますよね、昭和60年1月21日。この中で、いろいろたわれて、そもそもの背景は臨調行革と、こういう流れの中でこの通知が給食センターについては給食の合理化推進という流れで出てきたわけですけども、まずこのところで、本会議では答弁がどうも違うということで、この通知の所管する現在は文部科学省ですけども、民間委託の実施というところで3括弧があるわけですよ。献立の作成は、設置者が直接責任を持って実施すべきものであるから委託の対象にしない。そしてイとして、物資の購入、調理業務等における衛生安全確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること。民間業

者が物資の購入を前提にして、しっかりと管理をせよということがイのところの内容なんです。このところで、食材は市が調達しますよと。調理だけ民間に委託しますよと言ってるんです。この通知とあわせたときに、市の方針はバッティングしてやれないということになるじゃないですか。こここのところうたってることについて、簡潔に教えてください。文部科学省の通知は、私が今、読み注釈を加えたところでもいいと思いますけども、どうですか。

○教育庶務課長

今、質問者が言われるように、昭和60年の当時文部省の通知につきましては、おっしゃるとおりの表現になっております。文言はそのようになっておりますが、労働者派遣と請負に関する基準、あの関係の機材の関係で県の教育委員会、それから、愛知労働局等に足を運んだ中で、県の教育委員会が文科省をまだ調整中ということで結論は出てないです。話しておる中で、文科省については食材の購入までを市がやるのが本旨であるというように言い方を県の方から聞いております。

ただ、今御質問者が言われるように、この文言が物資の購入について十分反映できるような管理体制という文言と、そこら辺の言葉が一致してない部分が確かに感じております。このことについては、県の教育委員会、このことだけではなくて、機材等の有償の双務契約もあわせて、県の方に二、三回足を運びまして、2回ほど電話で確認しておりますが、現段階では愛知労働局が言っております有償での双務契約をやれば食材については市で対応していいというのが今の現段階を県の教育委員会も確認しておる段階です。ですから、これ以上の部分については、まだ引き続きはっきりしない部分が国の方もありますので、今後とも引き続いてこの今の昭和60年の物資の問題と請負の有償契約での問題、これはさらに確認をしていこうという考えでおります。

以上です。

○佐藤委員

いろいろ言われて、労働者派遣法というか、厚

労省の見解、各都道府県の労働基準局の考えありますけれども、それは労働法制一般で包括をするんですよ。しかし、文部省の通知はこれなんですよ。方針なんです。だっていろいろ話をしたっていうけれども、これに変わる通知が出てきてね、こうしなさいというものが出ていない以上は、どう解釈するんですか。これをだれが読んだって、ひねくって読んだって、民間委託の実施には献立は対象外だけでも、物資の購入、調理業務、これは民間に委託することが前提です。だけでも、心配があるから管理体制をも受けることということになってるんですよ。

今、課長がまだ不透明だということでは言われましたけれども、何とかそれをこのところの解釈をね、解釈というか素直に読めばそのとおりなもんだから認めたくないということで県に問い合わせしてます、労働局に問い合わせしてます、今度は国にも聞かないかんということをおっしゃるわけでしょう。それぐらい言い切れないんですよ、民間委託はね、市の方針の食材確保を市が確保をした上で民間委託するということを言い切れないんですよ。どうですか。私の言ってることは間違ってますか。これ、文部省の方針ですよ。労働省は包括的な問題は示してるけども、そうじゃないでしょうか。

○教育部長

私の方も昭和60年の古い通達というのか、通知ですので、それ以降、各都市でも調理業務の民間委託は実施されております。半田市、豊川市実施されております。この通知を受けての実施ということでございますので、そういった中で、調理業務は民間委託ということですけども、食材の購入は市でやられております。そういったことでございますので、献立作成も当然ですけど市でおるわけですので、私どもの解釈しているというのか、他市の実施の例を考えますと、まだ最終的にどうこうというといかんかもしれませんけれども、私の方の解釈としては、民間委託する場合だったら物資の購入、調理業務等を民間委託する場合だったら、設置者の意向が十分に反映できる

管理体制を設けてやってくださいよというふうな解釈して、だから、調理業務の民間委託した場合だったらこういうことにしてくださいと。直接市が物資の購入、献立は当然ですけども、物資の購入は市で行うということであっても、それは民間委託は調理業務だけということでも私の方は、ここに書いてあるような民間委託の実施のことについて抵触するようなことはないというふうには今現在はそういうふうと考えております。

○佐藤委員

部長ね、こうやって言い切ってますけど、これを担当してる課長の方は、ここが問題が部長のようにすんなりと解釈ができなくて、県にも問い合わせね、国にも聞かないかんじじゃないかということ言ってるのに、言い切っているんですか。違うでしょう、それは。ちょっと待ってください。

ですから、こここのところでね、やっぱりまだまだ担当してる課長の方としては言い切れないということで先ほどの答弁になったと思いますけど、課長どうですか。すんなりと言い切れないという答弁だったと私は思いますけども、それでよろしいでしょうか、そういうところで。

○教育庶務課長

発言の方が少し説明が、お話が足りなかったかもわかりませんが、県に確認している現段階では、文科省としては食材のこの通知は別にして、食材の購入は市がやるのが好ましいという見解は持っているという話は県の教育委員会に聞いております。

ただ、この60年のこの部分について、この文言はということで私は確認しておりませんということの説明です。ちょっと説明が足りなかったようで、申しわけありません。

○佐藤委員

そうすると、部長は言い切りましたが、課長の言ってることが私は正解だというふうに私は思います。ですから、本当にこれが文科省の見解は持っているだけでね、通知として出したものを改めて通知が出るなら明快な基準になるでしょうけども、出てないという中で、これが撤回されてないわけですので、課長いわく、この解釈の幅があ

るということであるとするならば、私はこのとおりだと思うんですけど、慎重な対応をひとつやってほしいというふうに改めて要求しておきたいというふうに思います。

それで、きょうね、資料が出されましたけれども、知立市の給食の調理の方たちがね、正規の方たちがいますけども、仕事というのは事務的なことをやる市の職員がいますけれども、そのほかに管理栄養士3名ですか、おってやるわけですね。そして、正規職員が11名ということでもありますけども、パートとの関係で食材を入れてきたそれを洗ったり切ったりというその前処理の段階は総がかりでやらないかんかもしれんけれども、その後、個々の食材を献立ごとに調理をしていくという中においては、市職員とパート職員との関係はどのような形でやられているのか、そこをちょっとお聞かせください。

○教育庶務課長

今、正規調理員が11名、パートが午前の調理の方が19名、午後の洗浄が20名おります。調理の方の19名につきましては、毎日19ローテーションでそれぞれの調理の分担を19ローテーションでやっております。

正規職員の11人については、おおむね2人に対して1人、特に数量チェック、各学校に配膳、配缶する部分の数の問題、数が違うことが一番問題がありますので、そういった数の問題、それから、作業工程の途中各工程でのトータル的な管理というか、そういうことを正規の方は分担しております。

先ほど委員が言われたように、最初の下処理から入りますので、最初の下処理は全員で下処理を動きながらだんだん調理の方へさっきの19ローテーションの方に移行して作業をやっております。

現在、民間委託のことも含めまして、パートのそれぞれの業務の処理のマニュアル、それから、正規の調理員のそれぞれのマニュアル、これは民間委託にかかわらずお互いにお互いのことをよくマニュアルで知っていただくということで、今年の11月ごろにマニュアルづくりをして、お互いに

そのマニュアルを持ってお互いの分担の仕事をやっております。

以上です。

○佐藤委員

今ね、正規調理員1名に対してパートの方が2名、そういう配置とローテーションをやるという中で、正規の方は数量チェック、それから工程での全体の管理と、工程での全体の管理というのはどういうことですか。例えば一つの調理の何かをつくるということを例示していただいて、その正規の調理員はパートの調理員とのかかわり合いの中で、どんな役割を果たすのでしょうか。

○教育庶務課長

正規調理員につきましては、まず一日の作業としては、8時半から下処理に入りまして、これは作業の手配をします。それから、それぞれ今、12釜だったと思いますが、釜がありますので、そういう釜分けした野菜の処理、それから、当日の献立表で指定された原材料の手配、そういったことを下処理から入っていきます。それが8時半ごろ、それから大体10時ごろに調理順に食材を上処理、これは実際の調理作業の方に送るその形の一緒にやりながら管理もしていくというような形をとっております。それから、11時から大体食缶等々の納めをしますので、そのときに各学校別の数量確認を正規職員が責任を持って対応しております。そんなような流れを正規職員はしております。

パートにつきましては、今ちょっと手元にマニュアルが正規のみしかありませんが、実際の作業にすべて携わって、19ローテーションで対応しておるといふようになっております。

以上です。

○佐藤委員

今、昨年11月に作成したマニュアルということでありましたけれども、要するに、正規の果たす役割というのが一連の調理の流れの中で全体の管理をしながら具体的には管理をすることなのかといったら、みずからの仕事とパートの仕事ぶり、それが献立どおりできてるか、数量はちゃんといいか、そこをやっているのが正規の調理師の

仕事ですよ、今の話からみると。そのところどうでしょうか。

○教育庶務課長

質問者のおっしゃるとおりです。

○佐藤委員

これはきょうの赤旗新聞にありますけども、センター給食で偽装請負かと。仙台市の民間委託の記事が掲載をされておりました。ここでは、市が食材を一括購入、献立も市の職員の栄養士がつくります。栄養士は調理場に入り、委託会社は調理員に味の調整やなべ、釜の温度調整などを指示しています。栄養士と調理員が安全でおいしい給食を届けるために力を合わせていると。でもこれは偽装請負だと労働基準監督署が言ってるわけですよ。人数までは書いてないですけど、話を聞くと、実際には民間委託をしてるけれども、栄養士や市の関係の職員が指示をするということがやられてるんですよ、あちこちで、実際の問題としては、ほんとの話が。この近隣のところをお話してもね、実態としてはそういうふうですよと、こういう話なんですよ。

ですから、大丈夫、大丈夫ということを盛んに言ってきましたけれども、民間委託をして、よもや文部省の通知をクリアしたと、また、双務契約で労働法上の問題もクリアしたと。しかしながら、実態としては、指揮命令系統が献立と食材を調達し、献立をつくるどころと分断されることを通じて矛盾が出てるんですよ。ここだってもう指摘をされているからやめればいいんだけど、やめなくてまだこれが一緒になってつくってるんですよ。こういう問題がね、危険性をはらむということのひとつ私、紹介したいというふうに思ったんです。

それで、きょう出ましたこの日本給食サービス協会中部支部というところで、これをもとにして市の経費節減額7,757万円と。私は、民間だからできないとは思いませんけれど、民間の業者いっぱいあるわけですので。だけど、この11名の直接指揮をする栄養士が3人おって、それを受けて作業し、パートを管理する調理員が11名おるんですよ。しかし、今、例示とされたところを見ると、

県派遣の栄養士の指導は、向こうの栄養士がまた聞きして、一人で指示するんですよ。それから、ここの責任者という方もね、常勤で責任者、副責任者、管理栄養士、調理師、パート、全部調理師免許がありますよ。この人たち、みんな調理にも携わるんですよ、この中身でいくと。そんな中で、知立市のようなほんとに体制が取れるのかということがね、そこで問題として出てくるんじゃないでしょうか。もちろんこれは一定額の積算根拠を持って一定額じゃなきゃ将来どれぐらい減るかということは積算できないからこういうふうですけれども、どうですか、こんな思いどおり各地見るといろいろ問題出ておりますけれども、どうでしょうか。こんな思いどおりいきますか。

○教育庶務課長

この社団法人のサービス協会の見積もり内容、こういう人数につきましては、今度の新しい新給食センターの建設の概要をお話した中で見積もりをされたあくまで概算ですが、そういう人数です。

その説明をこちらがさせていただいた中で、当然新しいセンターになりますので、これは建物のみでなくて厨房機器も最新の一時間当たりの処理能力も非常に高いものになっていきます。それとあわせて、今、細かい話になるかも知れませんが、例えば学校から回収して返ってきたコンテナを今手作業でコンテナについては手で洗っております。食器等は食器洗浄機でやっておりますが、コンテナは手作業でやりまして、食器洗浄機等で洗浄されたものを消毒保管庫に一たん入れて、それを翌日保管庫から取り出してアルコール消毒をしてコンテナに入れるという今そういう作業をしているんですが、今度の新しいセンターにつきましては、コンテナ洗浄につきましても、手作業ではなくて、最新の洗浄機ですべて洗うことができます。

それから、先ほどの食器ですとか、トレーも一たん消毒保管庫に入れて翌日にアルコール消毒をして、その上でコンテナに入れているんですが、今度はその前日にコンテナ洗浄機で洗浄したものを食器もトレーや何かと一緒にコンテナに入れて、

それでコンテナ消毒保管庫、コンテナごとトレーや食器も入れてですね、大きな消毒保管機じゃなくて保管庫にそのまま入れて消毒等全部できます。そうしますと、作業そのものも1工程、2工程ですね、アルコール消毒も入れると2工程もなくなります。

そういったこともちょっとお示しさせていただきながら、このサービス協会がこの正規が責任者を除きますと調理師のみですと6名という格好で提案されたきたと。まだこれは概要で口頭の工程なんですけど、そういう状況ですので、今は11名ということですが、これで可能な形で出されたというふうに理解しております。ただ、詳細については、その内容は、また詰めていく必要があると思っております。

それから、偽装請負の問題は、最近給食センターだけでなく、ほかにも新聞に載ったケースも承知しております。ただ、従来から言っておりますように、調理業務そのものは私としては民間の活力導入ででき得るものだと理解しておりますので、偽装請負にならないように、先ほどのまだ明確でない部分については、今後再三これも県の方も言っております。それから、これは知立市だけの問題じゃなくて、大きく言えば全国的な問題になりますので、国の方で早いこと具体的な結論を出していただいて、法をクリアできるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

今ね、課長の方は、最新の設備だから大丈夫だと言われたんですよ。中国のあそこ、最新の設備でやられたんですよ、正直な話が。それと一緒にだなんてことを言っているんじゃないかと、最新の設備で現実的に今まで人手がかかったものが減って合理化されて人が減るということはある話で、だから、最新だから万事がオーケーということではないと。やっぱりそこで働く人々が、ちゃんと気持ちよく働けるということが前提じゃないですか。そこで、民間だからできないということは僕は思わないんですよ、はっきり言って。けれども、

先ほど仙台市の例やその他の指摘したように、実際的には受託業者に対して混然一体となりながら指示をしたり仕事をしてるという実態がですね、ならないように気をつけるということを言いましたけども、この内容をこのメンバーを見たときに、ならない補償はないじゃないですか。課長のその言葉だけでね、万全ですねとは私、思いませんよ。指揮命令系統だって分断されるわけですので、ストレートに伝わるのが一番いいじゃないですか。けどストレートに伝わらないんですよ。それにね、3人の管理栄養士がおってね、今はストレートに伝え、調理の仕方、味の濃い薄いまでやるわけですよ、分担しながら。ここ1名ですよ。調理師の管理栄養士の仕事を責任者が栄養士でもないのにやるんですか。問題出てくるじゃないですか、そうすれば。だからこそうした問題が出てくるんじゃないですか。私は、そのことを強く言っておきたいと。

それと、もう一つは、やはり民間の中で、この間、問題になってきたのは、やっぱりその利潤追求の中で、利潤に走る余り問題を起こすということがいろいろあったわけですよ。民間というのは残念ながら、そういう土壌を絶えず持つてるし、持つてるというところをしっかりと見ておかないかんというふうに思うんですよ。民間だからできないということじゃなくて、そういう土壌があるということだ。その業者からやるということをやってわけじゃなくて、そういう土壌の中で仕事をやる、請負をやる。利幅が出なければ、うまみが出なければ、そのうまみを出すためにどうするかといったら、食材は市が握ってますよと。そうすると、パートだとか調理師の賃金を低くせないかんじゃないですか。低い賃金の中で、ほんとに安定したそうした給食がつかれるかということが大変疑問に思えるところなんです。そんな問題も含めてね、これからも給食の問題について検証をしていきたいなというふうに思うんです。

それと、もう一つは、現在7,757万円と、これ、一定額でやってますけれども、今民間においてパート労働法が施行されました。常勤の労働者と同

等の仕事をしてる者については同等の待遇を与えなきゃいかんということなんです。よ。

ところが、ここでいろいろあって、正規の職員とパートとは仕事の本質が違いますよとって適用されないかもしれない。現状の中で。けど、今そういうパート労働法が出てきてね、適用される労働者は、民間でわずかだと言われてるけれども、これがさらに20年もたったら、この試算で見たときに、実質的な累積の負担がどんどんふえて、ピークのときには2億円を平成31年、供用開始されてから10年後ピークに達するんですよ。それから減っていくという試算ではありますけれども、やがてこれがふえた分と減額された分を差し引いたときに初めて効果が出るのは平成40年ですよ。その間にこのパートの労働者の皆さんも含めて、そんな単純な労働条件にあるとは思えないから、これ自体がほんとにそうかどうかわからないと。時代は動いてるんですよ。きょうも育児休業やその他ありましたけれども、少子化の流れの中で、これは急速に改善されてるじゃないですか。パート労働者だって、今正規化の問題を求めて出てきたときに、この試算で私はやれるとは全然思いません。もう少しそういう点も踏まえてね、検討することが必要じゃないですか。

最後に、これ堂々めぐりの議論になって大変恐縮ですけども、この点どうですか。これはあくまでも試算ですけども、そうした背景を考えたときに思いどおりにはいかないというふうに私は思いますけども。

○教育庶務課長

これは、12月の委員会のときもお配りした資料、それから、きょうのこの配付資料についても、あくまでこれは試算で推計であります。ですから、必ずしもこのとおりにいくかどうかというのは、それは補償は必ずとは言いきれないと思います。

ただし、一言お話をさせていただきますと、12月の委員会のときにお配りした資料になりますが、今そのお配りした資料では、一人当たりの正規の退職者の減額分が一人当たり平均でこれは試算しております。これは最初、配付資料をつくるとき

に、ほんとは実額を入れて試算というか、表として出そうかなと考えておったんですが、やっぱり人の特定という問題もありますので、平均額で出させていただきました。

具体的に実額で試算してみますと、この12月の委員会時より累積赤字というんですかね、累計のこの部分が12月の配付した資料では19年後に累積が黒字になるというふうに出させてもらっておりますが、実額で行っていきますと、16年後に累積がプラスになります。これは、あくまでこれも試算ですが、実額でやっていくと3年ぐらい早く累積も黒字になるという数字です。

それから、これもあくまで試算の域は出ませんが、今の給食センターが40年後に今回改築を迎えております。これも今度の新しい給食センターで委託をして、40年後にまた改築をするという考え方をすると、40年後に委託をした場合、累積の黒字が7億4,000万円弱の黒字になると試算はしております。

ただ、これはさっきの質問者もおっしゃいましたように、今の段階のあくまで推計をもとにした試算ですので絶対とは言えませんが、こういう数字として出てくるのは今の状況です。

以上です。

○佐藤委員

もちろん一定の数値を用いなければなかなか推計というのはできないわけで、一定の基準ですので、それは理解しておきます。

しかしながら、今の社会情勢の中で、40年後を見通して黒字だよと言われても、私が議員になってからも3期、2期終わって2年目ですか、社会はどれだけ変わりましたか、本当の話。当てにできないんですよ、はっきり言って。だから、これについても参考資料にはなるけれども、必ずしも確信を持ってこれだとは言えんというふうには私は思っております。

それで、大切なことは、そうであったとしても、御利用いただいている子供たちの保護者の皆さんを含めて、本当に市の説明に納得ができていけるかどうかということがこれからの問題じゃないです

か。今まだきっちりと文部省の通知を含めてね、すっきりとした内容を今、示してるわけじゃないので、この数字自体だってそうですけども、そういうことを見ると、今後やっぱり保護者の皆さんが、いろんな御意見が、中島議員が私どものアンケートについて紹介しましたけれども、そうしたもののこそ、それでもやっぱりね、市が直接やってほしいと、御意見がね、結局このことを決めていくんじゃないでしょうか。今、食材を取り巻く環境が苦しくて、ほんとにそうした問題も含めて、今後そうした保護者や市民の皆さんから、40年もたてば今は子供生まれてない人も子供を産んで小学校に上がるかもしてませんしね、そんなことを含めて、意見聴取も積極的にやってほしいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○教育庶務課長

今、御指摘のありました意見聴取につきまして、いろんな方法があると思っておりますが、なるべく機会をとらえた形で民間委託についてお聞きをしていきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、先ほどの文部省の通知等はいつになったら、もうね、12月議会からかなりたってるんだけど、そこのところが一向に見えてこないという点を見ると、ほんとに大丈夫かなという感じがしておるところですけども、そんな見通しは、聞いてますという話じゃなくて、見通しはどうですか。

○教育庶務課長

私の方しゃべり方が悪かったかわかりませんが、聞いておるだけということではなくて、来年の9月に供用開始ということですので、非常に切実に県の方にも話をしております。とにかく国へ上げていただいて、知立市だけの問題じゃない、知立市もまた従来から民間委託についての実施ということで、この市議会でも表明をしてきておる経緯がある。その中で、早急な結論を出していかないと、事務方としても具体的にやっていくことがまだまだたくさんあると思っております。そういった面を早急に県の教育委員会の方にも国へ持ち上げて、早いこと結論を出していただきたい。そういうことは切実

にお話をしております。

また、これも言葉としては今後になります、私の方も事務方として切実な問題がありますので、具体的に県の方へ話を直接言っても、また期間を切ってもお話をしていきたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

議論が同じような議論に終始する側面もありましたけれども、私は最終的にはやっぱり市民の皆さんというよりも、保護者の皆さんを含めたそういう人たちの声をしっかり聞くこと、このことが大切じゃないかというふうに思うんです。

それと、もう一つは、一貫して私は、なぜ直営でやるべきかと。安全その他も含めてそうですけども、学校給食は教育の一環だということを言ってるわけですよね。この教育というのは、さまざまな経過をたどってるかもしれないですけども、結果、憲法で保障された人権保障をこの中で具現化をしていくということなんです。市は調理部門を委託しただけで、それは放棄はしてないよというふうに思うかもしれないけれども、そのところの一貫性を削るということは問題だと、そういう意味での。ここでは公の責任がどんどん空洞化されてきてるわけだけでも、公の責任というのは何かということが一つ一つね、先ほどの名称の問題も含めてですねども問われなきやいかんと、検証しなきゃならないと。また、そのことが公で働く人たちの誇りやそういうことにつながる問題でね、ここをどんどん掘り崩すことは大変私は危険だと、そんなふう感じて、申し添えておきたいというふうに思います。

それで、もう一つ聞きたいわけですけども、まず、一般会計の市税についてお聞きをしたいわけです。

先ほど資料をいただきました。これは税制改正に伴う影響ということで、本会議でいろんな補助金やそういうことが削減されたときに、税源移譲という形で、それは一般財源化されて充当されるよという議論の中でどうなんだということで資料が出てきたというふうに思っているところです

けれども、これを見ますと、平成16年以来ですね、たばこ税を除いて見てみると、この平成19年でトータルで見たときには、平成16年からのやつが継続して同額だということで見たときには、12億円余の増収になってるんですね。この市民税の関係、この間の税制改正で。そして、その分だけ負担がこうした皆さんに及んだと。平成20年度予算を見ると、もちろん人口増もありますので、そう単純じゃないです。経済情勢の中で賃金が上がったということもあるかもしれませんが単純ではありませんけど、単純に足せば14億円余がこの間、市民に負担がかかったということなんです。この断面で見たときにはね、

そうした中身でありますけれども、そこで私が聞いたかったのは何かということですけども、私、一般質問の中で、固定資産税の話をさせていただきました。そして、生活保護基準の1.1倍の拡大を求めたところでありますけれども、この点では、市民税については均等割が非課税の人がございますよね、市税については。そして、所得税の非課税の人、それから、住民税均等割、所得割非課税の人と、三つのタイプで扶養家族がいる、いないで所得があって、その所得の範囲内の人たちが均等割だったり、所得割だったり非課税になるということですね。

これで見たとときに、私、例えば均等割が非課税の人ということで見たときには、所得が単身の人、扶養家族がいない人は35万円だと。だけでも、夫婦2人ということに例を取って見たときには、82万9,000円ですよ。年金を受けておるということを考えて年金控除120万円足すと202万9,000円なんですよ。固定資産税の減免は申請でありますので、この人たちは、申請すれば、免責要件がかなえば全部減免の対象になるんですよ。あと、所得割非課税の人そうです。

そこで私が聞きたいのは、均等割非課税の人は、確定申告でないからなかなかわからないかもしれないけども、均等割非課税の人はどのぐらいおるのかなというふうに思ってるんです。例えば、それが高齢者、母子、父子というような形あります

けれども、そんな形でそれぞれの住民税の非課税の人はそこに未成年も加わるのでなかなか難しいですけれども、おおよそのところ、どんなふうにつかんでおられるかなということが聞きたいんです。

○税務課長

均等割非課税の方ということで、残念ながら数字出したことございません。申しわけございません。

○佐藤委員

確定申告でひっかかなければそういう人たちは出てこないから、なかなかつかむの困難だなというふうに私は思ってるんですよ。だけど、そういう制度がある以上、申請があるかないかは別にして、どのぐらいの人が対象者としておられるかなということは担当としてつかむ必要があるのではないかなというふうに思うんです。

それで、これはどこで具体的にそういう人たちをつかむことができるかという、各施策の中で、特に福祉なんかはそうですね、そうした施策の中で、こういうことを基準にしながら減免だとかいろいろやられてるということがありますので、ぜひ私は、そうしたこともつかんでほしいなというふうに思うんですね。そんなことをしながら、実際にそういう人たちがどれぐらいおるかということの推計ぐらいはしてほしいなと思いますけど、もう一度この辺、可能かどうか即答はできないかもしれませんが、検討していただきたいということです。

○税務課長

推計的には、今現在均等割の課税が3万4,000人の方がみえます。前年度からいけば1,334人の方がふえたわけでございますけど、均等割の対象の人がこれだけいるということで、あと、年齢からの割り出しとかそういうもので、かなりアバウトな部分では数字は出せるというふうに考えております。

○佐藤委員

なかなかまた変な仕事を押しつけるような格好になりますけれども、均等割が非課税の人、所得割が非課税の人、これらの人たちは単身であれ、

扶養家族が世帯2人ぐらいならば、みんな免責用件さえかなえば減免対象になる人たちですので、ぜひそのところをつかんでもらいたいなというふうに思います。住民税非課税の方も同じように未成年は対象外ですけれども、身体障害者、また寡婦、夫、妻、こうした人たちも対象になる得るというふうに思いますので、そのところよろしくをお願いします。

それで次に、一つだけ、私先ほどこれを見ましてね、平成16年度以来、平成19年度の断面、平成20年度の断面で見たときには、12億円の税制改正による負担増、影響が増収があったと。それから、平成20年度は前年度との差額分を加えて14億円程度が増収と、単純な話ですけど、おおよそそういうふうになるんじゃないかということで思うんですけれども、この点どうでしょうか。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午後6時42分休憩

午後6時50分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

資料を提出させていただいたものを平成19年度までの税制改正に係る影響額ということで、ここまでこれだけ出たということで、今から影響分終わってしまったものですから、これからは安定的に流れていくという中で、平成20年度につきましては、個人住民税でございますけど4.5%ということで、納税義務者の増加、それから、所得の増加ですか、そういう部分での影響ということで、その分の増加というものはある程度見込めるとは思いますけど、これのあとはずっと繰り返すというような形で、2%から4%程度の増加は見込めるといふふうには見ております。

○佐藤委員

そのところではね、私が先ほど言った数字が大きい影響を与えるなどということだけは、考え方がいろいろあるでね、私はそう認識してるとこ

ろですけれども、そこで私、今お聞きしたいことは、利子割交付金が26ページですけれども、大幅に2,500万円余伸びてますけれども、これは増減表を見ると地方財政計画の見込みということになってますけど、そもそも利子割交付金というのはどういうものか。たしか郵便局の預金の関係だったかなということ覚えてますけれども、ちょっとここ説明してもらいたい。

○総務課長

利子割交付金でございますが、県税として県が利子に対して課税をしております。そのうち市町村へ交付されるものということでございますが、今、質問者おっしゃいましたように、郵便貯金というなお話がありましたのですが、いつか郵便貯金が満期を迎えたときには非常に大きかったということがあると思います。昨年よりもふえるという格好になるわけでございますが、こちら辺は県税の収入状況ですか、地方財政計画の見通し、こちら辺を参考にさせていただいて見込ませていただきました。

○佐藤委員

県税ということでね、そのお金の流れというのは十分承知はしてませんが、郵便局は民営化をされたわけね、今までは公の金融機関ということが集めた預金に対して利子が発生し、それに応じた交付金を出すという仕組みだったのかなというふうに思うんですけども、これが郵政民営化になった後は、この利子割交付金というのは、もう既に民営化スタートしてるわけだけでも、どんな感じになっていくのかなと思って、これが従来どおり存続をされていくのかどうかね、その辺のことはどうなのでしょう。

○総務課長

今、郵便貯金との関係はということでございますが、郵政民営化される前、後にかかわらず、郵便貯金にかかわる利子というものは発生しておるわけでございますので、郵政民営化になったからどうこうということではないと思います。

○佐藤委員

そうすると、郵便貯金にかかるものだというこ

とで、民営化のいかに問わず、これが継続されると。私は、民営化の影響でこれが将来なくなってしまうのかなということも素人考えだけでも思ったりしたもんですから聞いたわけです。

存続をされるということであれば、それは結構なことだなというふうに思いますけれども、そのことが一点と、それから、もう一つは、これも地方消費税が減ってるわけで、消費税そのものについてはいろいろ思いはありますけれども、これは地方消費税の2分の1が市町村に交付されるということで、市町村の人口だとか事業所数、そういう結果、従業員数に基づいて案分したということが言われてるんですけども、前年度に比べて2,000万円といえども減額してるということを見ると、知立市のそうした事業所の従業員が減ってるのかなということ、減ってないと思うけど、結果、消費が伸びてないのかなという感じを持ってますけれども、その辺の認識もちょっとお聞かせください。

○総務課長

地方消費税交付金につきまして、今、言われますように、前年度に比べて2,000万円減という数字を計上させていただいております。これも地方財政計画、こういうものを見ますと、かなり減っておるということでございますが、たしかそうだったというふうな回答をさせていただくんですが、消費税を納めていただく切りのときがですね、それがたまたま土日であったりしますと、それが翌月になってしまうというような関係がありまして、たしかこの地方消費税交付金につきましては、たまたま平成20年度はそういう納める時期の関係で減るといふにたしかだっと思っておりますので、一遍確認をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

それと、地方特例交付金ですね、これについてもここについては減収補てん特別交付金の増によるということでもありますけども、去年も同じような話を聞きましたけれども、それと関連しまして、地方交付税ということで前年度に比べて8,400万円ほど減額をされてると。たしかこれについては、

企業に対する減税が措置ではなくて本則になって
ですね、3年間の経過措置の中でなくなるような
ことも去年あったかなというふうに思うんですけ
ども、その辺の見通しも含めて、ちょっと御説明
願いたいと。

○総務課長

まず、第8款の特別交付金の件でございますが、
これにつきましては、恒久的減税に伴う減税の一
部補てんのための減税補てん特例交付金というも
のがあったわけですが、平成19年に廃止をされて
おります。しかし、経過措置として3年間、国の
ベースで各年2,000億円、こうした額が特別交付
金として交付をされるというものでございます。
したがって、平成19年、平成20年、平成21年とい
う年度までこれが交付されるものというふうに認
識をしております。

それから、特別交付税でございますが、かなり
8,400万円の減ということで計上させていただ
いております。こちら辺の特別交付金につきましては、
今まで非常に財政力がよくても余り減らない
できたということがありますが、非常に地域間格
差というようなこともあろうかと思いますが、豊
かな団体に対しては減らしていくということで、
平成20年度は平成17年度の交付金の4分の1程度
というふうに聞いております。平成17年度の特別
交付金が1億8,500万円程度でございましたので、
これの4分の1程度を計上させていただいておる
ということでございます。

○佐藤委員

これについては、決算の中身を読むとね、特別
の財政需要に対する補てんということが言われて
ね、基準財政需要額の中で補足をされなかったも
のについて交付するという中身ですけれども、そ
れが今の話だと平成17年度比でね、今度平成20
年度は4分の1に減額されたよということでありま
すけれども、そうした形で今の課長の話を聞くと、
地方の財政の偏在ということを見て、そうしたと
ころに手厚くしながらそういう交付団体などにつ
いては減額をすると、こういう措置かなというこ
とを今の説明で受けとめたわけですが、今後

これがなくなるというようなことも心配されるん
ですけれども、その辺の感触といたしますか、見通し
といたしますか、その辺はどうでしょうか。

○総務課長

今、当初予算につきましては、そういうふうで
かなり減ってくるというふうに申し上げたんです
が、平成19年度の補正予算、この3月補正予算に
おきましても減額をさせていただいております。
だんだんと減ってくるというふうに思っておりま
すが、ただ、これから先につきましては、ちょっ
とわかりかねます。

以上であります。

○佐藤委員

次に、予算の概要の111ページですね、111ペー
ジは何かというと、総合窓口設置及び総合窓口
に関してのことなんですけれども、公民館の改修の
問題だとか、事務分掌が変わり子ども課ができ
たりとか、いろんなことがあって、その庁舎の取
扱いについて、この間いろんな議論がありました
けれども、これは具体的に市役所の配置としてど
んな形になっていくのかなということですが、
その辺、今のわかる範囲の内容をお知らせを願
いたいと。

それと、これは6,020万1,000円計上されて、今
年度で基本的にすべてのことが終わり、総合窓口
が開設をいくと、そんなスケジュールもお知らせ
ください。

○企画課長

この件につきまして、予算につきましては総務
課の方で載ってるわけでございますが、内容的に
につきましては企画の方と総務課の方と詰めさせ
ていただいたというような形になります。企画の方
から、この総合窓口と庁舎の改修については説明
をさせていただきたいと思っております。

今回の改修につきましては、総合窓口の設置と、
それは市民課の窓口を総合窓口にしたいというこ
とと、市民サービスの向上に向けた庁舎の改善と
いうことを大きなものを二つ掲げております。

一つ、市民課の総合窓口の設置でございますが、
証明窓口と届け窓口の分離、これは平成21年度か

ら待ち時間をできるだけ少なくするように努めたいというふうに考えております。それから、ワンストップサービスの推進、これは一度の手続で必要とする関連作業すべて完了させられるというサービスでございますが、これを取り入れていきたいというふうに思っております。

それから、フロアマネジャーの設置ということで、これは平成21年度、窓口の案内、届け、申請書の書き方の説明など来庁者の皆様の適切な案内、説明を行いますということで一応考えております。

それから、市民サービスの向上に向けた庁舎の改善でございます。これは、各課の配置見直しを平成20年度に行います。これは、市民の皆様がよく利用する窓口担当は1階または2階に配置するというふうに考えております。これは具体的に少しお話をさせていただきますと、1階の北側玄関から長寿介護課、福祉課、税務課、会計課になります。それから、証明窓口が市民課、国保医療課というような形になります。市民課のところに外国人の相談窓口を置きまして、市民サービスコーナーを設置したい。フロアマネジャーについても、その市民課の周辺で考えております。

それから、2階につきまして、北側の教育長室の方からですが、これは教育庶務課、学校教育課、子ども課、下水道課、水道業務と水道工務でございます。この辺は変更がございません。それから、南側にいきまして、ここに環境課、経済課、市民協働課が入りまして、その横に相談コーナーというような形を設けたいと思います。それから、互助会の事務局もこちらの方に入ります。

それから、3階といたしましては、事務室の改修は予定はしておりません。4階は今の現在第7会議室と互助会を事務室に改善しまして、そこに土木課と建築課、監査事務局、南側には都市計画課と区画整理課を配置するような土地を考えております。

それから、OAフロア化の課ということで、これは平成20年度に実施したいというふうに思っておりますが、情報化の進展にあわせて、庁舎のOA化の対応できるように1階の事務室をOA

フロアとしていきたいというふうに考えております。

それから、市民情報コーナーの設置ということで、これは平成21年度以降、庁舎1階に市民情報コーナーを設置し、市が発行する刊行物の有償頒布を行ったり、市民の皆さんの求める情報が身近なところで手に入るようにさまざまな資料を張り出し、利用しやすい窓口となるよう努めてまいります。

それから、市民相談コーナーでございます。改善でございます。これは平成20年度、相談件数の多い外国人の相談については外国人登録等の業務関連が図れるように市民課窓口隣接した場所に設置したいというふうに考えております。

また、市民相談、消費生活相談、多重債務相談、高齢者職業相談などは利用者のプライバシーの保護の配慮しながら2階の方に配置をしたいというふうに考えております。

それから、ユニバーサルデザインに配慮した改善ということで、ユニバーサルのことについてもやるということです。

○佐藤委員

大変細かく丁寧に教えていただきまして、ありがとうございます。

ぜひその資料を議員の皆さんに、やはり市役所というのは、やっぱり窓口と申しますかね、1階に入ってきたときに受ける感じというのはあるわけで、市民の皆さんに大きな影響を与えるということを見ると、市民代表である私どもにその資料をいただきたいなというふうに思います。ぜひそのところ、よろしく願います。

それでですね、予算書の方を見ると、これは庁舎改善工事費、営繕工事費、備品購入費などを含めてぴったりと6,020万1,000円にはならないんですけども、そんな形で予算が載ってますけれども、そうすると、そうした配置というか、設計が要るのかどうか私はわかりませんが、既に今、課長が言われたように、それぞれの配置がもう明らかになって、これを工事をやり物を移動してやるということですので、もう既にレイアウトも決

まっているということであれば、今の御説明の文書もいいわけですけども、目で見てわかるやつをぜひ皆さんにもいただきたいと思うんですけど、どうですか。

○企画課長

議員の皆さんにわかりやすいような資料というのは、まだ若干微調整というのが出るかと思えますけど、配りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

私もね、総合窓口の設置ということで一般質問させていただきまして、また、議員研修の中で、佐賀県の元市長がそうした施策をやったということでありますけれども、今言ったのは、証明、交付それぞれの窓口が別だよと。さらに外国人窓口をつくって登録を含めてサービスをするという点が大きなちょっと違うかなということと、ワンストップサービスということで、私は、例えば転入、転出の際に、それぞれの所管のところを回らなければ手続できないということよりも、佐賀市のように、何連カードかなってですね、一つの紙に書いたら全部複写して、それが総合窓口の中で受け付けて、それが各課のところに対応できるというようなシステムになったのかなというふうに思いますが、ここのところ特徴的なことをぜひお知らせください。

○企画課長

市民課の取り扱いでございますが、平成21年度以降何を考えているかという、まず市民課に新たに取り入れる事務といたしましては、税務課の証明等を加えまして、それから、届けにつきましては住民異動に伴う転入の学校教育の教育委員会の関係と、住民異動に伴い児童手当に関する届けというのを子ども課というような形で考えております。

しかし、教育委員会とかそういった転入に伴うものにつきましては、今、教育委員会の方でお話を聞く限り、父兄の方が来られたときに、中学校と小学校があった場合のときについては、それぞれ父兄の名前と子供の名前を書いてもらうという

ような形になりまして、それを総合窓口ですぐ持ってきても幾つでも何枚でも書かないけないというような形になっておりますので、そういうような調整をしながら、まず一番市民課の窓口といたしましては、証明発行と届け関係を分離し、待ち時間を少なくすること、それから、税務関係の証明を持ってきますので、間違いなくしっかり出せるようなこと、それから、フロアマネジャーを設置し、市民サービスの向上を図ること、それから、市民情報コーナーの市民サービスの向上を図ること、まずまず一つ一つ積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

そういうことでありますけれども、この予算の方では、75ページに載ってるわけですね。総合窓口委託料、窓口及び移転支援委託料ということで296万円が載って、その下の方に庁舎の改善工事費だとか、営繕工事費だとか、備品購入とか、これがこの6,020万1,000円に該当するのかなどうか、その辺はどうですか。

○企画課長

今、言われました庁舎管理費の中に載っております、消耗品の115万円、そのうちの32万8,000円というのが庁舎内にかかるものでございます。あとは事務機器等の運搬委託料、それから、総合窓口設置及び移転支援委託料、庁舎改善工事、庁用備品購入費の2,380万1,000円のうち、2,360万1,000円ということで今、議員が言われました6,020万1,000円というのが回収の予算としてあがっております。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。

それでですね、ぜひ平成21年度ということでありまして、その間、スケジュール的には現在市民課を含めて仕事をやってるわけですので、それを順次これにつないでいくということになりますと、今の仕事を遅滞なくやりながら変えていくと。1階はもちろんですけども、2階もということにな

りますと、どんな時期にそれはやられていくのかという、どんな形でやられていくのかということですけども。

○企画課長

移動につきましては、まずうちの方が考えているのは、4階から手がつけれるところからというような形になりまして、市民課とか税務課につきましては、確定申告とか今から忙しいときの時期に入りますので、手がつけられるところがございませんので、市民課、税務課というのは改修をしてですね、一番後になるのではないかというふうに考えております。

それから、いろいろ電話とかいろいろの工事のそういうような調整が必要だというような形がありますので、そこで総合窓口設置及び移転支援委託料ということで、ここに296万1,000円ということで、その調整をする業者を一つ入れておきまして、調整を図りながら実施をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

最後のところだけね、二つあるんですけど、一つは、総合窓口ということではないですけども、可能なところから移っていくということで4階から移るということになると、そうすると、平成20年度の途中の中で、それぞれの仕事をしてるところが移動をしていくということで、市民の皆さんが来るわけだけでも、変わっていくということを順次可能なところは変わっていくということですよ、一斉にということではなくて。

それと、もう一つは、業者を入れてということでね、私も移転支援委託料というのはどういう意味かなということを思っておって、今、課長の方が説明されたんですけども、ちょっといまいち飲み込みが私は悪いものですから、いま一度ですね、かみ砕いて御説明をお願いします。

○企画課長

その支援の委託でございますが、実施のレイアウトの作成、それから移転計画、スケジュール作成、業者の調整ということで電気業者とか、電話

の業者、LANという今走っておりますので、そういうような業者の工事中の調整をするというような形になります。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、そういう業者が入って工事をしていくということになりますけれども、移転支援委託料ということですので、それまた外に調整をするところを出すということですかね。

○企画課長

委託をするということで、そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、そういうコーディネートできる場所ですので、まだこれはどういう形でそこへ委託していくかということですけども、委託の方でそういう業者は限られてるんだらうなというふうに思いますけれども、その辺のことどうでしょうか。

○企画課長

その業者につきましては、まだ具体的なというようなことがございませんけど、うちの方が考えておるのは、ああいう事務機のメーカーの今そういうようなところというのは事務機を売るだけではなくて、庁舎内のレイアウトとか、そういうようなことを幅広くやってるような業者があるというふうに聞いておりますので、そちらの方面の業者になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それから、ミニバスについて、ちょっとお聞きしたいと。2台から4台ということで、ダイヤもいただいたわけですけども、そして、市民の利便性の向上という形で名鉄バスをにらんでですね、2コースの場合は昭和グラウンドが6時30分発と、牛田駅ということなんですけども、この広報に挟んでこれが市民のもとに届いたわけですね。御意見をいただいたのは、知立団地にお住まいの方が、今まで、例えば秋田病院に直通で行ったところ、ところが、このダイヤを見ると、2コースと4コ

一すのつながりが十分じゃなくて、例えば1便に乗って6時55分に来たけども、6時40分には乗れないよと。そうすると、8時1分だということになりますと、1時間以上待たないかんじゃないかという話だとか、さらに2便で8時8分ということですけども、秋田病院行きの2便は8時1分には出て行ってしまうと。そして、3便は9時21分で9時22分という形で1分間同じところへ着くということで、かろうじて間に合うだろうというふうに思いますけれども、そのほか詳細に私、見たわけじゃないですけども、少なくともほかのところは長ければ40分ぐらいはありますけれども、30分前後の中でつながっていくのかなというふうに見てるんですね。

ダイヤを組むのはコースやそういうこともあって大変な作業だなということは思ってるんですけども、実は、その御意見をお寄せいただいた方は、骨粗しょう症で歩くのも困難だとか、また、リウマチの方とかでありまして、何とかその辺の対応はどうかかなというような御意見をいただいたものですから、もちろんこれが発表されておるわけですけども、例えば2コースの2便なんかを6時55分に1便がついてですね、20分間の待ちがあるんですね。そう思うと、若干その辺の即答はできないかと思えますけど、10分ぐらいの調整の中で、接続が可能ではないかなというふうなことも感じるんです。3便については時間内の届くわけですので、この接続ということ考えたときには、たしかバスが来るまで次のところは待ってくれるということですので可能だと思いますけれども、それ以降については、若干の待ち時間の違いこそあれですね、可能なんですけれども、とりわけ2便ですね、できないのかなと。これを配布してしまっただけ、もうこれでいくよということになってますので、そう単純に、はい、いいですよということは言えないですけども、そうした御意見もあったということで、ちょっと御見解を伺いたいなということです。

○市民協働課長

広報の方に折り込みで入れまして、委員申され

るように、いろんな市民の方から既に問い合わせがあります。その中で、やはりこのコースというのは、コースの一部改正と、それから料金改正については、地域公共交通会議を経るということになっておりますので、このコースというのは、要はバス停ということになりますけれども、委員おっしゃいます時間帯については、微調整というのは現段階ではこれが精いっぱい調整だということで今、進んでおります。

やはりこの間に、例えば知立駅だとか、市役所だとか、福祉の里、東刈谷駅等のところでは、当然交通渋滞等が予想されますので、待機時間を取ってはありますけれども、例えばそういうところで時間をずらしてしまいますと待機時間の中でおさまらないという状態も出てまいりますので、まずはこと少し落ち着いてから利用者アンケートを取らせていただく予定をしております。利用者アンケートを取りまして、そのあとに、その結果を踏まえて公共会議も開催を予定したいと思っておりますので、そこら辺のところの皆様方の御意見を集約して、今後の検討ということにさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

このダイヤですね、車が4台、4コースになって、なおかつ便数をふやしたということでダイヤの接続という点では、大変御苦労をされたんだらうということは思います。

それで、既にこれはこの方向でいきますよということで市民の皆さんにも配布をして、4月1日からいくわけですので、なかなかそれは困難だなというふうに思っているところですけども、少なくともそうした皆さんがおられるということは、ぜひ御認識をいただいて、よりよいミニバスにしていきたいなど。無理やりこの人たちも困るということで私、言ってるわけじゃなくて、早速ミニバスを利用しているというかね、反応として期待が高いだけにそんな御意見もあったということで、ぜひこころにとめておいてもらって、次に生かしてほしいなというふうにあります。

中身は今後利用者アンケートをし、このバスの検討会と、これを踏まなければなかなかこれは困難だよと。なおかつ、調整時間をこの中に盛り込んでる中で、一部だけはできないよということがありました。わかりました。そんな御意見があるということだけは、関心が高いことのあらわれだなどということを受けとめてほしいというふうに思っています。

次に、81ページをちょっとお願いしたいんですけども、81ページの中で、指定管理者選定等審査会委員報酬というものが5人分ということで17万円計上をされているんですけど、これについて御説明を願いたいと。

○企画課長

指定管理者の選定委員会のことでございますが、5人で6,800円の5回、17万円というような形で予算をあげさせていただきました。その内訳といたしまして、開催については5回予定しております。一つは、5施設の前年の評価というのがございます。それを一回7月ぐらいに予定をさせていただきますというふうに思っています。

それから、今回、3年の文化会館と有料駐車場の指定管理者というのが五つの指定管理者の中に3年というのがございまして、来年度選定委員会を開きまして公募か、もう一回単独かというようなことを決めさせていただきます。次に、それが4月ぐらいに予定しております。

それから、候補者の選定を7月ぐらいに予定しておりますが、これが今の5施設の前年の評価と一緒になれば一緒にしていきたいというふうに考えておりますが、まずは数が多いということで別々に開催するというふうに思っております。

あと2回は、指定管理者というのは、もし不備だとかそういったことがあれば直営に直すということがありますので、そういったものも一回、それから、そういったものがない場合のときについては新しく指定管理者をやりたいといったときにはものについても含めるような格好で一応考えておりますが、今のところ、そういうようなところは決定がございませんので、その不備があったとき

について選定委員会を予定しておるということで考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○佐藤委員

これはそういう形ですけれども、福祉体育館並びに昭和グラウンド、ですね、この間、指定管理のことも一般質問で議論になりましたし、去年の12月にもなったわけですけれども、一般質問の中では、3月には結論が出なかったと。たしか去年の9月の話の中では、3月中に結論を出して、そうした中で、9月までに決めていきたいというような話があったかというふうに思ってるんですね。

今、課長の方は、現在、指定管理者となっているものについて、期限がくると、そういうことについての対応と評価という二本立てでやっていくよと。あとの2回については、不備があったときの対応だと。そして新しく指定をやりたいというときの中身だということも言われました。

しかしながら、話の重点は不備ですよというふうに言われましたけれども、これは福祉体育館のことは、この中では議論にはならないということですか。

○企画課長

今、答弁させていただいた中でございますが、まだ福祉体育館とかそういったところについては、どのような形にするかということが決定しておりませんので、そういう意味で答えたわけでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうしますと、決定にないから見通しが立っていないからこれは予算計上はされてないんだということでありました。

これについて福祉体育館は、3月をめどで結論を出せなかったわけですけれども、その辺の話でね、結論が出なければいつまでも出てこないという話ですけれども、現在の一般質問の中でも決定できない内容については余りお話がなかったのかなというふうに思いますけれども、その辺の内容、見通しについてお知らせ願いたいと。

○スポーツ課長

体育施設の指定管理者につきまして、何か説明が少し足りないというようなお話がございました。

私どもの方で今、許可とか管理をしております体育施設が市民体育館、昭和グラウンド、昭和テニスコート、本林のテニスコート、川畔テニスコート、東八鳥テニスコート、それと学校の夜間開放等の体育施設、竜北中学校、南中学校にあります夜間照明設備、あと、都市公園の中にあります公園グラウンドですね、この施設を一応私どもで利用許可を出させていただいておるところでございます。

ただ、この中で、管理運営についてはスポーツ課の方と、それから、それぞれの所管の方でやっております。施設の利用業務につきましては、スポーツ課の方が一括してやっておりますけれども、ただ、後々の維持管理に関して、それぞれ予算の管理が多岐にわたっていると、学校の場合は、当然学校の体育施設ですので、学校の中の予算でやるということがございます。

それから、公園の管理等につきましては、当然都市計画課の方でやるということでもありますので、この部分についても指定管理者の方に任せるといことが可能かどうか、まだ全然というか、各所管の方との調整ができておりませんので、このあたりが今、課題になっているということでございます。

○佐藤委員

そうすると、それぞれの施設が予算上の維持管理が多岐にわたっていると、その調整ができないから結論が出ないということの答弁でしたけれども、それ以外はないですか。

以前ですね、グラウンド、福祉体育館、実質的には施設協会が窓口になって夜間受付等を含めてやってくるわけで、実際的には前の話だと体育協会との関係だとか、その事業の関係だとか含めて、なかなか難しさがあるということで、実質的には維持管理だけかなという話もあったわけですが。維持管理というと、今の維持管理のお金の話にもつながるわけですがけれども、そうしてみると、実際の

に指定管理者に出すほどのメリットがここに見出せるのかなと。現実に施設管理協会もやってる中で、この辺のことも含めて調整というだけではなくて、その辺の見通しもちょっとお示し願えたらなというふうに思います。

○スポーツ課長

今、御質問者言われました施設管理協会でございますが、こちらはあくまでも窓口業務だけでございますので、体育館の管理だとか、昭和グラウンド、テニスコートの管理までやっております。その経費については、すべて体育館の方がやっておりますので、それは一部委託ということで今、実施しております。

もう一点ですね、福祉体育館、御存じのように福祉部門との複合施設でありますので、ここの調整もまだまだ済んでないということがございます。それで、現実に今これを指定管理者でやろうという話になれば、福祉部門は単独でやっていたと。市民体育館の部分、あるいは昭和グラウンドの部分、昭和テニスコートの部分、ほかに直接かわりのない部分ですね、これのみでありましたら多分十分可能だと思いますけれども、ただ、指定管理者の本来の目的が市民サービスの提供、向上ということがあります。それから、行政コストの縮減という大きな題目がございますので、これをその一部分だけでやっていいかどうか。そうなりますと、今度学校の体育施設の許可の関係は、当然教育委員会の方でやるということになりますので、窓口が指定管理者の施設は指定管理者が許可をする、学校体育施設は教育委員会、スポーツ課で許可をするというような二面性を持つわけですので、そうなりますと住民サービスが低下する可能性もあるということもございます。そういう面いろいろありますので、こういうものはすべて調整が終わって、すべての体育施設の管理委託ができるようであれば指定管理者に移行することは可能だと思います。

以上です。

○佐藤委員

すべての調整が済めば可能だということであり

ますけれども、しかし、今の話を聞いてますと、いましばらく可能だということと、やっていくということと、その困難さという点も含めて、内部的に決定とするということになるかと思うんですけども、これは教育委員会との関係とかそういう教育委員会の所管の施設ですので、教育委員会の中でこうした議論もされていくということ、その上で決定をして審議会に諮るというような流れになるのかなというふうに思うんですけども、当初の3月というやつが出てこなくて、この見通しについては調整について担当としてはどれぐらいのスパンで見てるのか、その辺、見通しをお知らせください。

○スポーツ課長

見通しと言われましても、この1年、2年でというのでできるかなというのはちょっとありますけども、積極的に指定管理の方に取り組むというスタンスは市の方針ということもございますので考えはみたいと思いますが、余りにも広範、多岐にわたっておりますので、調整部分がこれがやっぱり一度に片がつくというふうには思いませんので、一度調整をしながらやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

○佐藤委員

積極的であるかどうかは別にして、今の話を聞きますと、細かな話、調整やその他ということでもありますけども、この1年、2年でできるのかなというぐらい難しい市民サービスの向上とコスト削減ということが指定管理者の目的だと言われるならば、大変難しいことなんだということを実感しておるところです。現状わかりました。ありがとうございます。

次に、81ページのところで指定管理の下ですけれども、地域情報化計画アドバイザー報酬金というふうにあるんですよね。同じような中身で協働推進アドバイザー報酬金というふうにありますけれども、これは今までなかったかなというふうに思いますけれども、これはどういうものなのかお知らせください。

○企画課長

これにつきましては、知立市では知立市行政情報計画、平成15年から平成20年度策定し、情報化を推進してまいっております。

今後は、行政内部の情報化にとどまらず、地域社会向上のためIT活用推進である新たな地域情報計画を策定する必要がある。そこで策定に当たる専門部会として職員のプロジェクトを考えております。その部会のアドバイザーとして有識者をお願いするものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、初めて私が知らなかったと思えますけども、既に今まで平成15年から行政情報計画というものがつくられてきて、それが行政情報の中で、新たに地域にもITのサービスというか、そういうことを広めていこうと、どういうやり方か知りませんが、そして、これは職員の皆さんがプロジェクトチームをつくってやっていくんだよと。しかしながら、ここには専門的な有識者がいるということで有識者に対する報酬金という形で出しますよということですね。

協働推進アドバイザー報酬金はどうでしょうか。

○企画課長

協働推進アドバイザーは、本市につきましては現総合計画において、輝くまちみんなの知立の実現を掲げ、市民との協働によるまちづくりを目指しております。そのためには、市民と行政がお互いに理解し合い、信頼と自立によって対等なパートナーシップを構築することが重要でございます。

職員がこの取り組みを着実に進めるためには、冊子、職員のための協働ハンドブック、これ仮称でございますが、作成を考えております。この作成には職員の若手を中心としたプロジェクトチームを考えておりますので、そのアドバイザーとして有識者をお願いするというような形を考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

大体内容はわかりました。

それで、行政情報計画というものがつくられてき

たわけですけれども、実際的には日々の仕事をやっておられるわけで、計画はつくって、その実施は並行してある意味で進められてきたような気もするんですけども、その行政情報計画というのはどういう計画なのか、IT化を進めるLANの整備だとかそういうことも含めてだろーと思えますけれども、計画つくってこれから実施をしていくのか、既にそれが実施されて具体化をされているのか、その辺はどうでしょうか。

○企画課長

知立市行政情報計画につきましては、平成15年から平成20年度という形になっておりまして、その内訳といたしましては、前期平成15年から平成17年、後期平成18年から平成20年というような形の計画になっておりまして、平成20年で作成をしないとこの計画が切れるということで見直しを図るというような計画でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

よくわからないんですけども、そういう前期と後期に分けて具体的に情報の計画をつくられたわけですよね。情報の計画というのは、何も計画をつくるためじゃなくて、市の行政事務の効率化、その他を含めて具体化をし、効率的に推し進めていくという計画だというふうに私は話を聞いて思うんですけども、これが具体的にどのような形で実施をされているのかと。今の段階では計画つくただけだよという話なのか、その点と、もう一つは、地域計画と、これから地域におけるITの普及といいますか、よくわかりませんが、地域にも普及するという趣旨はわかりましたけれども、まだ具体的に、これということではプロジェクトを立ち上げるということではこれからの検討だということでもよくわからないんですけど、その辺はどのようなものを想定をされてるのかなと。2点お願いします。

○企画課長

行政情報化計画というのは、基本構想、基本方針で策定がしてあります。これに基づいて、市役所の電算のネットワークだとかセキュリティだと

か、そういったものを推進を図ってきたというような形になります。

それから、地域の地域情報計画とはどのような形で、あとはホームページにより提供される情報の内容や提供方法の改善だとか、地域はコミュニティ再生だとか、安心・安全な地域づくりとか、地域経済の活性化など多くの課題を抱えており、ITをもっと活用して役立てるといったような形を考えております。

それから、今、専門部会で職員のプロジェクトということで考えていますのは、行政情報化、地域情報化、セキュリティのその三つを計画の柱として考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

一度その基本構想、基本方針、ネットセキュリティ、セキュリティまではあれかもしれんけど、基本構想と基本方針くらいはですね、ぜひプリントした概要があればお知らせいただきたいと。

それと、もう一つは、行政情報と地域情報の情報化ということですけども、これは行政情報化ということは行政の情報を市民の流す、さっきホームといいましたけれども、そうしたもののより一層の改善ということなのか、地域情報化とは何かということがよくわからないんだけどね、地域情報化というのは。例えば、それは地域の公民館だとかそういうところにパソコンを置いてネットワークをつくったりそういうことを想定してるのか、その辺はどうでしょうか。

○企画課長

先ほど委員が、知立市行政情報計画は配ったらどうかというふうに言われましたけど、うちの方のホームページを見ていただければ、これは公表してあるものでございます。

それから、今のものですが、やはりこれから行政情報化から地域行政化セキュリティというような特にセキュリティには重要な柱になっておりますので、その部分をもう一回見直すといったらおかしいんですけど、評価をするというように形で職員に三本の柱でしっかり洗い直しをし

ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

なかなかイメージのわからない話を聞いて、大変こちらの方がイメージがわからなくてあれですけども、そうしたプロジェクトを立ち上げて、この市の情報サービスも、また地域への普及、情報提供、また地域からの情報が業者の方にはね返るといふそういうシステムを構築してるのかなというイメージですけどね。おおよそのところはわかりましたけれども、つけ加える点があったらつけ加えて訂正してください。

もう一つは、87ページをちょっとお願いしたいんですけども、ついこの間、井戸水が、これ池端ですけどね、これが有害物質が検出をされたということで1本の井戸ということですけども、井戸水提供の家の水質検査手数料という形で34万9,000円載ってるんですけども、これはどうした形で県が調査をしてこういふふうになったのかなということですけども、その辺はどうでしょう。

○防災対策室長

井戸水の提供の家の水質検査手数料でございますが、現在災害時用ということで個人の家の井戸を提供、いざというときに提供していただける形ということで御提供いただいているところが今、個人では74カ所ございます。それから事業所、普通の会社等でございますが、それが19カ所、公共施設が16カ所、合計109カ所が今提供していただけるということで登録がしてございます。

これを3年に一度ずつめどとして水質検査を民間の水質検査の会社に委託いたしております。ちなみに、名称が東海分析とかいう水質業者が平成19年度は扱わせていただいたんですが、水質を大体109ありますから30カ所から40カ所ですね、その個々の井戸を水質を調べということで、採水して調べるまで数週間かかるものですから、一遍に毎年109カ所というのはなかなか難しいものですから、3年にローリング的に一回ということでございますが、ちなみに、大体井戸が非常に浅

い井戸というか、昔の井戸ですが、そのまま災害時にすぐ飲めるというのがなかなか水質的には、煮沸すればオーケーですが、そのままオーケーというのは全体の中では、やはり少ないという格好で、これはBODとかそうすぐに問題が起きるわけじゃないですけども、水質的には飲み水は煮沸すればオーケーというような格好ですから、その性質が非常にまずいという結果まで出てるというのは報告は聞いておりませんが、そのままでは飲めないというような格好ですが、年々変化するものですから、3年に一度ずつ調べさせていただいているようなわけでございます。

以上です。

○佐藤委員

ちなみに、これはどういうルートで県が検査をしたのか私はちょっとわかりませんが、この井戸というのは、池端、宝町ということですね、そのうちの1本ということでもありますけれども、これがじかに飲める井戸水は少ないと。煮沸すれば可能だと。煮沸というのは有害物質が入ってないことが前提ですのでね、こうした形で有害物質が検出されると。これは以前にも新聞記事を見ますと出たということでもありますけれども、これが知立市の井戸水提供の家とかね、それに該当する井戸なのかどうかということが大切じゃないかなと思っておるところですけども、これは該当する井戸でしたか、どうでしょう。

○防災対策室長

私、ちょっと情報不足で申しわけございませんが、今、私どもある109カ所の中で、そういった報告は聞いてございませんものですから、多分登録していただいているところではないかなという認識でございます。

以上です。

○佐藤委員

もちろんこの持ち主がおるわけですね、井戸水提供の家なんかのプレートがありますね。その方から、異常があったよということが情報が寄せられればわかるけど、そうじゃなければわからないと。ただ、そういう提供する家になつて以上は

情報があつてしかるべきだからないということは違うんじゃないかということですけど、一度確認だけはね、ぜひしておいてほしいなというふうに思います。

それと、もう一つは、これが池端と宝の両地区ということで、両地区は1991年にもう地下水汚染が判明しており、そのときも検出されたトリクロロエチレンの汚染原因は特定できなかったことがあるんですけどね。井戸水提供の家の水が日常的には井戸水を提供される家でも余り使われてなくて、飲み水や飲用には使われてなくておるといふこともあり得る話でね、一度そうした点も3年に一遍のローリングというふうにはなってますけれども、検査を一度してみる必要もあるのではないかなということを感じたので、その辺の見解だけお願いします。

○防災対策室長

ちなみに、先ほどの109カ所の中に、池端で個人名は申し上げられませんが、登録していただいている方がございまして、今年度で調査もさせていただいて問題なかったようには聞いておりますので、多分違う件だとは思いますが、一度確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それで、次にですね、時間もきてますけれども、一、二点聞いておきたいというふうに思います。

89ページの住基ネットの保守委託料ということでは159万6,000円という形でありまして、それと公的個人認証に係る鍵ペア生成装置保守委託料で18万3,000円ということでもありますよね。これは住基ネットの関連だということで、私も前、質問させていただいたときに、住基関係で今日まで投資額ということで計算したりしましたけれども、今まで平成20年度予算のうちで、うちというよりも、平成20年度予算を積算すると住基関係の投資額はいくらかということと、住基カードの普及枚数はどうなってるかと。投資した金額に対して発行枚数と、そこから見たときの一枚当たりのコストは

幾らかという点、それと、もう一点は、住基カードは市民の側からいくと他市でも住民票が取れるよということが一つの売りになってたわけですね。行政的にはいろんな4情報しかない中でも行政サービスというか、リンクというか、アクセスといいますかそういう中で、情報を行政側が取ることができるということで効率化にはつながるわけですが、そこはいいですけども、住民票が実際に知立市の市民が他市で住基カードを使い発行してもらった実績があるのか、また、他市の住民が知立市に来て住民票を取得をしたのか、その実績お知らせください。

○企画課長

住基関係でございますが、これは市民課と企画課の方で二つに分かれております。平成20年度については1,017万円の予算を計上をしております。全体で平成12年度からその費用が始まっておりまして、平成19年度は当初予算というような形で計算しておりますが、1億3,231万円という費用を使っております。

それから、委員が言われた個人認証票でございますが、これは市民課の方が管轄しておりまして、そこから得た情報で聞いたものでいきますと、バージョンが写真とか写真なしだというのがございますが、平成19年度は345ということで、これも平成15年から始まりまして、全部で761枚が出ております。

以上でございます。

○佐藤委員

761でおおよそ1億3,000万円あれば以前よりは若干所管じゃないということですね、そこはあれですけども、いずれにしても、なかなか全国的にもカードの普及は1%台というような形で国民生活へのメリットは十分波及してないということです、実態としては。

電子自治体ということで、そういう流れでありますけれども、それと、もう一つは、このところ住基ネットに対する裁判がいろいろありまして、ついこの間の3月6日は住基ネットは合憲と初判断4件の訴訟で住民敗訴が確定したということが

言われてるんですよ。

しかしながら、大阪の箕面市では、その前の2006年の11月30日に大阪高裁が違憲だということで住民の方が逆転勝訴したんですよ。そうした経過をたどりながら箕面市では、住基の選択制ということをとられてるようなんですけれども、相次ぐカードの偽造等を含めた事故を考えると、ほんとに最高裁の判決は合憲だということを言いましたけれども、ほんとにそれで一挙にずっとなだれ込むような形がほんとにいいのかどうかということもですね、今、知立市は合憲だという立場でそれは波及しながらやってるわけだけでも、そういう立場であったとしても、絶えずそういうことを検証しながら今後も続けていくのかどうかということを見ていかないかんといいその姿勢だけは堅持してほしいと思うんですけども、その点ぜひ御見解を示してほしいと。

○企画課長

今、委員が言われましたとおりにですね、この前、裁判がございまして、合憲というような形で出たわけでございます。それから、ほとんどの市町村というのは、その推進というような形で進めていくというような形になるかと思えますけど、当市におきましても、セキュリティのことについてはこの情報の今の住基ネットだけではなくて、十分注意をはらっていき努力をしていく。そして職員に研修とかそういったものも一生懸命していくというような形になるかというふうに思います。以上でございます。

○佐藤委員

あと、もう一、二点ですね、ちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですけど、この小学校、中学校のパソコンの借上料、また購入ということで、平成20年度は75台を購入すると、小学校では、中学校では31台、私の聞き間違いじゃなければそんな感じなんですけども、この議会の中でもですね、職員へのパソコンの普及ということが言われて、たしか3年計画とかいろいろ議論がありましたよね。これは、この台数を持って大体最終になるんですかね。これはどうでしょう。

○教育庶務課長

今、委員が御指摘がありましたように、3年計画ということで一応平成20年度で終わる計画で進んでおります。

ただ、職員数の方が、教員の方が少人数学級ですとかいろんな形でふえてきておりますので、平成20年度で一応全部終わる予定でおったんですが、若干平成20年度で完結できない見込みが生じております。

以上です。

○佐藤委員

単純な話で大変恐縮ですけども、小学校は706万4,000円ということで、75台で割り戻すと9万4,000円余ですね。中学校は31台で割ると14万6,000円と。もちろん小学校と中学校で違いがあるのかもしれませんが、先生の仕事ということを見ると、どちらも同等かなというふうにするわけで、私の今言ったような数字が正しいかどうかの訂正も含めて、何でこんな小学校は9万4,000円のパソコンで中学校は14万6,000円なのかなという素朴な疑問をぜひお答えください。

それと、もう一つは、かつて私は、パソコンが学校の中に普及したときに知立市はリースという形で、5年リースでしたかね、そういう形がありました。そうではなくて、パソコンの価格が安くなってきたということがあって、購入したらどうだと、そういう自治体もあるよということで提案をさせてもらった覚えがあるわけですけども、従来のパソコン借上料ということで、これは多分リースなんだろうというふうに思いますけれども、従来のリースでやってきたものと、新たに今度はパソコンを購入すると。もちろんそのインフラは整備せないかんかもしれませんが、その考えの違いをどこでどうそうした選択になったのかなということをお知らせください。

また、これは先生個人個人がデスクの上で使われる、持ち運びできると。このパソコン借上料というのは、小学校5,081万3,000円、中学校2,469万円となっておりますけど、その辺のこともお知らせいただいて、リースと購入という使い分けがある

ものですから、その辺の考え方を教えてください。

○教育庶務課長

まず、教師用パソコンにつきましては、平成17年度はリースで行っておりました。平成18年度以降につきましては、リースより購入した方がベターではないかという方向に考えまして、平成18年度以降よりは購入をいたしております。

先ほど委員から発言のあった購入費の単価なんですが、小学校、中学校とも各一台当たり13万円ということで同じように予算化しておりますので、小学校、中学校が単価が違うということはないです。

○佐藤委員

それで、平成18年度よりリースから購入に切りかえたということで、当然それはリースを選択するよりも購入の方が安いということばかりじゃないにして、やっぱりそれが大きく影響をしてくると思うんですけども、従来のリースで先生方にパソコンを貸し与えたという前提にした場合の想定できる金額と購入でやった場合の金額の差額というのはどれくらいを見込まれて購入に移行したのか、その辺はどうでしょうか。

○教育庶務課長

申しわけありません。その平成17年度から平成18年度に切りかわったときの経費の比較についてはちょっと把握しておりません。

○佐藤委員

大変申しわけありません、そういうことですね。ひとつそんな形で、私の提案が受け入れられたということは思いませんが、かつてそういう議論があってですね、リースより購入がいいじゃないかというね、結果としてそういうことも安くあがるということが選択されたということですね。

以上です。

○総務課長

先ほど委員の歳入のところでの質問の中で、ちょっとあとで調べさせていただきますというふうに御返事をさせていただきました。

地方消費税交付金でございますが、やはり納期

と交付される時期によりまして、平成20年度は11月の月末が土日に当たります。したがって、11月の納期のもので12月にずれ込むということがございます。11月に納付されますと3月に交付されるということになりますが、12月に納付されたものが4月に入ってしまいますので年度が変わるということがございます。そうしたことが大きな原因であろうというふうに思います。

それと、委員おっしゃられましたように、消費の落ち込みというようなこともあろうかというふうに思います。

それから、もう一点、特別交付税の関係でございますが、だんだん減ってきて最後になくなってやへんかというような御指摘をいただいたわけですが、特別交付税は交付税総額の6%というふうに決まっておるわけでございますが、災害がありましたところですか、合併したところですか、そういうところへ大きくシフトはしていくということになろうと思いますが、何がしかは知立市も交付がされるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第30号について挙手により採決します。議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。したがって、議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成20年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。したがって、議案第33号 平成20年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後8時10分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長